

この法律案は、このような観点から、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育、研究等の状況を評価する認証評価において、当該教育、研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする。同時に、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員、校務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、大学等の教育、研究等の状況を評価する認証評価において、当該教育、研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務づけるとともに、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めることとしております。

第二に、国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とする。同時に、国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他、その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合に、その設置する国立大学に係る学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事を置くことができることとする規定を整備することとしております。

第三に、学校法人における役員の職務及び責任並びに財務書類の公表等に係る規定を整備することとしております。

第四に、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において、国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集、分析等を業務として追加することとしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○亀岡委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わ

りました。

○亀岡委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本日午前、大学等における修学の支援に関する法律案審査のため、国立大学法人東京工業大学名誉教授・前学長三島良直君、東京大学大学院総合教育研究センター教授小林雅之君、労働者福祉中央協議会事務局長花井圭子君、及び、本日後、学校教育法等の一部を改正する法律案審査のため、筑波大学長・中央教育審議会大学分科会長永田恭介君、東京大学大学院教育学研究科准教授両角亜希子君、名古屋大学総長松尾清一君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○亀岡委員長 これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております両案中、まず、内閣提出、大学等における修学の支援に関する法律案について議事を進めます。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本席にいらして、それぞれのお立場から忌憚らない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位から一人十分以内で御意見を述べさせていただきます。その後、委員からの質疑に対してお答えをいただきます。

なお、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないこととなっておりますので、あらかじめ御

了承ください。

それでは、まず三島参考人をお願いいたします。

○三島参考人 おはようございます。

本日は、この大学等における修学の支援に関する法律案に対する御審議に際して、参考人として意見を述べたいとお願いしたことに、まずは感謝申し上げます。

昨年の三月まで東京工業大学の学長をしてございまして、科学技術系の国立大学として、教育の質の向上、あるいは研究力の向上ということで、大きな改革を在任中にしたわけでございますけれども、今、順調に滑り出したというような状況でございます。

そして、まず、大学の役割といいますが、そういったところからの観点から三点ほどお話をできればというふうに思うところでございます。

一点目でございますが、まず、将来のよりよいグローバル社会の形成における我が国の役割、それから、その中のソサエティー五・〇あるいはSDGsへの対応ということで、最も重要と思われるこれからの時代を背負う若者の、高等教育を受ける機会を望みましてこれに貢献しようという志を持つ人たちが家庭の経済的な理由によってその機会を失うことがないように、現在の仕組みに欠けている施策を国策として立ち上げようとする本席に、基本的に大きな賛同を申し上げたいというふうに思います。

二点目でございますが、本日、現法律案の成立、実行に対して、その政策としての妥当性として公平性を主としたさまざまな危惧が提唱されることは、本件についての一連の有識者会議の主査を務めてきた私にとりましては、よく理解しているというふうに思うところでございます。それらの点につきましては、ここで与野党の議員の皆様方から御質問、御意見をいただけたものと思っております。しかし、ここまでの有識者会議の議論については、現段階における最善の方針を立ててきたと私は思っておりますので、それらの御懸念につ

いては私の考えを述べさせていただければというふうに思うところでございます。

それから、三点目でございますけれども、何より、まず、高等教育の役割というのは、初等中等教育を受けた若者たちの未来に向けた志を育てるためにあるということでございます。専門知識を単なる大学における単位の取得という形で義務化するということだけではなく、東京工業大学で例えて申しますと、さまざまな科学技術分野の中で、将来、自分がよりよい社会を築くための貢献を果たすための学びはもとより、将来、人から尊敬される人格を形成するためのさまざまな教養、あるいは多様な人々と触れ合う経験を提供する場でありたいというふうに常に思っているところでございます。そのような場としての大学に志、気概を持つ若者であれば、たとえ経済的に貧しい環境にあっても、できる限りの援助をして迎え入れ、立派な社会人に育てたいと思うところでございます。

国立大学の改革が叫ばれてもうかなりの時間がたっております。ただ、やはり、国立大学としての使命をしっかりと果たすべく、最もその中で重要なものが教育の質の改善でございますので、その点を十分にわきまえた体制を東工大はつくるとともに、そこに、本席にこれからの世の中をしっかりと立つぞという気概を持つ学生を受け入れることが非常に重要だと考えますと、今回の法案は非常に重要な意味を持っているというふうに思う次第でございます。

何とぞよろしく御願い申し上げます。ありがとうございます。

○亀岡委員長 ありがとうございます。

次に、小林参考人をお願いいたします。

○小林参考人 おはようございます。私は奨学金の研究をずっとしております。二つの新しい制度の設計にかかわってまいりました。三年ほど前にもこの場で奨学金の制度改革について意見を述べさせていただきました。今回は給付型の大規模な拡大ということでございまして、こ

ういう機会を与えていただいたことについて、まず感謝申し上げたいと思います。

以下、資料に基づいて意見を述べたいと思いますが、私が知り得た限りの資料というのは公表されたものであります。新しい経済政策パッケージ、あるいは三島先生がやられた専門家会議、それから骨太の方針、関係閣僚会議の了承事項ということ、それからもちろんこの法律案ということになります。その後に変更とか、あるいは私の誤解があればお許し願いたいと思います。

今申し上げた二つの制度と申しますのは、一つは給付型奨学金でありまして、これは、目的は、非常に厳しい状態にある所得の低い層の進学を促進することが大きな目的であります。これは、日本では初めての公的な制度です。それに対して、もう一つの制度は新所得連動型返還制度でありまして、これは目的は、中低所得層の教育費負担の軽減あるいはローン回避と言われる現象を防止するものでありまして、目的も対象も異なる、ただ、二つで大きく日本の奨学制度をカバーするというふうに考えることができると思います。

今般の新制度ですけれども、これは給付型の拡大ということになりますけれども、その特徴といましては、まず第一に、何といつても、非常に規模が大きいということです。

二〇一七年に創設されました給付型奨学金は年額で二十四から四十八万円でしたけれども、今回は、初年度の最高で、授業料と入学金を合わせると約九十六万円、それから給付型奨学金は九十一万円というふうになっておりますので、百八十七万円と極めて大きなものになります。それから、対象者も、現行では住民税非課税世帯なんですけれども、これを年収約三百八十万未満の世帯まで拡大するというものでありまして、非常に大きな制度になっております。

それから、授業料減免に関して申し上げますと、現在は制度が、国立大学、公立大学、私立大学、全て異なっております。それから専門学校については、公的支援に関しては、北海道と高知県

しかありません。こういう中で、非常に制度を拡大するということは望ましいことであることは言うまでもありません。

それから、これまで公的支援に乏しかった入学金の問題、それから家計急変、これは例えば保護者がリストラされたとか、あるいは離死別で急に家計が苦しくなったような場合ですけれども、こういったものにも対応するということになっておりまして、そういう意味で、進学の促進あるいは中退の防止に役立つというふうにも考えられます。こういう形で給付額及び対象を拡大したという点では、非常にこの新制度は評価できるというふうに考えております。

ただ、幾つか懸念がないわけではございません。

一つは、崖効果と言われる問題でありまして、これは、授業料減免、給付型奨学金とも、制度的に三段階というふうになっております。こういう場合には、崖効果と言われる問題が生じます。これは、受給者と非受給者、あるいは受給者間で格差が大きくなるという問題で、その結果として、モラルハザードが起きるおそれがあります。

高校の就学支援金についても三段階で行われておりますけれども、今度の給付型奨学金あるいは授業料減免は格段に給付額が大きいですから、こういったことで、受給者と非受給者、あるいは受給者間でも不公平感、不満感が残るのではないかと懸念があります。

資料を見ていただきたいと思います。資料の二ページ目に各国の制度を示しました。これは文部科学省がつくった制度でありますけれども、フランスでは八段階、アメリカとかドイツでは直線になつておりまして、こういった問題をできるだけ起こさないような制度設計になっております。この辺について、三段階ということは若干懸念があります。

それから、確認要件の問題点です。

これは、高等教育機関、学生は、公的補助、すなわち税金を使うことに対する責任があると考

ますが、このため、一定の資格要件や機関の説明責任を果たすということが非常に重要です。

例えば、アメリカでは、アクレディテーションを受けた団体、高等教育機関のみが連邦奨学金の受給資格を持っています。確認要件のうち、大学の情報公開と厳格な成績評価というのは、現在の大学改革でも非常に重要な施策になっております。

ただ、外部理事については、複数任命するということになっております。それから、実務経験のある教員について標準単位数の割合以上配置されているということになっておりまして、これについては、この理由として、大学等の勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、対象学問追求と実践的教育のバランスがとれている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める、こういうような説明がなされているわけです。

国民の税を投入する以上、一定の水準の教育機関でなければならぬというのは理解できます。しかし、果たしてこれらの要件が本当に適切かどうか、また、設定されたこれらの数値目標がどのような基準と根拠を持っているのか、十分な説明がなされていないというふうにも考えています。

さらに、重要な問題といたしまして、こうした教育機関の選別というのは、生徒の教育機関の選択を制約することになるおそれがあります。奨学金は個人への補助でありますから、個人の選択を基本的には尊重すべきです。現行の給付型奨学金にはこういった確認要件はございません。奨学生を獲得するために、高等教育機関の切磋琢磨が生じるということはあるかもしれませんけれども、最初から高等教育機関を選別するということは疑問です。高校生の進路希望に影響する可能性は非常に強いと思いますし、確認大学等でないことを知らないで進学した場合に、受給することができない、結果として低所得層を排除するというものにもなりかねないということがあります。こうし

た可能性について特に説明がないので、どこまで検討したのかよくわかりません。

さらに、専門家会議では定員充足率などについて新たな条件が定められておりまして、三年連続して八割未満の場合には要件を満たさないということになっております。しかし、現在、介護福祉士の専攻というのはおおむね定員充足率が八割未満という状況になっておりまして、非常に厳しい状況にあります。こういう形で、地域とか、あるいは専攻について考慮せずに一定の基準を課するということは疑問が残ります。

それから、奨学生になった場合には、現行の給付型の場合には、学業成績の著しい不振等が明らかになった場合だけです。これは、卒業してからもことが大前提ですから、それに対して、成績等が不振の場合には廃止あるいは支給した額について返還を求めるということになっているわけですが、今回は、成績が下位四分の一に属する場合というふうになっておりまして、これは数値による非常に相対的な評価ですから、本人の成績のいかんにかかわらずこういう問題が起きます。こういった奨学生というのは、経済的に非常に困難な学生でありますから、支給打切りになりますと、そのまま休学とか中退につながるおそれがあります。そういう意味で、こういった形式的な要件を定めることがいいのかどうかということも検討する余地があるかと思ひます。

それから、なぜこういったことになったかということなんですけれども、これは政策決定過程の問題であるというふうにも考えています。

パッケージで、まず、二〇一七年の十二月ですけれども、極めて詳細な確認要件が閣議決定されております。これに対して、さまざまな団体が反対論とか批判をしております。これに対して、閣議決定であるために変更ができないということ、その後の制度設計に大きな制約を課したというふうにも考えております。

それから、時間的な検討の期間というのもあります。

図三は、どこまで高等教育の無償化をすべきかを尋ねたところ、年収で限定せず全世帯を対象とすべきを含め、低所得者だけではなく中間層まで無償化すべきとの回答が四割強を占めています。図四の、これから大学等に進学する子供のいる中間層に絞ると、三人に二人が中間層にも広げてほ

対象者を真に支援が必要な低所得世帯の者と法律で限定することで、低所得者層と中間層の分断

や、支援を受ける方へのバッシングやステイグマを生まないか、非常に心配があります。ぜひとも、将来的に支援の対象を中間層に広げていく道筋を明らかにしていただきたいと思います。

また、授業料減免に関しては、現在でも、予算の範囲内ということではありますが、国立大学の場合は、大学院生や年収七百万から八百万円の中間

層であっても、成績がよければ減免を受けることができます。新たな制度創設で、大学院生や中間層への授業料減免が打ち切られたり、あるいは後退することがあつてはならないと思います。この点は、国会審議の中で明確にしていきたいと

第二に、大学等の機関要件により、進学する大学によつては授業料減免や給付型奨学金制度の支援が受けられないことです。

支援の目的として、大学等での勉学が職業に結びつくとされていますが、本来学びたい学問が制約されないか。また、志望する学校が対象から外

れば、進路にも影響が出ます。教育の質の確保、情報開示の必要性や、経営に問題がある大学

等の救済にならないということとは理解できませんが、それは大学等の認可や助成等に当たつての問題であり、それを学生支援の条件とするのは筋が違うのではないかと思います。

り、大学の自治や学問の自由を侵害しないよう、その必要性も含めて十分議論いただき、慎重な運

用をお願いいたします。

第三に、支援対象者の個人要件については、高校からの推薦基準や、大学等で学業成績が不良な場合の取扱いがどうなるのか。

特に、成績が下位四分の一に属した場合、そのような場合、支援が打ち切られたり、あるいは既支給額の返還は、学生が進学をちゅうちょしたため、慎重な対応をお願いしたいと思います。

第四に、授業料引下げの方向性が打ち出されていないことです。

第五は、高等教育関連の負担に関して何を優先的に実現してほしいかを尋ねたものですが、大学などの授業料の引下げが最多となっています。ぜひとも、こうした声を受けとめ、高過ぎる学費を引き下げ、中間層を含めた全体的な学費軽減の方向性を示していただきたいと思います。

第五に、奨学金を返済している方の負担軽減についてです。

私どものアンケートからも、図六から八で明らかのように、奨学金返済の負担に苦しみ、本人も親も返済への不安を抱えながら暮らしています。図九から十にありますように、奨学金返済は、結婚、出産、子育て、仕事の選択など、若者の生活設計にも大きな影響を及ぼしています。これを放置すれば、少子化をより加速することになりかねません。

返済困難者に対する喫緊の対策として、本年四月以降に返済猶予の時期が切れることに対応した猶予期間の延長や、民法改正に合わせた延滞金賦課率の引下げ、保証のあり方について見直しを早急に行うことが必要ではないかと思えます。

第六に、消費税増収分の使途についてです。

今回の支援対象者数は七十五万人程度、所要額は約七千六百億円と試算されています。これは低所得者世帯の高等教育進学率が全世帯平均の八割まで上昇するという想定ですが、目標達成までの間、試算所要額との差額はどのように使われるのか、明らかにしていただくようお願いいたします。

す。

最後に、二〇一七年の日本学生支援機構法改正の附帯決議は、貸与型奨学金制度は無利子であるべきことや、所得連動返還型奨学金制度の適用対象の拡大の検討、日本学生支援機構の体制整備などが盛り込まれましたが、残念ながら進展してはおりません。国会として、附帯決議の進捗状況を点検し、一歩でも前進させていただくとともに、施行四年後の見直し時期以前であっても、必要な改善は行っていたいただきますようお願いいたします。

国会審議を通じて、本法案の懸念が払拭され、学費の引下げや中間層を含めた支援策の拡充、奨学金返済者の負担軽減への展望が見えるような方向性を国会の意思として明らかにしていただきますよう強く要望し、意見とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○亀岡委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の方々からの意見の開陳は終わりました。

○亀岡委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。馳浩君。

○馳委員 おはようございます。

参考人の方には、御礼申し上げたいと思えます。

自己紹介から始めますが、この給付型奨学金制度、高等教育において絶対に必要だという確信的な考えのもとに、当時、大臣時代にいろいろ答弁をさせていただきました。あの当時を思うと、一歩、二歩先に進んだかなと思えますが、百歩進まなければいけないことを考えると、まだ二歩目だなどというのが率直な私の感想であります。

したがって、お三方からいただいた御意見はもっともだと思えながらも、また、そうはいっても、公的資金を使うわけでありまして、国民に対する説明責任を果たしながら、また、高

校関係者、大学関係者にも理解を求める作業として、私は、この参考人質疑や委員会質疑を重要な場として有効に活用させていただきたい、こういう観点で、幾つか参考人の御意見に質問させていただきます。

実は、私が大臣答弁のときに給付型奨学金制度創設の話をするたびに、私の耳元で麻生財務大臣が、財源、財源と、百回ぐらいい、私が答弁しようとする、財源とつぶやくんですよ。その威圧的な言葉に私もちよつと気が引けそうになりながらも、しかしながら、この四ポイントについては常に答弁をさせていただいたと思っています。財源のあり方、それから対象、それから規模をどうするか、そして社会的な評価。この四点について議論を煮詰めながらも、給付型奨学金制度としては必要だと。

実は当時、二〇一五年から一六年にかけては、いわゆる児童養護施設にいるお子さんたちの修学の支援として、わずか五年間の時限制度として給付型奨学金制度があつたわけでありましてけれども、到底それでは本来の趣旨には合わないということで、制度にすべきだということで、とりわけ三島先生にはお世話になったと御礼申し上げます。

そこで、おっしゃったとおり、妥当性と公平性の議論、この創設に当たって、逆に私はここで終わってはいけなかつたと思つていて、更に中間所得層まで拡充していくべきだ。将来的には、私はJ-H E C Sの提唱者でありますから、そのことも今後質疑では大臣ともやりとりしたいと思えますが、中間所得層までという一歩手前のこの今の段階において、この制度の妥当性や公平性について、どういふふうにちゃんと国民に理解を求める説明をすべきか、この論点をちよつとお示しをいただければと思います。

○三島参考人 ありがとうございます。

この制度につきましては、先ほど小林先生からも御説明ございましたが、給付型の、今回の、今議論をしている法律案については、確かに時間的

に十分な時間をかけたかというところ、ここは一つ、やはり進め方の中で難しいところであつたというふうに思います。そういうことで、今の、どの範囲までやるか、それから対象とする者をどのぐらいにするか、それから額はどうか、その他さまざまなことについて、十分な議論を詰めた上での結論になっているとは私も思わないところがございます。

ただ、とにかく理念として一番重要なところが、勉強をちゃんとしたい、社会で活躍をしたいと思うけれども、経済的な理由で高等教育を受けられない人たちをどうやって救うかということ、これは間違いなく非常に重要なことであり、もしできることなら、できるだけ早くそういったシステムを動かしていくということ、これに関しては余り反対はなかつたというふうに思うところでございます。

ですので、制度的な論点は、今もう既に申し上げたとおり、それから小林先生、花井先生が言われたとおりの論点についてさまざまな意見を交わしましたけれども、まず最低限、この、これだけのところからスタートしようということに関しては、委員の中では了解を得たということでございます。

私も、この制度は、とにかく動かしつつ、そして検証しつつ、効果に対する評価をしつつ、それから、大学の資格であるとか、あるいは、給付型の奨学金を受けた学生の勉強に対する成果、例えば成績がどうだとかいうようなことも、いろいろな御指摘がございますが、そういったものが、より明快であり、国民の皆様方にとっても理解できるものにしていくのこれから時間がかかることではないかというふうに思うところでございます。

法律の中にも、四年後には一度大きく見直すんだ、大きく見直すかどうかわかりませんが、見直しをしてよりよい制度にしていくんだという考え方があつたために、ここでスタートするという形をとるのでもいいだろうというのが私の主査としての

考え方でもございました。

ということ、問題点につきましてはもうお二人の参考人の方からいろいろ挙げていただいておりますが、その点につきまして決して検討をしなかったわけではなく、その点についての進め方ということで御了解を得たので、今回はこれでスタートしたい、私の意見はそういうふうに思っております。

よろしいでしょうか。

○馳委員 恐らく、給付型奨学金制度の拡充案を更に拡充させるためにスタートさせるということにはそんなに異論はないと思うんですが、やはり妥当性と公平性と規模については、まだまだ、実は提唱していた私ですら物足りないという気持ちがあるというのは、一つ率直に表明しておきたいと思っています。

したがって、評価は、法律上は四年後、つまり一ラウンド、一年生から四年生まで回った後まず評価をするというのが妥当だとは思いますが、私は大規模な見直しが必要であるという認識をまず持っているということを申し上げた上で、四年後以降のことも見通しながら、この財源について、実は我が党内におきましても、厚生労働族議員の皆さんから随分反対という批判を受けたんですよ、何で消費税の増税で使うんだと。逆に、私たち文教族議員は、うるさい、財源論というのは言い始めたら切りがないんだ、切りがない。

したがって、私たちは、むしろ、次の消費税増税のときには教育目的の消費税にすべきだという議論まで闘わせながら今回は落ちついた、こういったところでありまして、お互いに、厚生労働族議員からも文教族議員からも、みんながみんな納得したわけではなかったんです。だけれども、財源を一定程度確保してスタートして拡充しないと、これは人生百年時代における我が国の将来にとって禍根を残すことになるから、まずはスタートさせようという政治的な判断だったと私は思っています。

そこでなんです、この財源についてもいろいろ

ろな議論があつたんですよ。どういう議論があつたかというところ、教育に対する投資は乗数効果が高いので、投資と考えれば、教育国債として交付国債のような形で出せばいいじゃないかという議論が実は主流でありました。税でいえば、消費税を教育目的にするかという部分と、今回のような選択肢、あるいは相続税、贈与税などを減免して教育に回すかという案、さらには、隣に村井さんが提唱していたことも保険というふうな議論もあつたんですよ。

財源論については一年間かけて大変な議論をした後、最終的には総理の判断で消費税ということに落ちつきましたが、私は、財源論についても今後とも議論は深めていかないと、そのことが国民に対しての説明責任、妥当性、公平性、これに答えを出していけないと思っておりますが、この財源論について、もっといい財源があるんじゃないか、あるいは消費税、今回の増税にあわせて落ちついたということについて、御意見があれば、三島参考人にお願ひしたいと思います。

○三島参考人 財源の話はとても難しいところでございまして、誰もが納得するやり方になつたかどうかというのは甚だ疑問しいところもあるかと思ひます。ただ、大学の人間として思うことは、やはり若い人たちの教育、人材育成、初等中等教育も含めて、これは我が国にとって最優先にやるべきことである。

したがって、その中の、教育をよくしていく、人材育成に必要な資源をどういうふうに入投するかというところは、やはりこれは政府の決断だろうというふうに思ひますので、消費税からやるのがいいのかどうかというふうな議論はあるとしても、私がやってまいりましたこの件に関する有識者会議の中では、これはむしろ政府マターであらうというふうなことでございまして、どの部分からこれだけの七千億円以上のものを捻出するかというのは、今の我が国の財政の中で、非常に難しい。これだけの額を、特に血税から支出ということになりますけれども。

ただ、やはり最初に申し上げたように、人材を育成していくということに対する投資として、それに対して今度の消費税からこれを充てるというふうな決断を首相始め政府がなさったということに関しては、納得ができることだと私は思っております。ほかの参考人の御意見もまた何えればと思ひます。

○馳委員 財源論のことだけでも百時間ぐらい使いたいぐらいなんです、大変限られた時間ですから。

ただ、小林参考人も花井参考人も、財源論のことについては、多分この制度はそもそも賛成しておられると思ひますけれども、まだまだ不十分だという認識はよくわかりました。

その理解は私も理解した上で、財源論について御意見があれば、小林参考人や花井参考人からもお願ひしたいと思ひます。

○小林参考人 今御議論がありましたように、財源論というのは非常に難しいということはもう重々承知しておりますが、一つだけ提案させていただきますと、きょうは時間の関係で、五ページ目のところにあります、今後の課題の五番目のところで、教育のための寄附の増加策、これは必要だと思ひます。アメリカの場合、奨学金というのはかなりの部分が寄附から成り立っているということは御存じだと思ひますけれども、まずこういったものを促進していくということは一つの方策だろうというふうに思っております。

それからもう一つは、孫への教育費について、教育資金に充てる場合には相続税を非課税にするというふうなことで、これが現在一兆円以上の規模になつています。こういうことではないのかということなんです。つまり、一兆円ということになりますと、これが一％課税されても百億の財源があるわけですから。これについてもいろいろな意見があると思ひます。むしろこういうことの方が望ましいんだという考え方もあると思ひます。が、そういうことを含めまして、教育費の負担をどうするかということは、もう少し再検討する必

要があるのではないかとこのように考えております。

○花井参考人 ありがとうございます。

私も、今回のアンケートの調査で、財源をどうするかということについても聞いております。その結果、一位は、やはり今の政府の予算を見直しをしながら、そこから財源を捻出してほしいというのが一番多くて、次に多いのが、法人税等の引上げによって財源を捻出すべきであるということ、消費税とか所得税の引上げということで財源を確保してほしいという声は少数だったわけ

です。その意味でいうと、今回は消費税を活用してということになっておりますので、それはそれで政府の選択なんだろうというふうに思ひます。ただし、どういった税を使うかということが、対象者及び制度の大きさによると思ひますけれども、消費税を活用するというのであれば、先生がおっしゃいました中間層まで拡大してほしいということですので、そこを展望したものとして活用していただければというふうに思ひます。

お答えになつていないかと思ひますが、そのことをお願ひしておきたいと思ひます。

○馳委員 花井参考人の思ひはよくわかりました。ありがとうございます。

私は、今回で終わりだと全く思ひません。今後のこの給付型奨学金制度の拡充に向けて、あらゆる各界各層から、財源論も、公平性も妥当性も、評価のあり方もいただく必要があると思ひますし、大学側には、社会に対するいわゆる透明性、公表の義務があるというふうには私は認識しております。

最後になりますが、大学の評価のあり方について、入ってくる学生の一つの絞り込みはやむを得ないとしても、入った大学が本当に社会貢献しているのか、いわゆる経営悪化した大学の温存策になるんじゃないかという批判には応えなければいけません。

ちよつと時間がなくなりましたが、大学の評価のあり方について、実はオーストラリアにはQILTという評価基準があつて、公表されています、国民に。私はそういう制度にしていきたいと思います。個人的には思つておりますが、三島参考人から評価のあり方について伺ひして、終わりたいと思います。

○三島参考人 現在の国立大学を始めとする大学にとつて、しっかりと評価を受けるべきであるということには間違ひがないと思います。

私も、そういう意味で、学長時代には、東京工業大学の教育が、果たして質として、どれだけ国民の皆さんあるいは学生から見ればらしいものかということをやつて担保するのか。

今の日本の大学というのは、入学試験ということで入り口保証みたいなことをしているわけですから、その後の四年間、あるいは大学院まで行くと六年、九年というこの間に、彼らがどういふふうな勉強をして、どんなことを身につけて、そして社会へ出ていくかというところの評価が非常に甘いところがありました。

これが恐らく、大学が変われと言われた一番の原因だと思ひますので、やはり、どういう教育をしているかということいろいろな形で社会に対して示すという手段が必要だろうというふうに思ひます。

いろいろなやり方があると思ひますけれども、例えば、海外のトップ大学ですと、ホームページとかウェブサイトでそういったデータをしっかりと出して、そして、どういふところへ就職していったか、今卒業生がどう活躍しているかというふうなことをきちつと外へ出していくということがあると思ひますので、それも一つかと思ひます。

ただ、何より重要だと私が思ひますのは教員の意識でございます、教員の一人一人が学生一人一人をどこまで、専門性みたいなものもそうだけれども、先ほど冒頭でも申しましたように、もう少し、若いときの大学での生活でどれだけ知

識なり教養なりといった人間としての幅をつけていくかというふうなことも含めて、学生たちを育てるんだという意識をもつと持たないといけないなというふうに思つております。

それをどういふふうに担保して、どういふふうなルールで評価していくかというのは、今、教員評価というのが非常に重要になっておりますので、各大学がしっかりとやるべきでございます。

し、今回の案の中でも、大学に対する評価の上で給付型を受けられる大学というのを審査すべきであらうと私は思ひますけれども、単なる数値的に今何かを設定するのではなくて、恐らく、大学をつくるときの設置審のような形のもので、できた大学の数年後にもまた評価をしていく、そういったような仕組みを、特に教育の質についてやっていくべきだろうというふうに思つてございます。

よろしいでしょうか。

○馳委員 終わります。ありがとうございます。

○亀岡委員長 次に、菊田真紀子君。

○菊田委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの菊田真紀子です。

まず、三名の参考人の皆様には、本日、御多用の中、こうして本委員会にお越しをいただきました、貴重な御意見を賜りました。まずもつて御礼を申し上げます。本場にありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思ひます。

私は、今の安倍政権の大学改革の方針というのは、一貫して産業界のニーズに応えることではないかというふうに感じております。本法案でも、実践的教育が行われるよう実務家教員を配置することが大学等に求められています。

国は、大学が、教育や自由な学術研究、学問追求の場ではなく、企業が求める即戦力の人材を育成する機関だと位置づけているように思えてならないのですが、参考人の皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。三名の方、お答えいただけますか。

○三島参考人 それでは、まず私から意見を述べさせていただきます。

大学改革の中で産業界との結びつきを重要視するというのは、これは、特に私がりました東京工業大学のようなところは、やはり、教育、研究というもののプラスして、大きな大学の使命として社会貢献というのがございます。例えば、日本の科学技術あるいは我が国の産業の国際競争力を高める、そういったことに資する人材を輩出するというのは、やはり大学の中にも一つの大きな使命としてございます。

ですから、産業界が求める人材というよりは、むしろ、学生たちが大学に入つたことで満足するのではなくて、自分が将来どんな形で社会に貢献するのか。これは、アカデミアでノーベル賞を目指すというふうな人たちがいますけれども、やはり産業界で就職をして日本の産業界を強くしていくというふうに思う学生もいる。

そういった志であるとか気概、キャリアパスを彼らが考えながら学ぶところというふうにして捉えれば、実業界の方、例えば産業界の方に講義をしていただく、あるいは、カリキュラムの一つとして、産業界に半年とかいうような形で、企業がどんなような研究をしているかを見てくるとかいうようなことも必要だと思ひますので、必ずしも今の政策が、そういう、ただ産業界で必要とする人材を育てようとしているのではなくて、我が国を強くしていくために、教育面とそれから研究面においてどれだけ大学として学生たちを強くしていくかという全般の中のことだと思ひますので、格別、産業界に偏つた教育をしるというふうには私は受けとめておりません。

○小林参考人 質問ありがとうございます。

私は、中央教育審議会の大学分科会の委員も務めておりまして、ここでもこういったことについてはいろいろ議論されております。

基本的には、大学人としての立場で申し上げますと、大学は社会に対して説明責任を果たさなければいけない。これは先ほど出てまいりましたけれども、

けれども、現在、大学の社会からの信頼というものがかなり落ちてきているというふうに考えております。これは大学の側にもかなり責任があるというふうに考えておりまして、その中の一つに、やはり産業界のニーズに当たっていないということもあるかと思ひます。

ただ、これは全ての大学が、あるいは高等教育機関がそれに当たるといふことはまた別の問題だというふうに考えています。例えば、東京工業大学のように、非常に産業界と密接に関連して教育を行っている大学もあれば、そこは全く関係のないような、学問の追求をしているような大学もあるわけでありまして、そういった多様性こそが、大学の、中世から数百年間続いてきた理由の一つであるわけでありまして、そういうふうなことは大事にしなければいけないと思ひます。

私は、特に、最近の官邸あるいは内閣府等でお出されているさまざまな会議の報告書等を読んでおりますけれども、そこで社会のニーズ、産業界のニーズという言い方はかなりされます。ただ、それが具体的に何を指しているかということになりますと、かなり曖昧で、よくわからないんです。

例えば中教審の方でも、企業の方に来ていただいて、あるいは企業の委員の方からそういうことを言われるんですけれども、そうしますと、ではどういふ学生が望ましいんですかというところ、協調性があるとかバイタリティーがあるとか、そういう話しか出てこなくて、実際にどういふ学生が社会のニーズに合っているか、産業界のニーズに合っているかということについては、実はよくわかっていないわけです。

ですから、そういう段階で、今回のことに関して申し上げますと、確認要件という形でこういうものがついたら、それが社会のニーズ、産業界のニーズに合っているというふうなものだというふうに言われると、それはちよつと議論の余地があるのではないかというふうに考えております。

○花井参考人 お答えいたします。

七

私も中央労協は、この間、先ほどの意見でも述べましたように、給付型奨学金制度の創設、奨学金制度の改善、そして教育費負担の軽減ということを取り組んでまいりました。その立場からすると、大学改革がどうあるべきか、そのあたりについては検討していないということで、お答えは差し控えていただきたいと思います。

ただし、今回の機関要件に見られるように、実務経験のある教員による単位数、標準単位数二十四の割合をとらなければいけないとか、理事に産業界の方を入れなければいけないといった形で産業界のニーズを非常に受け入れるというのか、その姿が見えてきているのではないかと、そのことで若干の懸念はしております。

以上でございます。

○菊田委員 ありがとうございます。

私も立憲民主党の部会でも今いろいろな議論をさせていただいておりますけれども、本法案は、使途が社会保障関係費に限定されている消費税を財源とした社会保障政策であり、これまで進めてきた高等教育の漸進的無償化の流れとは異なります。私は、これをもって高等教育無償化と政府が説明するのはおかしいと思うんですが、参考人はお答えいただけますか。小林参考人と花井参考人にお答えいただきたいと思っております。

○小林参考人 これにつきましては、私は、きょうの資料の後ろに、二つほど最近論文を書いておりまして、無償化というものをどういうふうに考えたらいいかということについての議論をまとめております。

本来の無償化というのは、あくまで全ての者を対象にするというふうに考えておりまして、その意味で、非常に限定的な無償化であると言わざるを得ないと思っております。例えば、今議員の方からありました、国際人権規約等ではそういうような解釈をしているわけでありまして、けれども、それに比べますと、今回の無償化というのは非常に限られている。

それから、もう一つの問題点といたしまして

は、やはり何といたっても、先ほどから議論がありましたけれども、財源が非常に限定されたものになっているために、使途が非常に制限されている。そういうことを含めまして、本来の意味の無償化とはかなり違う議論になっているのではないかと、私自身は考えております。

○花井参考人 お答えいたします。

先ほどの意見で冒頭述べさせていただきましたように、今回、非常に限定されているという意味で、これが無償化と言えらるかどうかという大きな疑問があります。真に支援が必要な低所得世帯の層というところで限定したということが大きな要因かと思えます。「真に」という言葉によつて更に対象者を限定しているのではないかと、このように考えます。

少子化対策ということが言われて、「目的」の中にも入っておりますが、少子化対策というのであれば、私どものアンケートに示されたように、結婚、出産、妊娠に影響を与えているわけです。資料の中に二〇一五年の調査との比較を掲載しておりますが、わずかでもありますが、その影響がふえてきております。

そうであるならば、全ての低所得者層であろうと消費税は払っているわけですから、それを財源とするということであれば、何といたっても、中間層に広げていくという道筋を明確にすること、総合的な少子化対策を行うというのであれば、それを活用して、もう少し、返済に苦しんでいる今の若い人たちへの支援なども検討すべきではないかというふうに考えております。更に広げていくことを強く要望したいと思っております。

以上です。

○菊田委員 ありがとうございます。

先ほど、花井参考人から、消費税の増収分の使途について、低所得者の進学率が八割に達するまでの間、財源がどのように使われるか明らかにしてほしい、そういう発言がございました。この点について、もう少し具体的に説明をしていただ

ますか。

また、この制度で、政府は、進学率が八割まで上昇するという考えを示しておりますけれども、本当に進学率が八割まで上昇するかどうか。この点については、三人の参考人の方にも伺いたいと思っております。

○花井参考人 お答えしたいと思います。

今回の法案によつて、七十五万人、所要額七千六百億円という数字が示されております。現在の低所得世帯の四割の進学率を全世帯平均の八割まで引き上げるといふ、その到達した目標数字、所要財源という形で示されております。

しかし、そこで非常に疑問が出てきますのは、消費税が毎年入ってくる、その財源を七千億とるのかどうか、そこがなかなかわからないということがありますが、初年度から一気に七十五万人にふえるとは到底思えません。

低所得世帯の子供たちは、家計を支えるためにアルバイトをしたり、あるいは、進学したくてもできなくて働かざるを得ないといった、そういう環境に置かれている子供たちも多くいらっしゃると思います。そういう中で、勉学ができるような環境もなかなかない、そして進学意欲も少ない、そういう状況も低所得世帯の中には見られるわけです。

そういう中で、一気に七十五万人になるわけではないとすれば、では、七千六百億円というお金、それだけ初年度必要なのか、あるいは何年間その財源が必要なのか、なかなか今の段階で見えてきておりません。

そうしますと、七千六百億円とったとしても、その財源というのは差が出てくると思うんですが、実際必要なお金と。その差額をどんなふうに使のかというのが疑問として出てまいります。

その差額を活用するとすれば、まさに少子化対策であるとか、先ほども述べさせていただきましたように、返済に苦しんでいる若者支援として、有利子率を無利子にするとか、猶予期間を延長するとか、そのような見える形での、若者が安心するような施策、あるいは、所得連動返還型奨学金制

度の有利子率を無利子に広げるとか、そのような施策を講じることも可能ではないかと思っております。大きな疑問としては、その七千六百億円がどのように使われるのかということが大きな疑問としてあるということでございます。

以上です。

○小林参考人 進学率についてですが、これは少し専門的になるかもしれませんが、いろいろな定義がございます。例えば浪人が入るかどうとか、中卒者に対する進学率というものもありますし、どういったふうに見えるかということはいろいろな議論がありますけれども、一つ指摘したいと思っておりますのは、確かに、全体としては、専門学校まで入れますと、現在、高等教育の進学率というのは、全国ではもう八割に近いものになっております。

ただ、都道府県によつて著しい格差があることも事実でありまして、東京都の場合には大学だけで七割に達しておりますけれども、鹿児島とか沖縄ですとまだ四割程度なんです。ですから、日本の中でもこういったさまざまな格差がある。それから、男子と女子でも差があります。

きょう問題になっているのは所得による格差ですけれども、こういった格差が複合的に生じているということが問題でありまして、一番そういう意味でこの給付奨学金の対象になると考えられるのは、女性で、地方に住んでいる方、非常に所得の低い方ということになるわけですね。

ですから、進学率をただ単にどの程度に設定するかということとはそれほど重要なことではないと、考えておりまして、むしろそういった進学率の格差を是正することの方が重要だということに私は考えております。

○三島参考人 私は、花井さんの分析が正しいと思っております。いわゆる、こういう制度ができたら大学へ行きたいという人がどのくらいいるかということに、簡単に言えばそういうことになると思っております。進学意欲といったようなものが、今の家庭の中の自分の役割、例えばアルバ

イトをしているとか、高校を出たらもう就職しなきゃとかいうような方たちもいるわけですので。ですから、これこそやはり時間をかけて、この制度がどういうふうになるという層にプラスになっていくのかということを検証しながらやらなきゃいけないと思いますので、いきなり八割がそうなるかというふうには、私はすぐには思えないと思っています。

○菊田委員 時間が参りましたので、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○亀岡委員長 次に、牧義夫君。

○牧委員 国民民主党の牧義夫と申します。

参考人のお三方におかれましては、本当に御多忙中、お出かけをいただきまして、貴重な御意見を賜りましたことに、私からも感謝を申し上げますと思います。

私は大学では哲学を専攻しておりましたので、産業界からは一番必要とされない人間なのかもしれないけれども、将来世代のために質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

冒頭、馳委員からも、高等教育無償化に向けて一歩、二歩前進かな、そういうお話がありましたけれども、私の率直な感想からすれば、まだ一歩にも至らないんじゃないかな、半歩というか、やっと入り口のところにいったのかなという感じがございます。

そしてまた、財源論のお話も出て、これは非常に有意義なお話だと思いますので、そういうところをこれからもしっかり追及していかなければいけないなと改めて思いました。

なぜそれを言うかという、やはりこの財源というものは公金ですので、納税者の理解というのも一方では必要であらうと思います。

私も、民主党時代から常に高等教育無償化を訴えてまいったんですが、そのときに、やはり、後ろ向きの意見をおっしゃる方たちの意見を聞いていると、例えば、中学、高校を卒業して社

会に出て働いて納税している人もいるんだ、そういう人たちと、一方では給付を受ける人たちが、この負担と給付のバランスから考えて、余り次から次へと給付ばかり求めるのはバランスを欠くんじゃないか、こういうお話もありました。それも一方では、私、理解のできることでございますので、やはりどこに財源を求めるかということを含めて、これからしっかりと議論をしていかなければいけないなと思います。

また、これは文科省の所管じゃないんですけれども、例えば、私の私見で言えば、未成年で働く人たちは所得税は減免するとか、そういう何か手当ての仕方もあるかもしれない。また、数年後にも一回学び直しをしたいという方たちに対する手当てというのも、今回、本来同時にやはり議論されるべきであったというふうに思うんですけれども、お三方からそれぞれ、そういう観点からのお話をお聞かせいただければ。

というのは、やはり、今回、国としての若者に対する投資であると同時に、給付を受ける人たちというのは、高等教育というのは自分に対する投資でもあると思うんですね。経済的に言うと、例えばアメリカなんかですと、大学まで進学すると、生涯賃金で言うと、年率計算すると一〇%ぐらいの利益がある。日本でも六%から九%というようなお話もあります。そうやって考えると、自分に対する投資でもある。

そういう観点からすると、どの辺が妥当な着地点なのか、そういうことも含めて、負担と給付の関係で、それぞれ御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○三島参考人 ありがとうございます。見通しという意味では、非常に難しい問題かというふうに思います。

今回の、きょうのこれまでのいろいろな御意見につきましても、基本的に、まず半歩なのか一歩なのか二歩なのかよくわかりませんが、この給付型の、世界的に給付型の奨学金というのがいろいろあるわけですが、日本ではき

ちつとしたものはなかったという中で今回の仕組みが動き出すというわけでございますので、先ほどの公平性とかそれから妥当性とかというような議論は、これから進めながら、しっかりと見ながら、計画をよりよいものにしていくということがやはり重要な、私はそう思います。

いろいろな御提示いただいたような課題について継続して考えながら、このシステムをよくしていくということが必要であることには全く疑いを持たないところでございます。

○小林参考人 二つ御質問に答えたいと思います。

まず第一に、進学者と非進学者の問題であります。これはこの問題に関しましてはずっと議論になつていく点でありまして、アメリカでは一九六〇年代からずっとこの問題についてはさまざまな議論が重ねられておりまして、税の負担の仕方、あるいは投資の効果というように、なかなか決着を見ないような問題です。

ただ、一つ御紹介したいのは、もう二年ほど前になりますけれども、フランスの国民教育省に参りまして、日本ではこういう問題がある、進学者の人と進学しない人の間でこういった税の使い方について格差があるというのは望ましくないという議論があるということを申し上げましたところ、国民教育省の担当者の方は、フランスの場合には、全て教育は無償、高等教育を含めて無償ということになっておりますけれども、それは決して非進学者のことを考えていないわけではない、もう一つの、教育だけではなくて、社会保障の方の充実ということもあわせてあるんだ、例えば、若者に対する十分な手当、住居手当でありますとかそういうものをしているの、教育というのはその中の一つにすぎないんだ、それくらい社会保障が充実しているから、教育についてもそういうことは問題にならないということを聞きまして、非常に、何というか、違い過ぎるというのが実感でありまして、日本がそういうようなところまでいけるというのは本当にいつになるのか

なというような気がいたします。

ただ、これが、半歩か一歩かわかりませんが、でも、その方向の一つであるというふうに考えております。

それから、もう一つの問題といたしましては、先ほど委員がおっしゃったのは、収益率というのは確かに高いんですけれども、これは個人に対する効果であります。投資の効果としても一つ大きな、やはり社会に対してどの程度の効果があるかということなんですけれども、これについては、実は経済学の間でも、日本では投資効果というものの計測が余り行われていません。ですから、税金を使う以上、社会全体にどのような効果があつたかということを示していくことがこれから非常に重要な作業になってくると思ひまして、これは私たち研究者の責任でもあるというふうに考えております。

以上です。

○花井参考人 お答えしたいと思います。

この議論は本当にずっとありまして、教育分野だけではなくてさまざまな分野で起こっている問題かと思ひます。

少し古くなりますが、これは二〇一〇年ですが、文科省が民間研究機関に委託した調査がありまして、それをもとに国立教育政策研究所が試算したものとしまして、投資と効果ということで、一人当たり二百五十四万円の投資をすると六百八万円の、経済成長と社会に対して貢献するという試算結果が出ております。

その意味でいいますと、高等教育を受けることへの投資というのは、社会に影響、あるいは経済成長にも貢献するんだという一つの材料かなと思つてずっと見てきておりますが、そういうことがあるので、大学、高等教育を受けることに對する税の投入というのは、社会全般での共有するものとしてあるのではないかと思います。その意味で、教育は社会的共通資本というふうに言われるんだらうというふうに思ひます。

したように、教育だけで公平か不公平かといった議論をすることに対して違和感を持っておりま

す。
日本の場合は、若者あるいは中間層に対する目に見える具体的な施策が感じられませんか。ヨーロッパに行きますと、若者への住宅の援助ですとか、さまざまな形で制度が享受できるといふことが実感できるわけです。それがあれば、教育という一つの分野だけでこのような議論は起こらないのではないかと思います。さらに、今回の法案で示されたように、低所得者と中間層というふう

に線が入ってくることによって、更にその議論が出てくるのではないかとこのことを懸念しております。
やはり、多くの人がこの制度を享受できる、そういう状態をつくらなければその議論というのは続くのではないかと思いますので、ぜひともそういうことが払拭できるような道筋をつけていただけたらというふうに思います。

以上です。

○牧委員 ありがとうございます。
幾つもあつたんですけれども、時間が余りないのではしります。

今回の議論、これは給付型で、新しい制度の創設なわけですから、この間、貸与型の、特に有利子の人たちについての議論が置いてきぼりにならないかという懸念を私自身持つております。

今、ゼロ金利、マイナス金利と言われる時代に、いまだに教育ローンみたいな形で、これは民間がやっていることなるともかく、その債権の回収も含めて、私、前国会でもちょっと指摘をしたんですけれども、分別の利益を説明しないまま保証人から全額取ったり、そういうことも起こる。そしてまた、この債務の返済に苦しむ人たちが、苦しむと言うと大げさかもしれませんがけれども、少なからず家計に影響をするわけで、そういう中で、そういう債務を背負っている人たちは、結婚もできない、結婚できても子供もつくれば負担が重いということで、逆にこれは少子化を進めてい

るんじゃないかと思わざるを得ないような状況の中で、やはり、今回のこの議論を端緒にして貸与型の方も大幅に見直す必要があると思うんですけれども、ちょっとお三方それぞれ御意見を聞かせたいと思います。

○三島参考人 貸与型の奨学金、確かに大きな問題が残っていると思います。そして、返済で非常に苦しむ人たちが、まあ、アメリカのようなすごい授業料の高さではないので、まだそれと比較すると低い方かと思えますけれども、ただ、その部分分は、有利子の奨学金、無利子のもの、それから給付型といういろいろなメニューがある中で、今、給付型ができた以上は、やはりその、特に有利子の奨学金のものについてはまた大きく考えを改める必要があるというふうには私も思います。

○小林参考人 冒頭申し上げましたように、所得連動型という新しい制度もつくりまして、これがまだ無利子奨学金のみになっておりますので、オーストラリアとかイギリスのように全学生がこの制度を採用するべきだというふうに私は考えておりまして、それによりまして、かなり経済的な負担は減るのではないかと思います。ただ、残念ながら、現在のところはそこまでは進んでいないということでもあります。

自民党で提案されているJ-H E C Sというものもありますけれども、それは選択制ですので、私は若干、それは全員選択制にすべきだという意見はありますけれども、いずれにしても、こういった新しいことを考えていく必要はあるかというふうに思います。

もう一点は、確かにこういった問題がたくさんあることは事実です。ただ、最後に申し上げましたように、日本学生支援機構自体は独立行政法人で、業務だけは物すごく膨らんでおりまして、それに対して十分な手当てがなされないままに來ているためにこういった問題がますます拡大している、そういう面もあるわけですね。ですから、ここでは、そういったことで十分な対策をとってい

ただきたい、そういうことを議論していただければというふうに思います。

○花井参考人 お答えしたいと思います。

先ほど意見で述べさせていただきましたように、前回の日本学生支援機構法改正時につけていただきました附帯決議の中に、本来、奨学金は無利子であるべきことというふうに記載されております。一刻も早く有利子をなくし、全て無利子化するようお願いしたいと思えます。さらに、延滞金、これも、今、ゼロ金利の時代に5%という延滞率をつけていることに對しても、早急の検討が必要かと思えます。

そして、先生が触れました保証人の問題につきましても、本来であれば半額返済で済むはずが全額返済を求めていたということは、これは日本学生支援機構、公的機関に対する国民の信頼を失うものではないかというふうに思っております。

そういう意味でいいますと、もともとと同時に改善すべきことがあるのではないかと思います。ぜひとも、今、返済している若者に対する、非常に負担感を持ちながら生活しているということに対して耳を傾けていただきたい。そして、一刻も早く制度を改善していただきたいと思えます。

以上です。

○牧委員 ちよつと時間が中途半端になってしまいましたので、ここで終了させていただきますしたいと思います。ありがとうございます。

○亀岡委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党の中野洋昌でございます。きょうは三人の参考人の皆様、三島様、また小林様、そして花井様、本当に貴重な御意見を頂戴いたしましたして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

私も公明党も、やはり経済的な理由で学ぶことを諦めるような社会というのはあつてはいけないという強い思いで、奨学金の政策というのが非常に大事だろうということで常々訴えてまいりま

した。

昔を振り返りますれば、奨学金というのは、もともと成績要件とかいろいろあるものがあつて、なかなか、希望する人がみんな借りられるというふうなところではなかった時代もございました。しかし、そこから、やはり意欲のある人はしっかりと借りられるようにしようということやらせていただいたり。ただ、その後、奨学金を借りてそして返還をしていくということで、非常に負担が大きいという中で、奨学金の返還の負担を何とか減らしていけないか、こういうことで、私も初当選以来もう六年少しでございますけれども、この間、奨学金に関して一連のさまざまな改善というものもなされてきたというふうに思います。

有利子をやはり無利子に転換していくという大きな流れもございましたし、所得に連動して返還ができる、返還の負担というものを軽減する所得連動返還型というものが導入をさせていただくことができました。そして、給付型の奨学金というものもいよいよスタートいたしました。そして今回、金額的にも、そして規模としてもそれを非常に大きく引き上げていくということで、そういう意味では、非常に大きな改革を進めていく。先ほど来、ここから更にまた進めないといけないという皆様の御意見があつて、それは私も、もちろん今後更に進めていくということで、更にその決意をしております。

少し重複する部分もあるかもしれないんですけれども、冒頭、三人の参考人の皆様に、ここ数年の一連の奨学金制度に関してさまざまな改革をしてまいりました、それにつきましての全体的な評価と、やはり今後、重点的に更に進めていくためにはどういふところを重点的に考えていかないといけないのか、これについて御意見、また御示唆、御指導を頂戴いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○三島参考人 ありがとうございます。
今回の給付型の奨学金がスタートするということ、これは非常に大きな転換期だと思いま

す。

そして、今までにあった、給付型ではない貸与型のさまざまな奨学金制度、あるいは、大学自体がまた学生にいろいろな形の援助をしたりというようなことのメニューがたくさんございまして、その中で、非常に大きな新しい仕組みが今度の給付型だということに思いますが、その全体を見渡しなが、今まであったものを見直ししていくというのは、当然、給付型が始まったことであるわけでございますので、そういう意味では、非常に広い視野で、奨学金とか、学生たちの教育への援助、支援という形が本来どこまでどうあるべきかということについて、これからまさに検討していく段階であろうというふうに思っております。

○小林参考人 冒頭申し上げましたように、二つの新しい制度が入って、今委員の御指摘のとおりなんですけれども、これらは全て、残念ながら、さまざまな妥協の産物と言わざるを得ないと思っております。

その中で大きいのはやはり財政的な制約でありまして、例えばオーストラリアとかイギリスの場合ですと、所得連動型でも一定の所得以下の人は全く猶予になるわけですが、日本の場合は二千人を取る。十年間の猶予というのはありますけれども、そういうような形で、非常に中途半端な制度になってしまったということは残念ながら事実だろうというふうに思います。

ですから、そういった点を含めまして、今、三島先生からもございましたように、さまざまな点について手直しをしていく、これが一つ重要なことだろうというふうに思います。

それからもう一つ、先ほど申し上げましたとおり、所得の問題だけではなくて、地域の問題というのがやはり日本でもかなり大きな問題でありますので、これは大きな問題になりますけれども、東京の一極集中、大学についてもそれがあつたし、そういうことをどう考えるかということもあわせて考えなければいけない。そういう総合的

な施策が求められているというふうに思います。

ただ、これはもう何年来ずっと議論されているんですけれども、なかなか本質的な解決策が見出されていないということで、繰り返し繰り返し議論されているというところがある程度残念なんでしょうけれども、やはり、それでもずっとやっていたかざるを得ないというふうに思っております。

そういう意味では非常に歯がゆいんですけども、なかなか、高等教育政策というのは少しずつしか動かないというふうに考えておりますので、そういう意味では、今回のものはやはり日本の中では大きな前進だと思っておりますので、その手直しをぜひ考えていきたいというふうに思っております。

○花井参考人 お答えいたします。

二年前に給付型奨学金制度ができたことで、大きな前進が図られたと思っております。対象者数は今後拡大されていくということもありますので、そういう意味では、この間、一歩ずつ前進してきているかなというふうには思います。

ただ、先ほど来から述べさせていただきましたように、やはり、今回の制度、対象も額も、それから授業料減免も大幅に拡充されるということは大きな前進ではあると思いますが、一方で、ずっと指摘されてきております、今返済している方の生活における大変さとか、そういうことに対してはほとんど光が当たっていないということについて大変懸念をしております。

新しい制度、そして対象者を拡大していくという方向性とあわせて、今返済で苦しんでいる若者への救済策、そのことを制度の改善によって示すことで、若者が、社会に対する信頼ですとか意欲とか、そういうものが持ち得るのではないかとこのように思いますので、ぜひとも、そういうこともあわせて改革を進めていただきたいと思っております。

○中野委員 ありがとうございます。

三人の皆様から、今回の制度で前進をする、しかし、さまざまな更に改善をしてほしい点、そして

制度を、支援を更に深めていただきたい点、いろいろ御要望もいただきました。

私も、今回の制度の導入で、これで終わりというふうには決して思っておりませんので、やはりさらなる高等教育に対する支援、そしてまた改善、こういうものをしっかりとこれからまた議論してまいりたいというふうに思います。

先ほど三島先生からも小林先生からもございましたけれども、今回、四年後の見直し規定というふうなものもございまして、これをするにふつて学生をどのくらい実際に後押しすることができるといことはしっかりと見ていかないといけないというふうに思っております。

今回、特に経済的な理由で、本来、意欲はあるけれども高等教育への進学を断念するような学生をしつかり後押ししないといけない、こういうところが大きな焦点というか目的の一つであったかというふうに思います。ですので、この制度を導入して、具体的に、では、そういった学生をどのくらい本当に後押しをできているのかということとは、私は非常に、検証していく中で一つ大事な点だろうというふうに思っております。

なかなか、この文部科学委員会以外でも、こうした所得の低いところ、あるいは社会的にさまざまな困難を抱えている、例えば養護施設のようなところへ行かれていらっしゃるお子さんが非常に進学率が低いという話であったり、あるいは生活保護を受けて給されている中で、大学への進学というものにさまざまな、いろいろなハードルとか、実際に進学をして世帯を分離していくと生活保護そのものの受給額が下がるであるとか、いろいろ複合的な要因もあるのかというふうには思いますけれども、実際に、この制度を導入して具体的にどのようの後押しをしていけるのかということをしつかりと見ていく必要があるというふうに思います。

そこで、三島先生と小林先生に、この見直しを今後検証しながら進めていく中で、具体的にどのような点に気をつけて検証を進めていくべきか、あるいはどのような点を、小林先生の方からは既

にさまざま、こういうところを気をつけて今後検討していくべきだということで御指摘もいただいておりますけれども、今後、これから制度を動かしていくに当たってしっかりと留意していくべき点というのはどういふものがあるのかということにつきまして、お二人の参考人から御意見をいただければと思います。

○三島参考人 それでは、お答えいたします。

きょう冒頭の参考人からの意見等を伺っておりますけれども、やはりかなり大きいのは、所得の制限というんですかね、それが、中間層まで持つていくのかどうか、そこはやはり非常に大きな問題だろうというふうに思います。ただ、これはさらなる財源ということに伴うことなので難しいとは思いますが、その傾斜といいますか、そういったものをどうするのが一番いいのかということとは重要なポイントの一つだと思っております。

それからもう一つは、やはり学生の学ぶ意欲をどうやってはかるかということで、先ほども、成績が四分の一以下が何年か続くと打ち切るとかいうような、いわゆる制限の方、そのあり方がどうなのか。

それから、大学の機関に何を求めるのかというふうなこと、これは今、もうスタートする時点でのやり方をやはり検証していかなくやいけないというところで、最初の四年間というのは、今の三点ですかね、学生の問題、大学の問題、そして所得の傾斜に対する支援というところ、そのあたりが一番、緊急には考えていかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

○小林参考人 三点お答えしたいと思います。

第一点目といたしましては、先ほど御説明いたしましたように、現在、三段階にしかなくなっているというのはかなり問題だというふうに考えておりますので、これはアメリカとかドイツのように、やはり連続型になるというのが一番望ましいというふうに考えております。その辺はこれから検討していただきたいと思います。

それからもう一つは、進路の問題ですけれども

も、確かに進学は後押しするという効果はあると思いますけれども、もう一つ考えなければいけないのは、例えば、自宅から自宅外への、通学が可能になったというようなこともあるかと思ひます。これも、進学はできるけれども、一つの制約になっているというところはあるかと思ひます。自分の希望しているようなところが自宅外にしかなくて、経済的な条件で進学ができないという方はかなりいらっしゃると思います。そういうことで、ただ単に進学か非進学かではなくて、もう少し細かく見る必要があるかというふうに思っております。これは大学と短大と専門学校、あるいは高専の選択についても同じことが言えると思ひます。これが第二点目です。

それから三つ目は、検証しなければいけない問題として、家計急変に対する対応ということが今回盛り込まれましたので、これによって休学とか中退がどの程度防止できたのかということですが、これはなかなか難しい問題でありまして、中退というものは、必ずしもネガティブなものだけではなくて、就職ができたとか、あるいはほかの進路に変わったというようなポジティブな場合もありますので、純粹に経済的な理由だけで中退してしまつた、これは支援があれば避けられるわけでありまして、そういうことは検証していく必要があるのではないかと考えております。

○中野委員 ありがとうございます。
さまざま御示唆をいただきました、しっかりと受けとめまして、やはりこれからの制度を議論する上で必要であるというふうに思ひますので、いただいた御意見をしっかりと受けとめながら議論を進めてまいりたい、このように思ひております。

先ほど来お話が出ておりますけれども、私も、今回、こうした給付型の奨学金ということ、あるいは授業料の減免ということで大きく導入ができたと思ひておるんですけども、やはり子育て世帯全体で見ますと、もう少し、中間層の

世帯あるいは多子世帯のようなどころも非常に負担感が大きいということで、少子化対策という意味では、こういうところもしっかり、もつと力を入れていかないといいけないと思ひております。また、私も委員会などでも訴えておつたんですけれども、やはり、今既に卒業してしまつた、既卒者の方の返還の負担が非常に大きいというの課題であらう、これを軽減していかないといいけないんじゃないかということで、例えば返還の猶予の期間を延ばしていただくとか、そういう取組というのはさせていただいております。

こうした中間層に対する支援のあり方、あるいは既卒者に対する返還の負担の軽減のあり方、もちろん、財源がどれだけ、どのような形で確保できるかによつてどういう支援ができるのかというのは全く異なつてはくるんですけども、どういふうなことが支援のあり方として考えられるのか。

時間も少し迫つておりますので、簡単に、もし三人の御参考人の皆様から御示唆いただければと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○三島参考人 恐らく、今の、現在も卒業して奨学金を返還している人たちの手というのは非常に意味難しくて、今までずっと返還していった人が急に返還が軽くなるというようにすることに對する理解を得るということも難しいと思ひますけれども、むしろ、今議員がおつしやつた延滞の期間であるとかそういうものの猶予、それからいわゆる所得に連動した形の返し方の制度、そういったところが、つくりつつあると思ひますけれども、それがちゃんと、しっかりと動くことが重要かなというふうに思ひます。

○小林参考人 ここ数年間の間に日本学生支援機構の奨学金というのはかなり大きく変更がありまして、猶予期間が五年から十年になつたとか、延滞料が一〇%を五%にしたとか、あるいは減額返還というもので二分の一あるいは三分の一にするというふうな、さまざまな改革が進められてきております。

ただ、それにもかかわらず、やはり本当に返還できないという方がいるということも事実でありますので、そのあたりの方に対してどういふ、もう少しきめの細かい対応ができるかということ、これからぜひ検討していただければというふうに思ひます。

○花井参考人 答えいたします。
まず、有利子率を無利子にしたいということ、猶予措置がことしの三月で切れてしまふということ、十五年への延長、延滞率の三%への引下げ、それから所得連動返還型奨学金制度の有利子率への拡大をぜひ検討していただきたいと思ひます。

そしてもう一つ、保証人のあり方としまして、奨学金を返済している人の負担、これは親も含めてですが、保証人を抱えているということが大きな負担になっているということもありますので、ぜひとも、私どもは機関保証一本にすべきだといふふうに主張しておりますので、そのことも含めて検討をお願いしたいと思ひます。

○中野委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○龜岡委員長 次に、畑野君枝君。

○畑野委員 日本共産党の畑野君枝です。
本日は、三島良直参考人、小林雅之参考人、花井圭子参考人にお越しいただきまして、貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

幾つかの点について質問をさせていただきます。

まず、国際人権規約に基づく高等教育の漸進的無償化について、今回の法案とのかかわりについて伺いたいと思ひます。

国際人権規約の第十三条では、一項で「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める」と述べております。そして、その二項の(c)は、二〇一二年に留保を政府は撤回いたしました。そこでは次のように述べられております。「高等教育は、すべての適当な方法により、特

に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること」と述べております。既に認められてきたものに(e)というのがあります。そこでは「適当な奨学金制度を設立し」云々と書かれていて、これは、奨学金制度というのはいま既に政府はやるべきものというふうに言われてきたといふふうに理解をしております。

それで、まず三島参考人に伺いたいんですが、高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議の座長をされておられました。それで、二〇一四年に、今の給付奨学金を議論した専門家会議というのがありまして、そこでは、この国際人権規約に基づく高等教育の漸進的無償化ということ念頭に置いて議論をされたといふふうに思ひます。

今回の専門家会議では、人権規約との関連というのには当然議論されていると思うのですが、議事録を見てもその辺がよくわかりませんので、その点について伺えますでしょうか。

○三島参考人 今回の専門家会議というのは、直近の、私が座長をしたところだと思ひますが、その件は、前提としてそういうお話があるのはもちろん承知しておりましたけれども、給付型の奨学金というのをどの範囲までやるかということ、かなり、もつと具体的なことになりました。財源の問題とかそういうことがすぐに出てまいりますので、本来、そういったようなルールに対してどこまでやるかという話でしかなく、ですから、そのことに全面的に対応しようとかいうようなことの議論はできない状況だったかと思ひます。

それで、どの範囲からまず始めるのか、そして、その前にございました、スタートしたときの給付型の、二〇一六年ぐらいですかね、最初に立ち上がった部分でございますね、それをまずスタートさせた後に、じゃ、どこまでいけるかというこの議論を今回して、ここに至っているわけなので、そういう意味では、前提としては、恐らくどこまでいくのが理想かというののはわかつてい

るわけなんだけれども、それに対してどれだけの財源をどれだけの期間に用意をしてスタートできるかというところでは今回の結論になったというのが正直なところかと思えます。

○畑野委員　ですから、政府は高等教育の無償化というふうにおっしゃるんですけども、高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議の第一回の議事要旨を見ても、政府の方からは、「真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現し」というので、これはちょっと変なんですよ。それについて特に議論はなかったというお話でした。

国際人権規約の高等教育の漸進的無償化の内容は何かというと、一番大きいのは授業料、入学金の問題なんです。ですから、私は、当然、漸進的無償化というのならば、学費を引き下げていく、これが政府の方針としてあるべきではないかというふうに思っています。

それで、その点について、高等教育の漸進的無償化のこの人権規約と、学費の値下げの問題について、三人の参考人の方にお伺いしたいと思っています。

○三島参考人　その点こそが私が先ほど申し上げたところで、全面的な高等教育の無償化という、本当の意味の、授業料であるとか入学金、もう全部撤廃するような、撤廃というか、それを支援するということなどところまでの議論はできない、財源のこともございましてできないということと、とにかく、本当に必要な人に限ってというのがどこまでかという議論はさんざんやってございますけれども、今できる範囲でどこまでを援助するかという議論をずっとしてきて、こういう状況だということでございます。

○小林参考人　委員のおっしゃるとおり、国際人権規約は漸進的な高等教育の無償化ということを決めておりますので、これは政府としては努力義務だというふうに考えております。

その上の前提なんですけれども、先ほど議論がありました進学者と非進学者の問題というのがござ

いますので、そのあたりをどういうふうにかえるかということ議論する必要があるかと思えます。

もちろん理想的には、全て無償であるということが望ましいわけでありまして、現実の問題としてはなかなかそこまではいけない。まだ半歩か一歩かわかりませんが、そこに踏み出したというのが、残念ながら、日本の状況だろうと思います。

ただ、指摘しておきたいと思えますのは、この問題というのは、今回、給付型奨学金と授業料減免がセットになったというのは初めてのことでありまして、奨学金は奨学金、授業料問題は授業料問題としてばらばらに今まで議論されてきたことが多いと思えますけれども、今回初めて、これをセットにして考えるという考え方が出てきて、これは教育費の負担をどういうふうにかえるかという問題につながるわけですから、あわせて授業料をどうするかという問題も議論しなければいけない。

いきなり無償にするというのは難しいかと思えますけれども、じゃ、どの程度の授業料水準がいいのかということについても改めて議論する必要があります。

○花井参考人　お答えします。

国際人権規約との関連については、今、直接は意見を述べることはなかなか私としても難しいと思っております。漸進的無償化を目指していく、日本が留保を撤回したということは承知しておりますが、その方向に向かって進めていただきたいということは、願ひとして強く持っております。

先ほど来主張してきましたように、日本の学費、やはり余りにも高過ぎて、家計の上昇を更に上回る勢いで学費が伸びているということについて、そこをもっと下げるべきだというふうには考えておりますが、どの程度下げていくか、国立、私立をどうしていくのかというのは大きな問題だろうというふうに考えております。ただ、早急に

その検討にも着手していただきたいと思えます。今の学費が値上がっていくその状態をそのまま放置した形でさまざまな支援策というのは、車の両輪からすれば違うのではないだろうかというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○畑野委員　花井参考人がおっしゃったことにかかわって、三島参考人に伺いたいんですけれども。

先生が学長をされていた東京工業大学で、学費を値上げすることなんです。しかし、今度の制度で、例えば非課税世帯、モデルケースでいうと二百七十万円は全額ということの支援なんです。例えば東京大学では既に、モデルケースで、自宅通学生は収入四百七十万円以下で学費全額免除になっているんですよ。だから、こういうこととの整合性はどうかということも出てくると思えますし、花井参考人もおっしゃったけれども、授業料引下げ、国立も私立も含めてですが、公立も含めてですが、そういうふうにしていくような議論を進める際に、大学としてはやはり、運営費交付金の問題ですとか、もともと支援助が必要だったのではないかとどういうふうに私は思っています。率直なところ、いかがですか。

○三島参考人　ありがとうございます。

東工大の授業料の値上げについては御質問が出るだろうなというふうには思っておりますけれども。授業料の値上げは、基本的に、今この制度とのかかわりからちょっと離れますと、国立大学法人になって以降、プラマイ二〇％。授業料は大学の権限で変えられるということがございました。そして、一方で、今御指摘のあった運営費交付金があるというふうなことがございまして、どうしようという中で、大学の中の運営の中で、どうやって東京工業大学の研究力と教育の質の改善をしていくかということに私が学長になってから真剣に取り組んだ結果、大きな教育改革、研究改革

をいたしました。

それで、それによって、今までの国立大学でないぐらゐの非常にしっかりとガバナンスのもとで、いろいろな新しいタイプの教育の仕方、そして、先生方が何を教えたかじゃなくて、学生が何を身につけたかと思うかというようなことを重視した教育制度にしたことが、一つ、東工大にとりましてはよりよい教育改革をスタートさせたということから、授業料を上げていいのではないかと議論をずっとしてまいったところでございます。それは、授業料を上げることによって大学の財政的な基盤を強くし、そして、それによって更に教育や研究に投資していく、資源を投入していくという考え方がやろうということにしたわけなんです。

ただし、同時に、やはり家庭の経済的なものが弱いところの学生たちには、本学、大学自体が、例えば産学連携で入ってくる自己収入、そういったものから大学独自の奨学金をつくって、そして、値上げ分については、非常に厳しい学生についてはきちっとそれを配慮するということ、独自の奨学金の制度との両輪でもって発表をしているというふうに思っています。

ですから、授業料の値上げというのは、大学を運営し、東工大がより教育、研究面で世界に伍してやっていく大学となるために必要な経費の一部として授業料の値上げをするけれども、学生たちがその分が厳しいという状況であれば大学として支援をする、そういうセットでやりましたということ。

それでよろしいでしょうか、お答えは。

○畑野委員　二〇％上げることもあれば、二〇％下げることもできる、だけれどもその財源がない、運営費交付金も上がる見込みがないというふうにおっしゃった。そこをやはり変えていくことが必要です。やはり国際的に見たら、人権規約で漸進的無償化に行こうというときに、先ほど花井参考人からもあったように、値上げが行くというのはこれでいいのか、そういう議論をや

り本当にやつていく必要があるというふうに私は
思います。

残る時間で二点伺いたいと思うんですが、ま
ず、大学の機関要件で小林参考人に伺いたいとい
うふうに思います。

実務経験のある教員による指導科目が標準単位
数の一割以上、あるいは、法人の理事に産業界等
の外部人材を複数任命している、この点につい
て、先ほどおっしゃっていただきましたが、加え
て言っていたことがあればお願いいたします。

○小林参考人 初めに御指摘したいと思いま
す。は、実務経験のある教員というのはこのパッケー
ジで初めて出てきた概念でありまして、現在、専
門職大学院については実務家教員という言葉があ
りまして、これとよく誤解されるんですけども、
これは全く違うものであるということとはまず
押さえておく必要があるかと思えます。

それで、実際どういうようなものが実務経験の
ある教員に当たるかということについては三島先
生のところで議論されたと思うんですけども、
そういうことで新しい概念を持ち込んだんですけ
れども、そこが曖昧なまま入ってきてしまったた
で、そこで非常に、実務経験のある教員というの
は何かということから、さらに、では、産業界と
つながっているということならインターンシップ
をやっているのもいいのではないかと、いろ
いろな派生的なことが起きていくわけですね。

ですから、そういう意味で、最初に、パッケー
ジのときに非常に厳密に実務経験のある教員とい
う言い方をしてしまったということが私は問題の
一つではないかというふうに思っております。

○畑野委員 三島参考人、その点ではどうなん
でしょう。これは先生に言うのもなんですが、も
う経済パッケージで決まっているものを、先生
の、座長としておやりになったということなん
じゃないかと。上から言われたのをそのまま具
体化したという専門家会議だったのではないと思
いますが、その点、いかがですか。

○三島参考人 今の、大学に、機関に対して要求
されることというのは、確かに案として当初出て
きております。ただ、それを大学として受けられ
るかというのは国大協でも、国立大学協会です
ね、議論いたしましたし、それで、例えば理事の
数であるとか、それから実務経験のある人とい
うものの定義がはっきりしないので、そこをちゃん
としなきゃいけないということの議論は盛んにや
りましたので。

例えば理事というのは、国立大学はもう数が大
学によって決まっていますので、それを更に、実
務、学外の方を入れるというようなことに關して
は、理事の定員の問題と絡む問題ですので、そこ
のところは、非常勤でいいからというような形
で、理事が一人ふえるという意味ではアクセプタ
ブルかなというようなこと。

それから、実務経験がある人というのは必ずし
も産業界とは限らないですし、特に東京工業大学
のような大学は、もう本当に産業界と結びついて
いるので、別に新しいことではないということも
ございます。その辺は大学によって事情はござい
ますけれども、実務経験がある人を入れるという
意味は、必ずしも産業界の方を大学の中にどん
どんふやして入れろという意味ではないというふ
うに、専門委員会では、概念としては了承したとい
うことでございます。

○畑野委員 最後に、花井参考人に伺います。
財源として消費税を挙げる人は少なかったとい
うお話がございましたけれども、生活実感とし
て、消費税に対する勤労者世帯あるいは学生の思
いでは聞いていらつしやることがあるか、ある
いは感じていらつしやることがあれば、最後に
伺って、質問を終わります。

○花井参考人 お答えします。
大変難しい質問をいただいたと思っております。
消費税の引上げで賄うという、実現してほしい
ことというのは、財源のあり方としては今の政府
予算を見直すということ、そして、消費税を引き

上げることに對する要望は少なかったということ
は先ほど述べさせていただきました。

ただ、今回の法案はそのことが前提になつてい
るということ、消費税の賛否であるとか、ある
いは学生がどのように考えているかということに
ついては、中央労協として検討しております。
ので、そこは控えさせていただきたいと思いま
す。

ただ、一つだけどうしても言わせていただきたい
のは、消費税を使うのであれば、そこは全ての
人に還元されるべきではないかということだけ述
べさせていただきたいと思えます。

○畑野委員 ありがとうございます。終わしま
す。

○龜岡委員長 次に、杉本和巳君。
○杉本委員 維新の杉本和巳と申します。よろし
くお願いします。

本日は、三島先生、小林先生、花井局長、お運
びありがとうございます。御意見を拝聴して、大
変参考になりました。

それで、私は、まずお三方に早速質問させてい
ただきたいんですけども、よく今、日本国は、
価値観を共有する国々という言い方をして、価値
観ということの一つの外交のスタンスのメルク
マールにしているわけでありまして、その
意味で、教育の機会均等あるいは学問の独立と
か、こういった点をちよつと、基本的な考え方を
お伺いしておきたいと思っております。

ちなみに、ウプサラ大学というのがスウェーデ
ンにあつて、ストックホルムの数キロ北にあつ
て、スウェーデンで一番古い大学です。スウェー
デンの方に三十年前に伺つたら、三十年前の段階
で、スウェーデンという国は大学に進学する人は
みんな授業料はただですというお話を、三十年
前に聞きました。ようやくと日本国も、高等教育
も無償化が、一部ではありますけれども、始まる
ということは大変ありがたいことで、いいことだ
と思っております。

今、大学の進学率というのをちよつと緊急で調
べましたが、スウェーデンの場合は六三・五五、
ちよつと参考として、ドイツが六八・三三、フラ
ンスが六四・四四、英国が五九・四一、これが、
ユネスコの二〇一七年ベースの、発表が二〇一八
年十二月という数字でございます。

一方で、もう一つだけ申し上げますと、イギリ
スの古い大学、有名な大学は、大学の休日が国家
の休日と違つていて、御案内だと思いますけれど
も、大学の休みの日は国家はやつていて、国家が
休みの日は大学が授業をするというぐらゐの学
校の意識が私はあると思っております。

そういったものをひとつとつひもときながら、高等
教育の機会均等、私はもう一つだけ言わなければ
いけないんだ、ちよつと私の党は、この国は実は
大ピンチだと思つておりますので。いつもこの部屋
というのは、実は、三島先生がお座りの席は麻生
さんがいつも座つて、私は、麻生元総理というか
副総理には、いつもこう言うんですね。プライマ
リーバランス黒字化が必要だと言つていただい
ても、いや、プライマリは除いてください、バラ
ンスの黒字化ないし均衡が必要だということとい
つも確認させていただくんですけども、そう
いった意味で、財源の制約があります。

しかし、馳元大臣が言われたとおり、日本を救
えるのは子供たちでしかなくて、若い人たちがし
かなくて、まだ十年、二十年かかるかもしれない
けれども、本当に我々の大ピンチを救つてくれ
るのは、財政的なピンチも含めて、子供たちしか
ないと私は思つておりますので、この部分は手厚く
していく必要が正直あると思つていて、その意味
からも、我が党としては、憲法についてもタブー
視せずしつかり議論をして、完全無償化をして
いくことを明記するべきだということを言わせて
いただいております。

ちよつと前振りが長くなりましたけれども、そ
の前提のもとに、高等教育の無償化の進展につ
いて、教育の、特に高等教育の機会均等という点に
ついて、先生方の価値観というのを改めて確認さ

せていただきたいと思ひます。順次、三島先生からお願いいたします。

○三島参考人 高等教育の真の意味の無償化ということ、それから機会均等、この二つとも、私は、やはり我が国の理想として目指すべきであらうというふうに思つてございます。

○小林参考人 私も、ウプサラ大学は数年前に訪れたことがありまして、そのときに、先ほどフランスの話をしましたが、スウェーデンも非常に恵まれておりまして、私立大学も授業料は無償です、それくらいに福祉を充実させているわけであります。

ただ、少し指摘したいのは、進学率に関して申しますと、スウェーデンは成人学生がかなり多いので。日本の場合、進学率となると、少し専門的な議論になりますけれども、フローの概念で十八歳の人がどれくらい進学しているかという形でやりますけれども、ストックで見るとはあります。そこで若干違いがあります。

ですから、スウェーデンの場合、リカレント教育ということで成人学生が大学に戻ってくるというところがありますので、その辺で六割ぐらいになつてゐるというふうに考えていいかと思ひます。

それから、学問の自立といひますか、大学の自治というのは大学の存立基盤でありまして、ですから、ウプサラ大学のような数百年続く大学がそれで生き延びてきたということがあるかと思ひます。

御質問の、教育の機会均等ですが、私も、理想としては、全ての方が無償で教育を受けられるということが望ましいと思ひていますが、ただ、現実には、世論の調査をいろいろ見てみますと、大体無償化自体には賛成はするんですけども、税金を使うということになると途端に反対が多くなるんですね。さまざまな調査の結果を見ますと、大体三割程度しか賛成がないわけです。ですから、これは憲法審査会でも申し上げましたけれども、このままいきますと国民が支持しないという

ことになりかねませんから、そこを、スウェーデンのような、無償化に賛成しているというような状態に国民がなれば別ですけども、現在ではそこはかなり難しいのではないかとこのように思つています。

○花井参考人 お答えいたします。私も、機会均等は保障されるべきであり、望む方全てが無償で高等教育を受けられるようになることが理想かというふうに考えております。それが基本的な考え方です。

以上です。

○杉本委員 ありがとうございます。その上でなんですけれども、既に畑野先生が三島先生に質問をされましたけれども、教育の質というところは大変大きなテーマであつて、私も、さきの質疑だったか、教員のエバリュエーションという評価というのがかなり、日本でも定着しつつあるのかもしれないんですけども、それこそ三十年前の世界でそういったことを、私は授業について評価をさせていただいた記憶があるんですけども。

そんな意味で、今、授業料が高い、安いという議論もありましたけれども、高等教育において先生の質の確保、そして授業の質の確保、いろいろ工夫をされておられるとは伺つたんですけども、そここのバランスでいくところの教員の給料、先生方の給料、あるいは授業料の水準観。これはまた財源の話があるんですけども、財源の話をちよつと横に置いていただく中で、いかに先生の質、授業の質を確保するべきなのか、それにはお金の裏づけが要するの、いや、むしろ、それと違うようなソフトの面だとかがあるのかというところをお伺いしたいと思ひます。

正直申し上げて、私も銀行に二十二年ぐらいおつて、仲間たちが、それこそリカレント教育を受けられるような学校の先生に。社会人を経験しつつも本当に教養が深く、欧米の古典の話とかいろいろ私もよく聞かされて、皆さんに逆に例示することが結構、この間は、きのうの質疑では

「レ・ミゼラブル」の話は実は申し上げて、日本は暴動が起きるリスクがあるというように申し上げたんですけども。

そんな意味での教員の質の確保、ちよつと長くなりましてけれども、またその点について、三人の参考人の、先生方、局長さんの方から伺えればと思ひます。

○三島参考人 今の御質問は議論すべきことが非常に大きいところでございまして、大学を運営していく中で教員の質をいかに高めるかということは大問題でございまして。

基本的には、給与体系の問題も、それにもやはり絡むことがございまして、教員の評価というのをどうするか、これはいつも大学の会議では問題になり、評価という言葉が出た途端に教員の人がちがびくつと、目が、どきつとするような感じになるんですけども。でも、その評価をしつかり行なわなければ絶対にいけない、しかし、その評価を行ったものがどう、例えば給与に反映されるのかというところは、今の大学、国立大学の給与体系ではなかなか難しいということでございます。

それよりも、めり張りをつけようということをして、この学長もいろいろお考えになつて、特に、基本給にはさわれないけれども期末手当のところで大きく差をつけるというようなことはやっているとございましてけれども。何より教育の質というところに限つて言いますと、やはり先生が教育にどれだけの熱意を持つかということなので、これははかるのは非常に難しいと思ひます。

ただ、学生からの教員の評価であるとか、そういったものを見ること、それから、逆に、今度は執行部として、教員がどういう教育のやり方をしているかという、いわゆるFD研修的なもので、学生たちにどういうふうに接しているかというようなことを見ることもある程度可能でございますので、そういうようなものから、大学としての教育に非常に熱意を持っている人に教育賞みたいなものを出すとか、そういうことはいたします

し、それから、世界からトップを、研究、教育に携わつてゐるような方をお呼びして、講義を例えれば半年持つていただくかというようにも、この大学も今一生懸命やつてゐると思ひます。本当に、研究もそうなんですけれども、やはりどれだけ教育、研究に熱意を持った人を大学の中に呼び込めるかというのが、各大学の競争になるかというふうに思ひます。

○小林参考人 これも本当に議論したら切りがないくらい大きな問題だと思ひますが、大きな流れといたしましては、教育の質とか教員の質というものをどういうふうに担保するかということについて言いますと、従来は、大学設置基準で、非常に厳しく入り口でコントロールしたわけですけども、これを次第に、評価によつて出口でチェックするというような形で政策としては動いてゐると思ひます。

ただ、私の見るところでは、これは現在過渡期でありまして、どちらにもなつていない。ただ、設置基準自体による規制というのがある程度は必要でありまして、やはり不良品を世の中に出すわけにはいかないわけですから、そういう意味では入り口のコントロールというのがあると申しますけれども、ただ、それに対して、やはり出口のチェックというのはまだまだ不十分だということに考えております。

これについては中教審でもいろいろ議論しているわけですが、もう一つ指摘したいのは、現在、大学院への進学者というのがかなり減少してきています。

これは、一番の原因はやはり就職問題で、これから大学が減つていくわけですので、就職が難しいということがあるんですけども、二番目に重要なのは経済的な問題です。

特に、アメリカのように、就職の良好なところは、ローンを出して進学させて、後から返してもらうという方式ですけども、基礎的な分野については、それほど就職もよくないし給与もよくないですから、そこに対しては連邦政府がすごく力

を入れてやっているわけですね。そういうような張りが必要ではないかというふうに考えています。

○花井参考人 お答えいたします。

先生、私、大学の関係者じゃなくて、教員の質の確保であるとか給与体系等々について全く知識がございませんので、お答えは控えさせていただきます。

○杉本委員 ありがとうございます。

ちょっと的外れな質問をした部分もあって、御無礼お許しください。

次に、もう時間がはばなくなってきたかもしれないのですが、小林先生にちょっと、細かく先生の資料の点で伺っていただきたいと思うんですけども。

崖効果のところの、一ページ目のところの最後の行で、より精緻な給付額の設定が求められると。日本は三段階で、フランスは八段階だとか、アメリカ、ドイツは直線だという御指摘がございましたけれども。では、日本は、いや、三段階じゃなくて、今後、今回四年後見直しということになりつつありますけれども、先の話をして恐縮ですけれども、どのくらいの精緻さがよろしいのかという一つの提言をいただければありがたいと思います。

○小林参考人 この問題は所得をどのように把握するかということが非常に重要でありまして、日本の場合には、マイナンバー制が入って、これで所得の把握というのができますので、これによって、どの程度の給付額が的確かというのが計算でできるということになります。

今までは段階にしておりましたが、やはり計算が難しい、所得に応じて細かくやるということができなかったわけでありまして、マイナンバーで電子的にできるようにありますので、その辺については、将来的にはかなり、アメリカ型、ドイツ型のような、連続的に変化していくような形になるのが望ましいのではないかとというふうに考えております。

○杉本委員 私ども維新は、マイナンバーの普及にすく力を入れているとしまして、外国人の就労の問題でも、修正は、そのマイナンバーのことを端緒をつけるというようなことをさせていただき、ちょっと話がそれて恐縮ですけれども、選挙の方も、もしマイナンバーが入れば、私は、コンビニ投票ができるようになって、日本の政治地図も大きく変わる可能性を秘めているのではないかと考えていますので、マイナンバーの普及について私どもも力を入れて頑張っていきたいと思っています。

次に、また小林先生に伺って恐縮なのですが、三ページ目の情報ギャップの問題で、やはり一人親家庭とかそういうような事情のお子さんが、なかなか情報に接せられない。いや、政府は、ホームページに出しています、こういう言い方をするとすけれども。学校の先生に余り依存しても、先ほど、プライバシーの問題があるんだということとを先生は御指摘されましたけれども、特に低所得者の世帯、一人親の世帯とかをイメージしつつなんですけれども、この情報ギャップを少しでも埋めるには具体的にどうしたらよろしいか、提案をいただければありがたいんですけども。

○小林参考人 先ほど申し上げましたのは、高校の就学支援金については、高校の方に加配という制度がありまして、事務の負担を軽減するように、特別にそのときだけ担当の方をつけるというような制度があります。

ところが、今回そういうようなことが考えられているかどうかはわかりませんが、私の知る限りではそういうことは特に考えられていないようでありますので、これだけいろいろなことが起きて、新しい制度ができるという場合には、なかなかその周知というのは問題ですので、そのあたり、高等教育機関あるいは高校等にそういった措置をしていただくということが一つあるかと思っています。

それから、もう一つ申し上げたいのは、最近、SNS等でかなり間違った情報が奨学金あるいは

大学について拡散しております。

これについては、なかなか難しいと思いますけれども、どういう形で正しい情報を伝えるかというこの裏側に間違った情報の拡散という問題がありますので、それはぜひ御検討いただければというふうに思います。

○杉本委員 ありがとうございます。

与野党を超えて、本当にこの制度、まだ法案の審議があるわけですが、もしできた場合に、きちっと子供たちに伝わるように総力を挙げて我々も考えていきたいと思っていますので、また引き続き御指導をお願いします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○亀岡委員長 次に、吉川元君。

○吉川(二)委員 社会民主党の吉川元です。

まず、三人の参考人の皆さんに、貴重な御意見をいただいたこと、心より感謝を申し上げますというふうに思います。

私からも三人の参考人の方に何点かお聞きをしたいことがありますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、先ほど、国連人権規約との関係で少しお話がございました。

これは三人の方にお聞きしたいんですけども、気になるのが、二〇一七年十二月、新しい政策パッケージ、それから二〇一八年十二月、制度の具体化に向けた方針を見てみると、高等教育の無償化という文言がずっと入っていたんですね。

その上で、この法案第一条の「目的」のところに高等教育の無償化という言葉が見つからない。「急速な少子化の進展への対処に寄与すること」ということで、少子化対策がかなり強調されているように私自身は受けています。

人権規約の方で見ますと、教育を受ける権利、あるいは教育の機会均等といった文脈で無償化が言及をされておまして、権利規定なんですけれども、今回の法案の第一条は、この権利規定というものが見当たらない。

なおかつ、今回の財源というのは消費税ということですから、消費税というのは、全世代型の社会保障という新たな、私はよくわからないんですが、全世代型の社会保障という形で使途を変更するんだと。

そうなりますと、今回の修学支援に関する法律なんですけれども、これは高等教育の漸進的な無償化の一步というふうに捉えていいものなのかどうなのか、この点、御意見をいただければと思います。

○三島参考人 確かに、無償化という言葉がだんだんトーンダウンをした形で、できるだけ支援をしようという形になってきたわけでございますけれども。

やはり高等教育の無償化は、先ほど来御質問があつて、私も申し上げましたし、ほかの参考人の方も、高等教育の無償化であるとか機会均等ということが理想であることは、これはもう間違いないことかと思っています。

しかし、それに向かうについて、今すぐに何ができるかという形の議論にやほりなっておりますので、どのぐらいの財源があつたらどこまで支援をできるかということの議論が始まって、そして、今、七千六百億円というような額までを一応視野に入れたわけでございますけれども、当然、高等教育の無償化を本格的にやる場合はこんなものでは絶対済まないわけですので、先ほど来あるように、まず一歩、二歩、そして、それをして、やってみた結果、実際に支援をしつかり受けていく学生たちがどのぐらいいるのかとかいうようなものを見ながら、理想に向かつて少しずつ進んでいくというような道のりだろうというふうに私は理解してございます。

〔委員長退席、義家委員長代理着席〕
○小林参考人 これも先ほど来申し上げていますが、これは無償化と申しましてなかなか限定的な無償化でありまして、そういう意味では、国際人権規約等に定めている無償化とはかなり性格が異なるものであるというふうには理解しております。

○小林参考人 これも先ほど来申し上げていますが、これは無償化と申しましてなかなか限定的な無償化でありまして、そういう意味では、国際人権規約等に定めている無償化とはかなり性格が異なるものであるというふうには理解しております。

す。

ただし、では、これが無償化に向けた、今回の法律がそれに当たらないかと言われますと、やはり、形は違いますが、一歩前進、まあ、一歩か半歩かというのは議論がありましたけれども、どの程度かはともかく、無償化に向かっている、ただし、その無償化に向かい方が少しいろいろな懸念があるというのが私の理解です。

○花井参考人 お答えいたします。

冒頭に、この今回の法案は、これで無償化と言えるのかということを述べさせていただきましたが、確かに、一歩前進であることは間違いないと思います。ただし、第一条のところかと思うんですが、真に支援が必要な低所得世帯の者という限定をしたことによって、無償化の道が遠のいたのではないかと感さえております。

そういう意味でいうと、無償化への道筋を明確にすることによって、この法律の性格も変わってくると思うので、ぜひともそこは御尽力をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○吉川三三委員 ありがとうございます。

それでは、次に、三島参考人に少しお聞きをしたいんですが、今、花井参考人からも、「真に支援が必要な」という文言が一条のところにあるということでございます。

先ほど、これは今後の検討課題だということをおっしゃられたんですけれども、今回、相對評価で、下位四分の一、これは、一生懸命やっただけでも、絶対評価であれば別ですけれども、相對評価というのは必ず四分の一が生まれてしまうんですよ。そこで支援が打ち切り、しかも、対象は、まさに、真に支援が必要な低所得者ということになると、この支援打ち切りが、同時に大学をやめなければいけないものに直結してしまうのではないかと。そう考えますと、少しちよつとこれはハードルが高過ぎるのではないかと。この点はいかがお考えでしょうか。

○三島参考人 その部分でございますが、いろいろな制限のようなものがある中で、成績が四分の一以下というのは確かに相対的なもので、どんなにできても四分の一以下にはなる可能性があるわけですから、そこは大学によって、ある程度、このケースはそれに当たらない、あるいは、絶対的な評価で成績が十分だということを大学が判断できるようになっていると思いたければ、違いますが、そういうか、規定の中で、

ですから、そういうことをできるだけ丁寧に、学生の、一番大事なのはやる気でございますので、勉強する気がどのくらいあるかということですので、それがなくて成績が悪い場合というのが恐らく今の相対的な評価の意味でございますので、しっかりとやっていてそれなりの成績を上げていられるけれども四分の一以下だということ場合には、ちゃんと救える規定になっていると私は理解しておりますけれども。

○吉川三三委員 それでは、花井参考人に少し伺いたいと思います。

今、真に必要なということで限定することで、遠のいたのではないかと。お話をいただきました。この限定することで、バツシングやステイグマが生まれないかというように指摘もありました。これは具体的にどのようなことなのかということ。

それから、現在、給付型奨学金でも、二年目からだと思んですが、資産の調査というのが入ってくる。家計支持者一人で二千万、一人の場合一千万の基準を上限ということなんです。恐らく、一千万あるいは二千万が多いか少ないかは議論があると思えますけれども、非常に今、将来不安、自分の老後の不安も増大している中で、老後の生活のためにこつこつとお金をためていくということもこれは当然あるわけで、そういう給付型奨学金の支給対象者としての資産の調査、これを行うことについてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○花井参考人 お答えいたします。

給付型奨学金制度が二〇一七年に法定化されまして、二〇一八年から本格実施ということだったわけですが、既に給付型奨学金制度に資産調査が含まれているということで、そのことが今回も踏襲されるというふうに伺っております。

資産調査というと、やはり生活保護をすぐ想定いたしまして、生活保護受給者に対するバツシングあるいは受給している方のステイグマがずっと問題になっております。それを、家庭の経済的困難であるがゆえに、この奨学金、今回は給付型奨学金と授業料減免を申請する子供たちがそのステイグマを持たないだろうかと不安があります。

資産調査を、全て預金通帳のコピーまで提出させることを、果たしてする必要はあるのだろうかという大きな疑問があります。それも、結局は真に支援が必要な低所得者層ということで限定している、そこに対しての税金の使われ方を国民に説明しなければいけないということとさまざまな条件がつけられているのだからということも推測できますが、それにしても、高校生が進学しようとするときに、そこまでする必要はあるのかということ懸念は拭き切れません。

そういうステイグマあるいはバツシングが起これないような運用をしていただきたいと思いますし、結局は、その限定していることからすると、何回も主張しておりますように、更に対象者を拡大していくことが最大の解決策かというふうに考えております。

以上です。

○吉川三三委員 ありがとうございます。

それでは、小林参考人に少しお聞きしたいと思います。教育基本法、そして学校教育法を見ますと、大学というのは学術の中心であって、深く真理を探究して新たな知見を創造し、そういうことが「目的」として書かれております。

「目的」はそれぞれ小学校、中学校、高校、ございまして、小学校であれば、心身の発達に

通教育をというふうな、こういう目的があるんですけれども、小中高は、この「目的」に続いて、この目的を実現するために「目標」ということで、小学校は全部で八つかな、中学校は三つ、高校も三つなんです。

大学は、「目的」は、今言ったような、学術の中心、真理を探究するということを目的とはしてはいますけれども、その後、具体的にこれを実現するための目標というふうなものは、実は、大学は大学の自治、学問の自由ですから掲げられていない。

今回、法案で目的とまでは書かれていないかも知れないんですが、関係会議の機要要件の中で、大学等での勉学が職業に結びつくことになるよう、途中省きますが、今回の支援措置の目的を踏まえというふうに、職業に結びつくことを目的とされていて、ちよつとこれは私自身は少し違和感を、実務経験をした教員云々ということはもちろんあるとしても、それ以上に、この記述というのは、教育基本法あるいは学校教育法に掲げる大学の目的とどのように整合しているのか、あるいは整合しないのか、この点について少しお話を伺えればと思います。

○小林参考人 法律の専門家ではないので法律的な議論はできませんが、率直に言わせていただきますと、やはり私も違和感がございます。

それは先ほど来申し上げておりましたように、例えば、今回、授業料減免が大幅に拡充されたことは非常に望ましいとは思いますが、今まで授業料減免については、先ほど説明いたしましたように、国立、公立、私立あるいは高専、専門学校、短大、全て制度が違っています。それは統一することはいいかもしれませんけれども、逆に言うと、大学の方で決めるという裁量権がなくなってしまうというわけですね。

委員御指摘のように、なぜ学校教育法で細かく大学のことを決めないかという、やはりそれは、大学は大学で自分たちで決めるというのが、大学という、中世以来続いているところの伝統で

すので、それを失うと大学とは言えないわけでありますので、そういう意味でいいですと、今回の授業料減免を一律にしたというのは、制度が違っているという意味では改正として意味があるかもしれないけれども、大学の裁量権をなくしたという意味では問題があるのではないかと、これは一つの例として挙げられると思います。

○吉川三三委員 同じことで、花井参考人、何か御意見あれば。

○花井参考人 お答えいたします。

先生の質問の中にありました、職業に結びつくということが盛んに強調されているのではないかとという印象がありますが、この検討がされました専門家会議では、夢が持てるようなことであるとか、それから、すぐに就職しないで研究職につく方、そんなことがあってもいいのではないかと、出口をもっと柔軟にすべきではないかという議論があったというふうに向っております。

そういう意味で、高等教育、職業に結びつくだけが役割ではないと思います。

とりわけ、今後、基礎研究の人材を育成するということは我が国にとって非常に重要なことであると思いますので、そういう方を育てていくという意味でも、余り職業に結びつくことを強調しない方がいいのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○吉川三三委員 それでは、小林参考人にもう一点伺いたいというふうに思います。

今、大学独自で減免制度を設けられているところがあるというふうに聞いております。今回、新たな減免制度がこういう形で入ってくるという場合、お金の出どころは、片方は消費税で、片方はそうじゃないということ、出どころは違うわけですが、今、大学独自で行われている授業料減免制度に今回の修学の支援のこの制度が入ってきたときに、どういった影響というのがあるのか、あるいは、それはそれで全く関係ないというふうに考えていいのか、その点いかがでし

うか。

〔義家委員長代理退席、委員長着席〕

○小林参考人 細かく議論すると切りがないと思えますので、例示として挙げたいと思いますが、国立大学について申しますと、現在、授業料減免相当額として三百五十億円くらい、かなりこれは大きな金額なんです、残念ながら制度が余りよく知られていない。それから、大学によってやり方が若干は変わりますけれども、ほとんど一律の基準で行われているということがあります。

それに対して私立大学の場合は、二分の一の補助でしかありませんので、大学自体が財源を持つていけば別ですけども、そうでないとなかなかこの制度に乗りにくいという問題があります。

ですから、そういう点で申しますと、今回の制度改正によって、大学の方が独自の奨学金をつくるというのはそれは別にできるわけですから、財源に余裕のあるところはそういった大学独自の奨学金というものをすることができ、それは非常に期待したいというふうに思っております。

○吉川三三委員 ちょうど時間が参りました。もう少しお聞きしたいこともあったんですけれども、これで終わりたいと思います。

○亀岡委員長 次に、笠浩史君。

○笠委員 未来日本の笠でございます。

きょうは、朝から三人の参考人の方々には本当に貴重な御意見をいただいておりますことに、私からも感謝を申し上げ、最後でございますので重複する部分もあるかもしれませんが、少し確認をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、国際人権規約、私も、二〇〇三年十一月に初めて国会に参りまして、ずっと文部科学委員会にほとんど所属をして、この十三条の二項、なぜ、批准をしているにもかかわらず留保をしているんだということは、これは国会でも何度も取り上げてまいりました。

たしか、マダガスカルとルワンダと日本だけでした、留保していたのが、二〇〇八年にルワンダが撤回をして、もういよいよマダガスカルと日本

だけじゃないかということで、私も、この撤回へ向けて、高等学校の授業料の無償化の制度を導入し、中等教育、さらには、その後はやはり高等教育の無償化だということで、これは自民党政権になってもその流れが引き継がれ、まさに今無償化というものが大きな、これはもう党派を超えた我々の目標になったということは非常に意義深いことだと思っております。

先ほど、三名の方々が、やはり財源の、ここから逃げるわけにはいきません。しかしながら、本来であれば、やはり私も、この留保を撤回をした段階で、高等教育をいずれは無償化をしていくという義務を我々政治は負ったのではないかと、私に認識をしております。

そういった前提で、その思いというのは恐らく三名の方々一緒だと思いますので、そのことを前提に御質問したいんです。

先ほど来、特に小林参考人の方から、無償化に向けて、高等教育の無償化をやるとなると、もつとやはり大きな財源が必要になってくる、そのときに、なかなか、税を投入するということについてはまだ国民の理解というものが得られていない、三割ぐらいじゃないかという話がありました。

やはりその理解を得るような、その財源を消費税に求めるのか、どこに求めるのか、これはいろいろな議論が必要だと思っております。しかしながら、やはり私は税に頼らざるを得ないと思っておりますので、その理解を得るために何が必要なのか、今の大学教育あるいは大学そのものの、その点を三名の方にお伺いをしたいと思います。

○三島参考人 大変大きな、非常に難しい御質問かなというふうに思います。

やはり大学としては、今の日本の若者の教育を、非常に質のいい教育を学生に与えて、そしてそれを、世界を舞台に活躍するような気概であるとかいったものを育てるような、いい大学になっていくということしか具体的にはできないところかなというふうに思います。

そういう意味で、国立大学八十六校、私立は七百校以上あると思いますけれども、それぞれの大学がそれぞれの特色を発揮した、高い教育の質のもとで若者を育てていくということと、それから、それと初等中等教育がきちっと連携するような教育のシステムをつくっていくということが我々には課されている問題であって、それで、先ほどの理想的な無償化あるいは機会均等というように向かっていくためには、まずそれが必要ではないかなという考え方を私は持っております。

○小林参考人 今、三島先生が申し上げたとおりだと思うんですけども。

私、先ほど申しましたように、大学が社会の信頼を失っているのではないかとということが問題だろうというふうに考えております。ですから、大学は、社会の信頼を得るためにしっかりと学生を育てている、あるいは社会に貢献しているんだということを示すということは、大学の説明責任として非常に大きいのではないかと思っております。

ただ、一つ申し上げたいのは、現在はかなり大学はそういうことは努力をしております、学生はよく授業には出席しますし、それから休講も許されないというようなことがあります。一つの例として申し上げますと、必ず十五回授業をやった、それとは別に試験もやるというようなことになっておまして、先ほど少しお話がありましたけれども、休日でも今授業をやっているような大学というのはかなり多くなっております。そういうような形で大学も努力しております。

ただ、その基準が余りにも外形的的といいますか、数値目標だけになってしまっていて、そこを達成すればいい、それだけやっておけばいいんだというようなことになっているというのが今の問題だというふうに思っております。

○花井参考人 お答えいたします。

私は大学の関係者ではないので、一市民というか、違う立場になろうかと思いますが、日本の場合は、教育というのが、社会づくり、今も未来に

向かつてもそのための教育が必要でありそのための公的支出が必要だということの合意がまだまだ足りないのではないかとふうに考えております。

そして、それと同時に、自己責任論が非常に強い社会ではないかと思っております。どのよう教育を受けるかはあくまでも個人が選択、それはそのとおりなんです。そこに対して、負担まで個人が負うべきであり、そのことで苦しむのは本人の勝手だみたいな、そういった風潮が強くなるような気がしております。

その意味で、もう少し、教育とは何なのかという社会的な合意を得る必要があるのではないかと、いうことを感じております。その上で議論すれば、財源のあり方も、どのような財源かというのはあるかと思いますが、議論しやすくなるのではないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○笹委員 ありがとうございます。
それと、先ほど来、多分共通されているのは、まずは第一歩である。限られた財源の中でスタートして、そして、私、これをやはり大きな第一歩にして、次につなげていくということが大事だというふうに思います。

そのときに、次のそのステップとして、例えば、経済的な理由を含めいろいろな形でこれまで学ぶことができなかった、そういう人たちの学び直しの機会というものを、このリカレント教育、こういったものを充実させていく。あるいは、現在奨学金の返済に苦しんでいる人たちがいる、そういう人たちの支援。あるいは、この中間層を、もっと厚みをもって支援対象を広げていく。

恐らく、次のステップへ向けて課題は幾つかあるかと思うんですが、その辺の優先順位というのか、次のステップでまずはここからだというものが、複数でも結構なんですけれども、お考えがあれば、それぞれお聞かせをいただきたいと思っております。

○三島参考人 今委員からおっしゃられた幾つかの要素、これに尽きると思っておりますけれども、どこがその中で優先順位かなと思いますと、やはり支援をする幅でしょうかね、所得層の。

そういうところをもう少し広げられないかというのはいや、どこかで最終的には切ってしまうわけですから、そのところに対する何かモラルハザードみたいなことも起こり得ると思いますので、そこが私は優先順位としては高いのではないかとふうに思います。

○小林参考人 本日の議論でもさまざまな将来課題が出てきたと思っておりますけれども、一つは、やはり強調したいのは、情報ギャップの問題ということとをどういうふうに考えるかということだと思っております。

今回の制度でかなりの部分は、教育費の負担を含めて、二つの制度、更に給付型奨学金の大幅な拡充によってかなり改善されたと思っておりますけれども、実は、その土台に乗らない人たちがいるのはもともと対象にならないということがあります。情報ギャップのために、そういうことを知らない、申請もできないという人たちが必ず出てきますので、そういった人たちがどういうふうに救うかということは大きな課題だと思っております。

さらに、言ってしまうと、進学することの意味がわからない、あるいは意欲がない、そういう人たちがいるわけでありまして、こういった人たちがどういうふうな形で学習するように持っていくか。そういうことを考えていかないと、結果として、そういう人たちは進学することに意味も見出せないし、大学教育にも意味を見出せないわけでありまして、そういう人たちが今度は納税者になって、次の世代を背負っていくことになっていきます。

そうすると、先ほど言いました不公平の問題というののも当然起きてきますので、そういったことまで考えますと、やはり教育というのが非常に価値があるんだということを、ほかの全ての国民

にわかるようなことを考えていただきたいということで、そのための仕組みづくりをぜひ考えていただきたいと思います。

○花井参考人 お答えいたします。

先ほど、今回の法律で教育の無償化が遠のいたのではないかとふうのことを発言いたしました。遠のかせないために、本当に、「目的」にある「真に」という言葉が法律に規定されるのはいいかどうかというのをぜひ再考いただきたい。その上で、一刻も早く中間層まで拡大していただきたいと思います。

そして同時に、やはり、無利子化を加速させる、それから延滞金の利率を下げる、猶予期間を延長する。現在、返済で困難な状態に陥っている人の救済策をぜひとも見える形で示すことが喫緊の課題かというふうに考えております。

以上です。

○笹委員 ありがとうございます。
そして、今回の制度で、先ほど来幾つかの指摘がございましたけれども、新たにこの対象となる大学等の確認要件というものが課せられることになり、その点について、先ほど小林参考人の方からは、やはり、その辺がどの程度検討されたのかというところ、余りにも短い期間だったので、その辺についてのちよつと疑問が呈されたというふうに思っておりますけれども。

三島参考人にお伺いしたいんですが、専門家の議論の座長として取りまとめに当たられ、本当に感謝を申し上げたいんですが、最初からなかなかこの確認要件が始まるに、最初からなかなかこの確認要件を満たさないような大学あるいは専門学校等々が出てくる可能性、危険性というのはあるのか。その辺、どういった議論があったのかをちよつと簡単に御紹介いただきたいと思っております。

○三島参考人 その大学が果たして、簡単に言うところ、きちつとした教育をちゃんと、そういう勉強意欲、学業の意欲がある人にちゃんとした力をつけられるかをどうやって判断するんだという議論は随分いたしました。

それは、やはり、大学一つ一つにそういった意味での教育の質の担保ができるかというところ、これはできないわけですね。それで、何かの仕組みをつくって、先ほどもちよつと私言いましたけれども、大学の設置のときではなく、今動いている中で、この認証評価みたいなところで、そういう視点で大学がきちつとした教育をしているかというのを何らかの方法でチェックをしていくということはこの仕組みの中に入れていくしかなくて、今、外形的なこと、この大学はだめだというようなことは言えないというのが基本的な結論でございます。

ただ、そういった教育の質の担保というのは、今回のこれだけの財源をつぎ込む、若者の教育に関することですので、そこは非常に重要なところであるということには違いないというふうに思っております。

○笹委員 ちよつと今に関連してあわせてお伺いしたいんですが、まだ大学の方は、比較的、今いろいろなガバナンス等々も含めて、情報公開を含めて議論になってきているわけですが、専門学校なんかは、設置形態もそれぞれやはり異なっておりますし、なかなかその辺が、規模もさまざまです。難しいんじゃないかと思うんですが、そういったところで、今後、当然ながら文科学の中でも検討されていくわけですが、何かアドバイスというのか、こういったところにはやはり注意すべきだということなものがあれば、三島参考人、あるいは、もしあれば小林参考人にもお伺いしたいと思います。

○三島参考人 専門学校は、確かに設置形態も違いますし、それから、定員の充足率みたいなものでもちよつと規定がございます。定員割れがどのくらいあるかというものが入っているかと思うんです。ですから、その辺のところへの配慮が必要なのは、経済的な理由で大学へ進学できないということだけではなくて、自分に専門性を持つというふうな、違う意味の目的には専門学

校も重要でございますし、短期大学なんかも含めて、彼らにチャンスがある方がいいという意味では、やはりそこまで入れましょうということでございます。

ただ、学校の、特に専門学校については、そういう現状での評価が難しいのと、あと、外形的な数字、定員不足とかそういうようなものに関する配慮というのは必要かなというふうに思っております。

○小林参考人 専門学校につきましては、先ほど申しましたように、授業料減免は公的な制度といたしましては北海道と高知県しかないというような状況でしたので、これが全国に適用されるという意味では非常に大きな前進だというふうに思います。

ただ、逆に申しますと、専門学校は都道府県の所管でありますので、非常に、今、三島先生からもありましたように、設置形態に応じて規模もガバナンスもさまざまありますので、そのあたりをどういうふうに考えていくかということは、相当、都道府県の方でも考えていただかなきゃいけないわけですが。

そのあたりをどのように考えていくかということとは、私はこの議論には参加していませんのでわかりませんが、例えば、法人立でないものもありますので、財務諸表の公表をどうするか、具体的な問題はさまざま残っていると思いますので、その辺のことは非常に気をつけてこれからやっていかなければならないというふうに考えていますので、ぜひ、そのあたりのことは、大きな方針を議論していただければというふうに思います。

○笠委員 ありがとうございます。

時間が来ましたので、これで終わりたいと思います。どうも、改めてありがとうございます。

○亀岡委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様におかれましては、貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時開議

○亀岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

本日は、本案審査のため、参考人として、筑波大学長・中央教育審議会大学分科会長永田恭介君、東京大学大学院教育学研究科准教授両角亜希子君及び名古屋大学総長松尾清一君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位から一人十分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、まず永田参考人をお願いいたします。

○永田参考人 御紹介いただきました筑波大学長

の永田です。

しかし、本日ここに登壇しておりますのは、中央教育審議会にて、二〇四〇年に向けた高等教育のグランドデザインをまとめさせていただいた立場からだと思っております。

我が国の現在の状況は、少子高齢化や経済格差等の問題以上に、前向きに考えても、ソサエティー五・〇の実現、あるいは百年時代到来に向けた、そのポジティブな面の後ろ押し、加えて地方創生など、我が国固有の課題もあります。こういう課題に向けて、大学の果たす役割は大変大きいと考えております。なぜならば、膨大な知識の蓄積と、それから新しい知を生むその能力を持つているというふうなことであります。一方、今現在の大学の状況については社会からは厳しい目が向けられている、そういう認識も大学は持っているところであります。

大学の基本的な教育、研究、社会貢献においてその向上を図るとともに、それ以上に個々の大学の機能強化を図る、それを支える経済基盤を整える、このような問題が蓄積していることも認識している。その中で、今回の、高等教育の二〇四〇年像というものを中教審にてまとめたところであります。

この新しい学校教育法等の一部を改正する法律案群は、一定のその答申の内容を踏まえたものであるという認識を持っており、高く評価をするものであります。

その法律案の概要を大きく、私なりに二点で捉えておまして、一つは大学の質の維持と質の保証、もう一点は機能強化という、この二つになるかと存じます。

前半につきましては、法案の中では、認証評価についての法案がそれに当たると考えられます。

大学は、大学の設置を許された後に、アフターケアというプロセスを経て大学固有の活動をしてまいります。現在の法律では、七年に一度、大学がその固有の機能を果たし得る状況であるかどうかについて認証を受けた団体が評価をする、こ

れが認証評価ということになっておりまして、それについて、今回の法案では、もう一步その機能を高める点に言及しているということで、評価をしております。

もう一点は、我々の大学が機能をより高いレベルで発揮するための努力、これをどういう形で実現するかという点にかかわっております。

先ほど申したように、さまざまな課題のほかに、大学自体は、それ自体が進化を続けなければなりません。その中には、例えば、AIが発展する社会の中で、本当に人がなすべきこと、人がかわるべきこと、これを学生たちに教えていかなければなりません。そのためには、広い視野と深い専門力を育てるといふ、言い古されてはいても当然のことを大学は続けていかなければなりません。

その中で、機能強化の一端として、一つの大学ではなし得ないようなことを幾つかの大学が協力して行う、そのためにそれを支援する法案がここに出ていこうと考えておりますし、また、それを支えるためのガバナンスや経済基盤確立のための一助となるものというふうに認識をしております。

午前中には高等教育の負担軽減についての議論もされたことと思いますが、それらと同時に、大学側の改革というものが今申し上げた視点で続けていかなければならない、そういう認識であります。

本案が可決されることを実に望んでおりますけれども、大学自身は、質の向上と経営基盤の強化に向けて更に努力を続けなければいけませんし、今般の案だけでは十分ではなく、更に大学の改革を進めるためのさまざまな検討がなされることを希望しております。

大学は教職員だけのものではなくて、大学が大学であるというのは、学生がいるからです。その学生が十分満足のいく教育を受けられるように、また、大学は新しい知の創出を目指して一層研究が進むように、ぜひとも法案の審議の方をよろしくお願い申し上げます。

以上です。どうもありがとうございます。(拍手)

○亀岡委員長 ありがとうございます。

次に、両角参考人をお願いいたします。

○両角参考人 東京大学の両角と申します。

このように意見表明をさせていただく機会をいただき、ありがとうございます。

今回は皆さんの法令改正が一度に行われるというところで、それぞれの法律、学校教育法、国立大学法人法、私立学校法の、それぞれのどのような意図で、何が改正されようとしているのか、それに対する私の意見というものを順に述べさせていただきます。

まず、学校教育法の改正については、認証評価制度の改正ということになります。

大学は、大学を設置するときには、設置基準という最低基準を満たしているかというところで審査を受けるんですが、その後、認証評価というの、その後の活動の中できちんと質を保っているのかというのを七年に一度審査することになっていきます。

ただ、その審査を受けることは義務づけられているんですが、その結果の取扱いについては何の制度的な保障もありませんでした。例えば、専任教員が基準の数に足りていないという学校がありまして、不適合というふうに判定されても何のペナルティーもないという、普通の社会の常識からするとちよつと考えられないような状況でありました。

それを、ちゃんと適合しているかどうかというのを判断した上で、状況が一定のものに達していないところについて文部科学大臣が報告あるいは資料の提出を要求できるというふうに、不適合のまま放置するのではなく、何らかの手段を持ったというところが大きなポイントかなと思います。それによって、今まで不適合と出ても、教育、研究の自主的な改善につながりにくかったものを、確実な改善につなげていくというのがポイントではないかと思っております。

それで、国立大学法人法のところでも認証評価の言及がありますが、大学はそういったいろいろな評価を受けていて、評価の負担の重さというのがあります。教員は、教育、研究、あるいは管理運営などをしながら、こういった評価が、国立大学法人の場合だと国立大学法人評価といろいろなあるので、それをより効率的、効果的に行われるようにというのが国立大学法人法の改正の趣旨ではないかと思えます。

また、私立大学では、中長期計画の策定が義務づけられたというのが今回の大きな変化だと思っております。

現時点で、私立大学の定員割れは三六％、二〇四〇年の十八歳人口というのは八十八万人と現在の七割にまで達するというところで、どう考えても今後の経営環境が厳しくなることが予想されます。

しかしながら、特に小規模、短期大学などでは、いわゆる中長期計画の策定率が六割程度にとどまっております。規模によって、どのような形で中長期計画を備えるかというのはいろいろあつてよいと思うんですが、将来を見据えた計画をつくっていないというのはちよつと問題ではないかというところで、中長期計画の義務づけには私は基本的に賛成しております。

ただ、認証評価というのは最低基準をクリアしているかチェックするものですので、それを踏まえてということには若干疑問を感じております。

二つ目の私立学校法の改正について、次に述べさせていただきます。

経営環境がこのように厳しさを増す中で、経営機能を強化していくためのガバナンス改革が求められています。

私も見ていますと、多くの学校法人は健全な経営をしているんですが、昨年も経営陣による不祥事を起こした学校法人が幾つか出てくるなど、経営陣に対するチェック機能の強化というのが大きな課題になっております。

私立大学というのは、建学の理念とか伝統とかいろいろなものが多様で、ガバナンスのあり方も極めて多様なんですが、そういった自主性を担保しつつ、公共性を高める必要が生まれてきたというところで、今回の改正につながっております。

具体的には、監事の牽制の強化ですとか、役員の職務、責任に対する規定、評議員の機能の充実などの規定改正が行われるという案なんですが、一定の意義があるだろうというふうに評価はしています。

ただ、不十分な点も残されているというのが私の意見です。

例えば、監事の牽制機能を強化して、もしも理事長が出てきたときに、牽制するといつても、監事というのは、評議員会の同意が必要であるものの、理事長が選びます。選んだ本人をどこまで厳しく見られるのかとか、そういった点で、監事の牽制機能の強化がどこまで効果があるのかということには多少の疑問は感じております。

また、制度改正だけでは不十分で、実際に理事や監事が、どのような人になって、どう育成するのかといった問題もセットで議論しなければ、絵に描いた餅に終わるのではないかと感じています。

また、ガバナンスを強化するという意味で、今回の法改正の案で情報公開をより進めていこうという点についてとても評価しているんですが、言われたから最低限やるというだけではなく、私立大学というのは、社会の理解と支援を得るために、それぞれのステークホルダーにわかりやすく、情報公開を積極的に行っていくんだということが必要であると思えますし、そうしたことが、不正を防ぐとともに、私立大学に対する社会からの信頼を得るために不可欠だと考えております。

最後、国立大学のガバナンスについては、多分、この後の松尾参考人の方からあると思うんですが、簡単に触れたいと思うんですが、公立大学、私立大学と異なり、国立大学の場合は制度的に一人法人一大学しか認められていなかったものをほか

の選択肢もふやした、それに伴うさまざまな改正が今回の案だというふうに私は理解しております。

ただ、現在統合が検討されているいろいろな事例を見る限り、この制度改正をしなければできないような連携の内容には思えません。

ただ、大学というのは、なかなか自前主義が強いというか、ほつておけば自分の大学の中、あるいは極端に言うとう自分の学部の中でのいろいろな物事を完結して行動が行いがちなもので、こういった制度改正があることが一つの契機となつて、より大学が連携して、大学のそれぞれの機能を強化するとか、あるいは経営の効率を図るというようなところにつながる、一定の意味はあるかなというふうには理解をしております。

簡単ではありますが、三つの法律についての改正について、私の方での意見を述べさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)
○亀岡委員長 ありがとうございます。

次に、松尾参考人をお願いいたします。

○松尾参考人 名古屋大学総長の松尾清一でございます。

本日、私からは、現在準備を進めております名古屋大学と岐阜大学の法人統合によります東海国立大学機構のビジョン、あるいはその概要と、それから準備状況を説明いたしますとともに、東海国立大学機構の実現には国立大学法人法の一部改正が必要でありますので、主としてこれに関する意見を述べさせていただきます。

なお、本日の意見陳述に当たりましては、統合協議を進めております岐阜大学とも内容を共有しております。また、本日、岐阜大学の森脇学長にはこの委員会に御同行いただいておりますことを申し上げておきます。

さて、法人統合を両大学で合意するに至った背景を説明したいと思えます。

お手元の資料の一ページをごらんください。一枚めくっていただきますと一ページがございます。

す。両大学が位置しております東海地方は、これまで製造業の世界的集積地として繁栄を遂げてまいりました。この地域に位置する企業は、規模の大きさを問わず、世界を舞台とする企業が大変多いわけでございます。この地域の製造品出荷額は日本全体の二〇％を占めており、毎年膨大な貿易黒字を上げています。そして、日本経済にももちろん大きな貢献をしているわけです。

しかしながら、先生方も御存じのように、今世界はデジタルトランスフォーメーションないし第四次産業革命と呼ばれる時代に入っております。社会、産業構造の変化が急速かつ広範囲に起こっております。また、我が国では、これらに加えて、深刻な少子高齢化が進んでいます。日本が今後も持続的に発展し、国際的にも、人類社会の幸福、そしてまた持続的發展に一層大きく貢献できるためには、国立大学の果たす役割は大変大きいものと考えております。

特に東海地方におきましては、大学総体として、地域創生への貢献と国際競争力の強化は大学にとって必須の課題であると考えております。そして、社会が急速に変化する時代にあつて、諸課題の解決のために、アカデミア、産業界、国、自治体が組織的、戦略的に連携することは不可欠であります。

産業のネットワークは、県という単位を超えて、地域全体で密接に関連し合っています。一方で、この地域は既に県境を越えて大学間連携が盛んに行われておりますが、未来に向けた地域創生にしっかりと貢献できるためには、より踏み込んだ組織的、戦略的な連携が必要です。すなわち、個々の大学単位ではなく、ビジョンを同じくする一つの組織体として戦略的に大学が関与することが必要であります。

それによりまして、国、自治体、産業界との連携がもつと広範に、かつ深くなつて、公的機関や民間からの支援も受けやすくなります。そして、その結果、資金の好循環が期待でき、教育・研究機能の一層の強化、そしてまた国際的な競争力の強化につながるものというふうに思っております。これはまた、未来社会に必要な人材育成や人材確保、その力を強化することにもつながります。

次のページをめくっていただきますと、名古屋大学が構想したマルチキャンパスシステムによる東海国立大学機構のイメージを示しております。機構を構成する大学の自律性や強みを尊重しながらも、大学間の壁を取り払い、個々の大学の持つリソースを共有しながら、教育・研究機能の強化を図り、県を超えたより広い地域を対象にして、資金の好循環、それから教育・研究機能及び国際競争力の強化を目指すものであります。

この構想は、二年前の二〇一七年春に名古屋大学が指定国立大学法人に応募するときに着想いたしました。構想に積極的に賛同していただきました岐阜大学とともに文部科学省に提案をしたものです。

この図にありますように、我々としては、まず岐阜大学との間で法人統合を行ひまして、マルチキャンパスのプロトタイプをつくり上げ、そして、これに賛同する大学には門戸を広げて機構の拡大を図りたい、そういうふうを考えております。

次のページをごらんください。この三ページのポンチ絵は、岐阜大学森脇学長と私が共同で作成したものでございます。現在から未来に向かって東海機構を進めていくイメージをあらわしております。

東海国立大学機構では、地方創生への貢献、次世代型教育、産業界等との連携、世界的研究拠点形成などに両大学が力を合わせて積極的に取り組み、未来社会の創造に貢献する大学の新しいモデルをこの東海地域からつくっていくということで合意をしております。

次の四ページでございますが、これはあくまで一法人複数大学を可能にする法案の改正を前提として、国立大学の第四期中期目標計画期間、次の期間ですが、これを合わせると今から九年間ございまして、この九年間の大まかな工程を示しております。

昨年十二月には両大学の間で法人統合に関する基本合意が成立しましたが、このときには、地元産業界から中部経済連合会会長や、愛知県、岐阜県両県の副知事にも御出席をいただきました。大いに激励をいただきました。

次のページをごらんください。五ページですけれども、法人統合の管理運営に関する検討体制です。

両大学では、昨年四月より、法人統合に向けまして、両大学幹部から成る設立検討協議会を設置し、そのもとに、具体的な管理運営体制を整備するための設立準備室、そしてまた各部署ごとにワーキンググループを置いて、今、積極的に検討を進めております。そして、昨年十二月の基本合意以降は、一層この協議を加速しております。

次の六ページでございます。

教育、研究に関しましては、両大学の学長をトップとする協議会において、現在、新法人全体の観点から、法人として取り組むべき重要事項について協議をしながら進めていく体制をつくりました。事業ごとの進捗状況を定期的に協議会にて検討する体制をつくっておりますが、この機能は、新法人が設立された後は、法人の長をトップとする法人理事会若しくは役員会に引き継がれることを想定しております。これらの検討の進捗状況は、全く同じ情報を両大学で共有しながら、構成員の合意を得て進めております。

さて、資料はここまでなんですが、学校教育法の一部を改正する法律案、特に国立大学法人法改正に関しまして、私の意見を申し述べます。

文部科学省が設置いたしました一法人複数大学に関する調査検討会議におきましては、さまざまな観点からそのあり方が検討され、私どももヒアリングを受けて意見を具申いたしました。今回の改正案には、おおむねその意見が取り入れられて

いると考えております。

国立大学全体の立場から申し上げますと、今回の法改正により、今後、さまざまな連携、統合の形が検討されると思います。その際には、各大学の置かれた地域の産業や歴史、また存在する大学群の状況など、さまざまに異なるところがありますので、それぞれの大学の創意工夫により全国各地で多様な大学改革が可能になるような柔軟な制度設計に御配慮いただければ大変幸いです。

また、一法人複数大学におけるガバナンスの体制に関しまして、大学の健全な発展のためには、経営と教学の密接なかわりとともに、両者のチェック・アンド・バランスの機能も重要であることから、こちらも、大学における創意工夫が生きるような制度設計としていただければ幸いです。

最後になりましたけれども、名古屋大学と岐阜大学は県をまたいだ国立大学同士の法人統合を目指しており、これは我が国初の試みでございます。試行錯誤の部分は多々ありますが、総体としては、地域創生への貢献と国際競争力の強化、この二点を統合によってあえて追うという試みでもあります。したがって、今後さまざまな課題が浮上すると思っておりますけれども、その折には適宜修正を加えながら、この試みを成功させたいと思います。

その観点から、今回の法改正につきまして、国会におきまして十分かつ円滑な議論をお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

(拍手)

○亀岡委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の方々の意見の開陳は終わりました。

○亀岡委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。

す。青山周平君。

○青山(周)委員 本日は、学校教育法等の一部を改正する法律案に関しまして、三名の参考人の皆様方、本当に貴重なお話をいただきまして、ありがとうございます。

実は私、こちらに戻ってきてまだ一カ月しかたちませんで、当選後一カ月ということで、文科委員会の中では初めての質問をさせていただきます。

午前中、大学等の修学の支援に関する法律案の参考人の皆様方からの御意見をいただきました。この二つをあわせて、今回、関連性を持たせながら、機会を確保するので大学もしっかり改革をしていく、そういうことであります。

実は、前回、一年四カ月ぐらいこの国会にいなかったんですが、午前中の審議の中で、修学の支援に関する法律の方で、何か、大きな一歩とか、小さな一歩とか、余り大きくないとかという議論があったんですが、私がいなかった時期を考えますと、本当に大きな一歩だと思えます。馳先生からお話がありました、財源の問題で、どうしても幼児教育また高等教育の負担軽減がなかなか進まなかった中で、戻ってきたらもう一斉に進んでいる、本当にびつくりしたぐらいでありましたので。

そこを進めるとともに、大学のガバナンス改革、改革をしかりとして、また、大学の教育で有為な人材をつくっていく。非常に重要な法案だというふうに思っておりますので、ぜひ皆様方から御意見をいただきたいと思っております。

まず初めに、認証評価の取扱いの厳格化ということで、今回変わったことが、先ほど両角参考人からは、不適合と判定されても何のペナルティーもなかった。平成十六年から、もう第三スクールに入っているということなんですが、今まで認証評価があったわけで、これを今回厳格化させるということ、これによって今までとどういうところが具体的に変わっていく期待が持てるのか。そんなところを、まずは永田参考人、両角参考人か

らお伺いできればと思います。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。今の御質問、もともと認証評価という仕組みは、基本的に、大学が目指す教育、研究ができるかどうか、その準備が整っているかどうか、これを最低限見るものであります。

しかし、それで不適合、つまり十分ではないという評価を受けた上でもその大学は現在存続し得るという状況にある中、今般初めて、不適合になったものが、その理由を述べながら、文部科学大臣に報告及び資料を提出する義務が生まれます。これに基づきまして、もともと大学の設置の法案の方では、究極の場合、その大学を存続させ得ない判断もとれるということでございますから、かなり緊張感を持った報告になるというふうに考えております。

不適合になる前に、適合の状態を続ける努力、ぜひとも努力のたまかをそこに向けていただきたいと思っております。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

今、永田参考人がお答えしたのとほとんど同じなんです、これまで、不適合と出ても、それがウェブサイトで公表はされてはいたんですけども、ほとんどの方がそれを見ていないので、大学としては、出ない方が望ましいんですけれども、出てしまうということに、やや、やはり意識が甘いところがあったと思うんです。

それに対して何らか文科省からの統制が入り得るということで、不適合が常に出ないように、設置基準というのは最低の基準ですので、そこをクリアして、よりよい教育、研究をしていくための努力につながるのではないかなと期待しております。

○青山(周)委員 ありがとうございます。

不適合が出た後に、文部科学大臣に対して、資料の要求をされて提出をする、そこで一定、不適合と出ないような努力は今もしていると思うんですが、その上で言ってみればペナルティーが科せられるということだと思っております。

私も余り見たことがなかったんですが、認証評価で不適合を受けたところはどれぐらいあるのかなと調べてみると、ほとんどないんですね。そうか、保留だとかそういうところはああるんですが、その評価自体が機能していないと、そういう義務のななというふうに思っておりますが、その点に

ついてはいかがでしょうか、永田参考人。

○永田参考人 もともと認証評価においては、その基盤は一九四七年の、大学同士が大学をチェックするというシステムに起因をしております。

最も新しい例を述べさせていただきますれば、例えば入試で問題が起こった大学等が今般でございますけれども、それについては厳しい評価を下していく方針の中に現在ございます。

こういったように、ある一定の限界を超えたものについては、厳しく評価が下されているという現状だと思っております。

○青山(周)委員 両角参考人にも、同じ質問で恐縮でございますが、評価の仕組み自体が、結果を見てみても、不適合というところはほとんど出ない状況なので、評価の中でどのような大学の改革に資することができるのか、そこについてお伺いをしたいということです。

○両角参考人 不適合というのは本当に最低基準のところですので、そこで不適合が出るということと自体が本当はやはりあり得ないことだと思うので。

認証評価ももちろんそうなんですけれども、より情報をきちんと出して、それを皆が評価していくということが、認証評価の結果ももちろん大事で、それだけでうまくいっている、いいというところだけではなく、大学自身が、よりちゃんとやっていますよということを示していくということが大事なのかなというふうには思っております。

○青山(周)委員 ありがとうございます。

今回の学校教育法等の改正の一番にまたこれが出てきますので、スタートとしてまずお伺いをさせていただきました。

次に、お伺いをさせていただきます。

せっかく松尾参考人にお越しをいただいております。私も愛知県の出身でございます。本当に産業が強い、製造品出荷額、四十年を超えてずっと一番の地域。ここで名古屋大学、もともと地域を牽引していただいていたというふうに思っております。

先ほどの参考人のお話の中で、もう既に他大学との連携というのはこの法律ができる前から進んでいた、結構先進的に進んでいたというお話をいただきました。

その連携は進んでいたんですが、今回の法律の改正によって一法人複数大学制ができるということで、この法律ができると、一法人複数大学でないとできなかったことというのがあるとするならば、なければ今回法律になつていないと思うんですが、そのメリットとか、今回の法改正によって今までの連携以上に進んでいくという部分はどのあたりにあるのか、お話を伺いたいと思います。

○松尾参考人 ありがとうございます。

先ほどビジョンのところでも申し述べましたように、これからの社会というのは、我々が想像する以上の規模とスピードで急激に変化していくというふうに考えられます。

今、確かに連携はたくさん行っておりますけれども、今の連携は大学が外に出るのが可能なところで行っているということで、必ずしも、組織的、かつ、かなり広範にやっているわけではありませんが、これからの社会変革といえますか、それを相当の規模とスピードでやっていくこと、うと、どうしても、ビジョンを共有し、そして資源を、出せる範囲じゃなくて積極的に持ち寄っていくというような体制が必要で、そのためには一定のガバナンスも必要なので、これは法人統合をしないといけないというふうな、実際問題として、これを決断してから、学内でさまざまな話が進んでお

ります。

○青山(周)委員 ありがとうございます。

今、ワーキンググループ、ずっと検討の最中だと思ひます。この法律案を通して、本当に東海地方を牽引していただけるようなしっかりとした機構になっていただけるように、本当に期待をいたしております。

次に、お伺いをさせていただきます。

今回の国立大学の、一法人多大学もできるんですが、一法人の中で経営と教学とを分離することでもできるということになりました。これに関して、これもメリットが私はあると思うんですね。経営と教育、全て学長が担っていたところを、今回の法改正によって、そこをばらばらにすることができ。このメリットに関してちょっとお伺いをしたいというふうに思ひます。永田参考人からお願いをいたします。

○永田参考人 お答えをしたいと思います。

この法律の応用版といたしまして、一法人が、現在の国立大学法人法、学長が経営と教学両方に責任を負うという体制から、お二方にその責務を分けることが可能となるというわけであり。これは、大学の規模や大学が設置されている環境に依存すると思ひますが、何でもかんでも分けていけばいいわけではなくて、やはりその規模等によると思ひます。

しかし、両者がお互いの能力を、例えば学長が理事長の役目をやはり理解しなければいけないし、理事長は大学の教学についても理解をしなければいけない。そういう理解が進んだ段階で、ほぼは、経営を担う方と教学の責任を担う方、これが分離することは、ある大学においては非常に有効であろうというふうに考えております。

ただし、全ての大学に適用されるべきものかどうかは、個々の大学の自由に任せるべきだと思っております。

○青山(周)委員 確かに、することができ規定ですので、各大学の状況に応じてというのはそのとおりだと思ひますし、教学と経営を分離するこ

とができるというところで伸びていくところもあるとお伺いをさせていただき、ありがとうございます。

それでは、ちょっと私学法の改正について、両角参考人にお伺いしたいと思ひます。

お話の中では、私学法の改正については不十分などが多いというお話を先ほど多くいただいたように感じております。一定の評価はあるというお話もされておりましたが、役員の責任の明確化ですとか情報公開の推進が図られることによって学校法人の役員の意識改革を図っていく、そこが肝だと思うんですが、大学改革を進める上で、各大学における意識改革を図るために、不十分など含めてどのようなことが必要であるか、お話をいただければと思ひます。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

一定の評価はもちろんしているんですが、不十分などところは確かにあると思ひます。というのは、私立大学のガバナンスが余りに多様なもので、なかなか一つの解決策を法律の中に盛り込めなかったというところで、どうしても不十分さは残らざるを得ないのかなと思ひます。

そこから考えますのは、先ほど申しましたが、理事ですとか監事になっていく人たちが実際にこの責務をどれくらいきちんと果たせるかというところとして、制度だけきちんとつくりましても、それをなかなか理解していないとか、それを担える人材がいらないということが問題なのではないかなと。

例えばアメリカですと、いわゆる私立学校法などという法律なんてないんですが、理事はこういう仕事をするものだからというところが普通に浸透しているんですね。それはなぜかというところ、理事の大学団体というのがあって、新しく理事になった人たちはいろいろな訓練を受けたとか横のつながりがあるんですが、その人たちの職務を向上できる機会があるんですが、日本はまだそこが不十分で、ないので、そういったものがやはり必要なのではないかなと思ひます。

○青山(周)委員 ありがとうございます。

私立大学に関しては、本当に大きなところから小さなところまでさまざまあるので、私も、一律に法律で決めるというところで、大きいところと小さいところではできることが全く違ってくるので、そういうところがあつたのかなというところは感じておりました。御意見をいただき、ありがとうございます。

最後に質問させていただきます。

永田参考人に。先ほど、今回の法改正はまずは一歩であるというお話をされました。今後に関して、中教審の方も含めて、この先どのように競争力の高い大学にしていくのか、そんなお話をいただければと思ひます。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。

今回、質保証の部分で十分でないと思ひていることの一つは、認証評価団体というのは幾つかございます、この認証評価団体は、第三者評価も受けるように努力をしておりますけれども、評価団体同士の間での評価の水準というものをまずそろえないといけないだろうということが一つあります。

それから、国立大学法人法に関しては、今回大きな変化をしておりますけれども、今後必要だと思われるものは、法人を支える経営基盤を確固たるものとするような法的な規制緩和等が必要だと思っております。

今現在、限られた法律の中で最大限の努力をどの大学もしているはずでありますけれども、今の状況で、例えば、去年、おとし、国会で審議いただいた、みなし所得の部分が所得税がからなくなつたという大きな税制改正があつたので、これが大学に寄附を呼び込む呼び水になつたように、そういった規制についても重々御議論いただいて、緩和、あるいは、より持っている資源を活用できるような方策を更に御検討いただきたいということでございます。

私立大学においては、一番大切なのは、やはり財務状況を学生さんたちに知らせるという段階

で、財務状況は、現在は、閲覧したいところに、利害関係者に見せることができるということに変わりますので、そこは一步図られたと思ひますけれども、やはり財源の多様化等を考えると、国公私立どの大学に対しても、より経営基盤を強化できるような内容についての御議論を続けて、ぜひとも先生方にお伺いできればと思ひます。

ありがとうございます。

○青山(周)委員 ありがとうございます。終わります。

○亀岡委員長 次に、菊田真紀子君。

○菊田委員 立憲民主党・無所属フォーラムの菊田真紀子です。

私からも、三名の参考人の皆様に、貴重なお話をいただきましたこと、また、御多用の中、こうしてお時間をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。まず初めに、大学に対する財政的支援のあり方について御意見を伺いたいと思ひます。

先週、衆参両院におきまして、昨年ノーベル賞を受賞されました本庶佑先生に対する表彰行事が開催されました。本庶先生は、御挨拶の中で、若い研究者が次々と生まれるよう日本の基礎研究を今後も一層支援していただきたいと述べられたんですが、私は、若手研究者や研究を支える基盤経費が足りないという現状に対して危機感を示されたのではないかなというふうに受けとめさせていただきます。

国立大学の運営費交付金の削減と重点支援評価の拡大、さらには競争的研究資金の増額により、大学経営の自律性が損なわれ、その結果、大学の教育や研究が衰退し、科学技術研究のレベルは低下したのではないかと、こういう指摘もあります。大学に対する財政的支援のあり方について、まずは三名の参考人の方に御見解をお伺いいたします。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。

国立大学においては、今現在、各大学の努力によつて、少ないところでは運営費交付金依存率が四〇〇程度、多いところでもようやく六〇〇程度、そのほかは自助努力によつて賄つております。

しかし、最も重要なのは、運営費交付金のほとんどが基幹的な経費、つまり教員の人事費と光熱水料等のそういう基幹的な部分に充てられております。この部分が安定的に確保されない場合には、計画等が練れません。

そういう意味合いで、運営費交付金、最初の第三期中期目標期間に入つたときに、いわゆる目的的に評価を受けて、それが返還されてきて運営費交付金として使える仕組みであつたんですが、これが一番困りまして、つまり、自由に使えるミシン目が入つたものとして来ておりました。これが、今般、今度は全体的に傾斜配分額をふやしながら、しかし、全部基幹経費として使えるようになった。片方よくなつたら片方がうまくなくなつた、こういう状況なので、やはり基幹的な経費というものについては、安定的な措置がぜひとも必要だと思つております。

大学の立場からいえば、当然のことながら、教育、研究に資する基幹経費は増額をお願いしたいところでありますが、我々も日本国民でありますから、それは当然ながら、社会福祉等とのバランスの中で一番いいところをぜひとも見つけていたきたい。我々としては、基幹経費の安定的措置、これを切に願つているところであります。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

私も、この基盤経費についてはとても深刻に受けとめていまして、競争的な資金ですとか重点的な資金配分というのものももちろん必要なんですが、それは一定程度の基盤経費、生活費のようなところが保障された上でということではないかと思ひます。

今、そこが足りないところに競争的資金とかだけかふえてきていますので、結局、同じ金額が大

学に入つてきたとしても、競争的資金をとるために大学とか教員がしなければいけない努力ですとか、あるいは、視野がどうしても成果の出やすいものになつてしまつて、とにかく競争的資金を獲得しなければというふうに、必ずしもよい方向に

つながつていっているとは思つておりません。そういう意味では、基盤経費の充実が、なかなか難しいと思ひますが、必要だと思ひます。

それを訴えていくためには、大学というのは、基盤的な経費、税金を使つてどういう成果を上げているのか、研究もそうですし、学生たちに、どういう学習の成果を身につけられたのか、大学に行つて何がよかつたのか、大学にお金を出してどうよかつたのかということをもう少し見えるように説明していく必要があるのではないかなと思つております。

○松尾参考人 基盤的経費につきましては、先ほども永田参考人からもお話がありましたが、私としても、一定期間やはり安定した交付をする、その一定期間が終わつたときに評価によつてまた額を変えようというのはいいと思ひますけれども、毎年変わるようなことでは大学の経営が非常にやりにくくなりますので、そういった、今の永田参考人のお言葉で言えば安定的な、一定期間安定した交付の方式をやつていただきたいというふうに思ひます。

一方で、いただいたお金をどういうふうに使つて、それがどういふ成果を上げているのかということについては、これはまた大学の側のマネジメントの問題になります。ですから、交付する側とそして交付を受ける大学、この二つの非常に密接な関係でもつて効果が最大限になるような、そういう適切なシステムの構築が絶対に必要だといふに考えております。

○菊田委員 ありがとうございます。

先ほど、両角参考人は、一法人複数大学は法改正しなくてもできるのではないかというようなお話がありまして、もう少し詳細にお話をいただきたいと思います。その上で、松尾参考人の御

意見も伺いたいと思ひます。

○両角参考人 名古屋と岐阜の例について詳細に、どこまで把握しているかというのはなかなか難しいんですが、例えば事務的なところの経営統合であつたりですとか、あるいは教育の面での連携ですとか、それは別に、何の法律的なものもなく、やろうと思へばできる、制度は十分整つてい

るという面で、必ずしも法改正がなくてもできるのではないかという話をしました。

また、一法人複数大学になつたから自動的に連携が進むかというところではないというの、私学でそういう学校を見ているので、私立大学の場合は一法人で複数大学を持つているところもありますが、うまく連携して効率化を図れている学校ばかりではないので、それが全ての解決ではないといふふうに考えます。

ただ、やはりなかなか、連携しようといつても、現場は皆さん、大体、連携すると面倒くさいです、やりたくない、こういう法律があることで一つそういう議論を進めるきっかけにはなるのかなという、そこは評価をしております。

○松尾参考人 先ほどの資料を見ていただきたいんですが、七ページとか八ページとか、あるいはその次のページを見ていただきたいんですが、この法人統合によつて、ある意味では、最も大きく変わるころは何かといふと、これは大学構成員のマインドセットの変化です。一つの大学の枠の中で物事を考えていく、地域のことも一つの大学の中で考えていく、連携についてはやれるところだけやる、これでは本格的にアカデミアが地域創生に本気でかわかることはできないといふうに私は考えていまして、そのためには組織改革は絶対に必要であります。

ここで、我々の東海大学機構で今考えていることは、事務は機構のもとに一元化いたします。それから人事評価システムも、これは岐阜大学さんが非常にいい、関門評価という教員の評価システムを持つておりますので、名古屋大学に同じものを取り入れて教員の評価、あるいは処遇はそれぞ

れの大学でミッションも違うので違つてくると思ひますが、少なくともそういう骨格的なところは一緒にする。こういう取組というのは、法人統合を前提にしないとしても出てこない話なんです、クロスアポイントとかそういった程度で済まされるんですが、組織的、戦略的に進めようと思つたらこれはできないところだと私は思ひます。

ちよつと戻るんですけども、先ほどのマインドセットの変化でいいますと、当初我々が想定してしまつた幾つかの共同事業があるんですが、それを超えて、今、積極的な両者の話し合いがいろいろなところから起こつていっている。これはまさに、ある一定のくびきから解放されて、少し発想が自由になつていろいろなことができて始めているいい面かなといふふうに思ひます。

ただし、今まで別々にやつてきた大学が突然一緒にやるというのは非常に難しいことで、法人統合したからといって自然に何かできるものではなくて、かなり血のにじむような努力がこれから続いていくといふふうに思つています。

以上です。

○菊田委員 ありがとうございます。

続きまして、認証評価制度についてお伺ひしたいと思ひます。

この認証評価制度によつて、大学などは公的な第三者評価機関によつて評価をされ、その結果が公表されることで、大学などが社会による評価を受けることが目的の一つとされていまして。

しかし、実際にこの制度による評価が学生や保護者、企業などに認知をされ、参考にされているとはいひがたい状況ではないかと思ひます。いまだに偏差値や大学ランキングが重視をされておひまして、ほとんどの学生がそれを基準にして進学先を決めていっているのではないのでしょうか。

今回の改正案によつて、評価制度は学生たちが大学を判断したり選択をする指標になり得るものに改善されるとお考えでしょうか。三人の参考人にお聞きをいたします。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。
委員御指摘の部分はこれまででありました。これを、今回の中で法律として文部科学大臣に不適合等を報告するというプロセスは、大分の改善だと思っております。

具体的に、我が国ではこのアクレディテーションというシステムの認知度が低いのは、これは認証評価にかかわる団体の努力も少ないということもあるかもしれませんが、外国留学において、多くの場合、相手の大学から例えば認証評価団体、ここはちゃんと適合しているかというような問合せは頻繁に起こります。適合していないと留学できないというようなことは実は実際には起こっておりまして、これは大学に入っていよいよ外国に留学してみようというときにはならないとわからないということでは、やはりよろしくない。
ですから、認証評価の持っているそういう国内外に及ぼす影響をもう少し広く示していかなきゃいけません。今回の法律案でかなりインパクトの強い不適合の措置になると思いますので、これを契機に、認証評価団体にも認証評価の意味とそれからその結果を広く社会に知らせる努力をいただきたい、そういうふうに考えております。

○両角参考人 なかなか今まで学生や保護者に認知されていなくて、偏差値とか大学ランキングで進学先を選ぶということが今回の認証評価の制度改正でどう変わるかということについては、それほど、そこに対しては大きく変わらないのではないかなという個人的な感触は持っています。

それこそ、留学するとか、ほかの国から留学生が来るときに、日本の聞いたこともない大学だけれども大丈夫かしらというときに認証評価を見ていただくという面ではとても重要だと思いますけれども、実際に学生が大学を進学先として選ぶときは、認証評価はあくまでも最低基準ですので、学生が選ぶときというのは、もっとその大学の長所とか強みとか個性といったところで選ぶのではないかと思うので。

認証評価の結果の、長所というところはあるんですが、それだけというよりは、大学みずからが、自分の大学に来ることでこんなにいいことがあるよとか、そこをアピールしていくところの方が、むしろ進路選択での選択基準というところでは大きな影響を与えていくのではないかなと思っています。

○松尾参考人 私も、認証評価は大学の最低基準であり、生徒が大学を選ぶときの基準には今は全くなっていないというのが現状だと思うんです。その上で、これからは、私は、大学の教育の質や研究、それから社会貢献、こういった中身について、もっともっと、認証評価はもろんなんですけれども、そういったものがどれぐらいの高みでできているか、こういったことをもう少し社会に正確に知られるような、そういった広報活動といえますか情報提供活動をしつかりやつた上で個々の生徒が大学を選ぶような、そういうシステムをややはり確立すべきだというふうに思っております。

○菊田委員 ありがとうございます。
それでは、最後の質問です。
私立大学、特に地方の中小規模の私立大学の未来について、両角参考人にお伺いいたします。
十八歳人口の減少の影響を受けて、経営が成り立たなくなる大学が今後ふえていくのではないかなというふうに見込まれるわけですが、とりわけ地方の中小規模の私立大学は大きな影響を受けるのではないかなと思います。

私の地元新潟でも、県内の各大学等が生き残りをかけて、それぞれの特色を打ち出して、学生の確保を図ろうというところで努力をしていますけれども、今後、地方の私大に待ち受ける未来はどのようなイメージになるのか、お聞きしたいと思います。

また、午前中の参考人質疑の中で、参考人の方から、大学等への進学率は地域間格差が都道府県によって依然として大きいという指摘がありましたが、こうした地域間格差を解消するためにはど

んな対策が考えられるか、御見解をお聞かせください。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。
私、今のままでは地方の特に中小規模大学の経営が厳しくなるといえるのは、同様の危機感を感じております。大学の進学率の地域間格差も、極めて今も大きいです。

もともと私立大学というのは、やはり一定のマーケットがないと経営が成り立たないようなもので、戦前にしても都市部中心に発展してきました。

今、地方でなぜこれだけ小さい私立大学がたくさんあるかというと、いつとき、例えば公私協力方式などで、最初の設置費用は出してあげるからその後は頑張って運営してくださいというような、そういう方式でふえてきたんですが、それは、学生がふえていた時期はそれで来る学生がいたんですが、今は学生自体、十八歳人口自体が減少しているの、もうその方式ではなかなか成り立たないのではないかなと思っています。

どうしたらいいのかということについては、私は、地方の地域間格差、教育格差を是正するということを本当に重視するのであれば、そういった大学に対する補助というものをやはり手厚くしていく以外ないと思っております。私立大学で定員割れをしていたところでも、公立大学化して授業料が安くなっただけで学生が集まっているという現状を見ましても、地域には一定のニーズがあると思うんです。ただ、やはり授業料が高くて通えないという層がそれなりにたくさんいるので、かといって、東京に進学しろというのも、乱暴というか、それなりにコストもかかります。

やはり、それぞれ生まれた地域で差が出ないよう、機会均等がちゃんと成り立つようにするためには、そういう私学に対して、また、中小のところが多いので、そこに手厚く補助を出すということもそれほど財政的な負担が大きくふえるというものではないと思いますので、きちんと補助をしていく、手厚く補助をして授業料を下げたあ

というようなことをしていくことが必要なのではないかなと思っています。

○菊田委員 時間が参りましたので、質問を終わります。ありがとうございます。

○亀岡委員長 次に、牧義夫君。

○牧委員 国民民主党の牧義夫でございます。

三名の参考人の先生方には、御多用の中お越しいただきまして、本当にありがとうございます。また、貴重な御意見を拝聴させていただきまして、ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきたいと思いますけれども、冒頭、永田先生から中教審のお話もいただきました。そもそも、四〇年の高等教育のグラドデザインということで、大学の進学者が現在の六十三万人が五十一万人になる、そういう中で連携推進の法人をつくっていくんだということですが、けれども、ちょっと私の読み方が表層的過ぎるのかもしれませんが、つまりは、少子化の中で大学が生き残りをしていくためにはいろいろ経費の節減も必要であろうという読み方を私はさせていただきます。

これまで、例えば独立行政法人等も、類似の目的を持ったものが統合したり、共通の事務部分を省略することによって経費の節減をしてきたというところですけれども、今回のこの立法事実というか、私はその部分ぐらいいしか読めなかつたんですけれども、今回の立法によって、もっと、私が今申し上げたこと以上のメリットがあれば、それをちよつとわかりやすく教えていただけると。それだけでも御意見があれば、三名の先生方に教えていただければと思います。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。
今委員御指摘の部分は、最終的に、結論としてそういうガバナンスや経営基盤の強化ということになればよろしいんですが、今回の答申の基本的な考え方の一番大きなところは、やはりこの次の時代の教育を担う体制を強化するということにあります。

わかりやすい例で申し上げると、余り固有名詞

を挙げたくありませんが、例えば工学系の小さな単科大学があったときに、そこで一般教養や人文・社会科学を教えるといつても限界があります。こういう際に、今はお互いに先生を貸し借りしながら何とかやっている現状の中で、最初に冒頭陳述で申し上げたように、幅広く、しかし専門も深くという状況の中で、大学がその機能を発揮するためにどうしたらいいか。その一つとして、あくまでも大学の機能強化という視点を第一に置いて、連携、統合が可能になるものを御用意いただいているという認識であります。

結局は、大きなところが何かをするとか、壊れそうになっているものを何とかする、その発想は基本的にはなくて、それぞれの大学がよりよい教育を施せるようなシステムを相互補完的につくっていく、この点に一番重きを置いて、ぜひとも御審議の方をお願いしたいと思っております。

〔委員長退席、馳委員長代理着席〕

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

もちろん、経費の削減ですとか経営の効率化をしていくということが一つの目的ではあると思いますが、それだけではなく、今、永田参考人もおっしゃったように、やはり機能強化だと思えます。

やはり、特に規模の小さい大学では、必要な分野ですとか全部を押さえるということとはなかなか経営のことを考えても難しいわけで、ただ、ほかの大学と協力すればいろいろなプログラムだつて組めますし、あるいは、今いろいろなICTとかも発展してきていますので、例えば土地が離れていようが、共同の教育プログラムをつくることも可能になるかと思えます。

そういうふうに、それぞれの強みを持ちながら、足りない部分についてはほかの強みを持ったところと補い合うことでより魅力的な大学になるという、そちらの方の意義の方がより大きいのではないかなというふうに私は感じております。

○松尾参考人 中教審の答申はそういうふうに読めるかもしれないですが、私は、子供が減るの

で大学縮小、数も減らす、これでは全くのデフレスパイラルでありますので、あそこに書いてあることは、非常に厳しい状況の中でも、どうやって大学の教育や研究の機能強化を果たして、そして地域にも貢献でき、国際競争力もつけていくのかという大きな観点で書かれているものだと思います。

私どもがやっております東海国立大学機構も、メディアには生き残りのために統合するんだというように随分書かれていますが、決して我々の志はそういう低いところではなくて、やはりもつと世界に雄飛する、それから地域にももつと貢献できる、そのためにはどういう方法がいいのかというのを考えてやっています。

恐らく、中教審の答申の精神にもそんなにたがえてはいないのではないかなというふうに私は思っております。

○牧委員 ありがとうございます。

三名の先生方の御趣旨には全く賛同するものですけれども、機能強化ということと経営基盤が強化されるということ、これは、ある部分はイコール、そうじゃない部分もあるかと思えます。

その中で、今、永田先生のお話の中に先生の貸し借りという表現もあったんですけど、ちょっと気になったのが、やはり平成十二年からずっと、任期制の研究者が物すごくふえ続けている中で、もう少し落ちついた環境で学術研究ができる、そういう状況をよりつくっていくべきだと私は思うんですけれども、今回の機能強化あるいは経営基盤の強化の中でそういうことに果たして結びついていくんでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○永田参考人 ちょっと言葉が一般名詞になり過ぎたかもしれません。

実際には、例えば名古屋でも、我々筑波大学もいろいろと共同で教育をやっております。そういう意味合いでの貸し借りと申し上げました。それ以上に今御指摘の部分は大変重要な問題を

含んでおりまして、安定的に広い分野、専門力を

鍛える、そのためには、当然ながら、安定的な先生の確保というのは大変重要な問題だと思います。しかし、我が国は、潤沢に何でもあるという国では今ない。

そういう状況を考えたときに、二つの大学の例えは英語の先生が片方に十人、十五人ずついても、それを一つに統合することで二十五人になるのではなくて、やはり二十人、つまり、片方十で片方十五で足せば二十五ですが、二十人という増員をしつつ、しかし、五人の新しい枠をまたより一層違う分野に使っていくこともできるであろう。多分、名古屋、岐阜の中でもそういうことが考えられていると思います。

何せ、アカデミアの分野も年々歳々いろいろ多様性に満ちてきており、我々としては、いろいろな方面の先生たちの協力を得て教育を進めたい、そういう意味合いで、そこではある意味では節約をするけれども、その部分をラグジュアに違う分野に使っていく、こういう発想もあると思っております。

○牧委員 ありがとうございます。

松尾先生にちょっとお聞きしたいんですけど、今回、全国で初のケースということで、これがうまくいけば次へ次へとまた発展していくんだと思うんですけども、御説明では、産学連携にかなり重点を置かれているという印象を受けました。確かに、私も名古屋ですけれども、中部地区というのは産業の集積地でもあり、そういった期待に応える、そういう学校であるべきである、そういう使命感がかなり強いんだろうと思うんですけども、必ずしも、全国初とはいえ、そういう意味で、これが一つのモデルケースとは言えないんじゃないかなと思うんですね。

これは名古屋と岐阜大の関係において特殊な事例であるというふうに私は認識しておりますけれども、いや、そうじゃないんだ、それ以上のものがあるんだというお話があれば、お聞かせいただければと思います。

○松尾参考人 御質問ありがとうございます。

私どもの考え方は、これまでの経過を見ておりますと、今のまま真つすぐ行つたのでは、なかなか大学の発展もないし、地域の発展により深くコミットするということには限界があるというふうに考えております。

その上で、私が最初の御説明の中でお話ししましたように、各大学の置かれている状況は、その地域の産業立地や、あるいは歴史、文化、それからその地域にある大学群、こういったものによって全部違いますので、大事なことは、それぞれの大学あるいは大学群が、自分たちは将来、どうやって地域、国、産業界、自治体と一緒になつて発展していけるのかというのをそれぞれの立場で考えて、それに果敢に挑戦するということが大事だと思っております。ですから、ほかの大学の法人統合があったとして、これは名古屋と岐阜がやるのと同じような形でいくとは全く思っておりません。

大事なことは、そういう百家争鳴的な議論が全国各地で巻き起こって、それで大学改革に一層拍車がかかる、それを国、産業界あるいは自治体が応援する、そしてそのリターンはまた地域や産業界がとるといふようなことが、それぞれの地域においていろいろなことが出てくるのが大事で、我々はちょっとそれに火をつけるためのファーストベンギンかもしれないませんが、勇気を持ってまず進めた、こういうことでございます。

○牧委員 ありがとうございます。

冒頭、永田先生のお話にもありましたように、中教審の答申というのは今回の法改正につながっているというお話ですけれども、今の松尾先生のお話にもありましたように、これからまたいろいろなケースというものがあるかと思えます。そのとき、どんなケースをほかに想定されて、今後どういう連携というのがあるかという、もしイメージがあれば教えていただきたいと思えます。

それと、今回の名古屋大学、岐阜大学の話というのは、上から降ってきた話なのか、もともと名

古屋大学と岐阜大学の間でそういう話が、下から持ち上がった話なのか。実際のところ、どこからこの話が起ったんですか。

素朴に思うんですね。例えば、では三重大学と一緒になかったのかとか、あるいは、今回の法律の仕組みでいうと私学だって別に一緒にできるわけで、今まで、例えば単位の互換ですとか、学位プログラムまで行っているかどうかかわかりませんが、いろいろ連携もあると思うんですね。そういうところも視野に入っていたのか、入っていないのか。ちよつとその辺の、実際の話を聞かせていただければありがたいと思います。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。
実は、今般の法律の中ではできないことで、ぜひともこれからお考えをいただきたいのは、国公立の枠組みを超えた連携の推進というか支援ということができるかどうかという問題です。それぞれの地域に行った場合に、それぞれミッションの違う国公立が、しかし共同してできることと、それぞれを生かしていく道はあると思いますが、今回の法律改正ではそこまでは踏み込んでいないと思います。

先ほど御質問がございましたけれども、地域という観点から見たときに、その設置者が国公立であることが問題ではなく、それらが総合して何ができるかという観点だと思っています。そういう意味合いでは、今回はそこは踏み込んでおりませんが、更に、我々としては、この国の高等教育の高度化に向けてぜひとも御議論をいただきたいと思っています。

〔馳委員長代理退席、委員長着席〕
○松尾参考人 簡潔にお答えします。
これは我々が自発的に提案をして進めてきたものです。何回か議論をするうちに話はどうん先に進んで、一法人複数大学が非常に妥当であろうというところで、むしろ、先ほども言いましたように、指定国立大学法人の構想を出すときに我々の方から積極的に提案をさせていただいた、こういう経緯でございます。

それから、ほかの大学なんですが、そういう経緯でございますので、個別の大学の判断がございまず、まだ時期が早いとかございますので。そのときに、よし、やるぞと言っていたいたのが岐阜大学ですね。その後、非常に順調に進んでおります。

ですから、自発的なものでございます。
○牧委員 ありがとうございます。

自発的ということですけれども、中には、岐阜大学が名古屋大学に吸収されちゃうんじゃないかみたいな懸念をする声も、ちよつとちらつと聞かえたんですが、多分、松尾先生もそういうことに配慮されて、きょうも岐阜大学と一緒に来られていという発言があつたんだと思います。

情報を共有することは大変いいことだと思うんですけども、余り気にし過ぎると思決定がスムーズにいきませんので、そこは柔軟に考えていただいてよろしいかと思います。

その上で、そうすると、今のお話からすると、更に他の大学との連携もこれから発展的に進めていくという理解でよろしいんでしょうか、松尾先生。

○松尾参考人 おっしゃるとおりでございます。
そのためにも、今、岐阜大学と進めております一大学複数法人のマルチキャンパスによる東海国立大学機構をぜひ成功例としてつくり上げたいというふうな思っております。そのことによつて、ほかの大学がこれに参加するハードルが随分下がると思っています。

それによつて、名古屋大学も岐阜大学ともに発展する、これが見えれば、より拡大ができていくのではないかとこのように思っております。
○牧委員 時間になりましたので、終了いたします。

ありがとうございます。

○亀岡委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党の中野洋昌でございます。
本日は、永田先生、また両角先生、松尾先生、三人の参考人の皆様、お越しをいただきまして、

心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

午前中は修学支援ということで、給付型奨学金や授業料減免、そういう支援につきまして議論をしてまいりました。午後は学校教育法等の一部を改正する法律案ということで、お三方より御意見を頂戴したところでございます。

今回、法律の改正、何本か柱があるということ、一つは、質の維持であるとか質の保証ということで、柱がございました。もう一つは国立大学法人法の一部改正ということで、一法人複数大学、この導入ということでございますので、ちよつとこれに関連をしまして、永田参考人、そして松尾参考人のお二方にお伺いをしたいんです。

先ほど来さまざまな議論が既になされておりますので、一部重複はするかもしれませんが、永田参考人の方からも、今回、これは幾つかの大学が協力をして、しっかりと機能強化を図るというふうな御説明もあつたかというふうに思っています。ともすれば、少子高齢化で学生の数も減っていくので、先ほど松尾参考人からも、生き残りをかけた統廃合とかそうではなくて、しっかりと更に高いレベルのものを目指していくというふうな趣旨のお話もあつたかというふうに思いますけれども、私も、必ずしも、子供がどんどん減っていくから、じゃ、縮小していく中で大学の数を減らしていくみたいな議論をしていくと、なかなか日本のこれからの高等教育というのは非常に難しいのではないかとこのように思っております。

そんな中でも、しっかりとした高等教育、何を目標としていくのかということが大事かというふうに思っております。
そういう観点から、お二人の参考人に、今回、一法人の複数大学ということで新しい制度が導入されるわけでございますので、こうした制度の改正の意義や狙いといったものについて、もう一度また御説明をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。

まず、先生がおっしゃるところの、十八歳人口が減少するから大学数が減ればいい、それは必ずしも正しくないだろう、全く賛成するところであります。我々が考えなければいけないのは、これからの将来に一体どれだけの知識集約型社会を支える人が必要かという議論であつて、それは人口が減ったから減るものではないというふうに考えています。

そういう観点からいくと、次にやらなきゃいけないのは、やはり個々人、学生たちの能力をより高めていくことというのが非常に重要な観点になります。

一般的に共同研究などという言葉が出ておりますけれども、旧来のモデルというのは、一つの専門家がもう一つ違う専門を持った人と共同研究をする、これが一般的な共同研究の方策です。

しかし、最もイノベティブな今考え方は、少なくとも複数の専門分野を持った方が複数の専門分野を持った方と共同するというのが標準化されていくことだと思います。足し算ではなくてこれは掛け算ですから、一気に四倍にふえるということなんです。

ということは、これからの学生教育において、一つの専門だけを深く教えるだけでは済まない。少なくとも、複数にわたる領域にその深い教養と専門性を持たせなければいけない。

この際、これが、単科大学を例にとればはつきりわかんと思ひますけれども、本当にそういう教育を施すことができるかどうか。というのは、今の現状の中では、できる大学もあるし、できない大学もあるということになると思ひます。

そこで、大学間、特徴を持ったものがお互いにコラボレーションをするというのが、今私が申し上げたように、今現在ですらトレンドになって、この先どうなるかわからない、より複数の専門性を求められる時代が来るときに何が重要かという観点からいくと、当然ながら、複数の分野を専門として教えられるような、そういうつくりを何か

の形でつくっていかないといけないだろう。その一助として今回の法律はあるというふうに考えています。

○松尾参考人 先ほどの資料の七ページをごらんいただきますと、これは両大学で進めようとしている教育の中身なんです。

アドミッション部門というのは入試なんです、リベラル・アーツ、それから数理・データ科学、それから国際化ということで英語教育ですね、これらは社会から共通して求められています。これはどの大学もしつかりやりたいんです。ところが、なかなか、規模の問題だとかいろいろあって、できないということ。

これを、今後、教育の方法、オンライン教育とかあるいはバーチャルリアリティー等々も入ってきますが、そういったものをより広範にやらないと意味がないですね。これは名古屋大学でもしてきたとしても、数は限られていますから、これをどんだ地域あるいは全国ネットで結んで、全国に広げていくことが必要です。

そのために、アカデミックセントラル構想というのは、そういったいろいろ考えている中の一つなんです、こういうヘッドクォーターを新しくできる法人の中につくって、これを複数の大学に広げていく。あるいは、日本ではSINETという強力な情報通信網がありますから、ああいったものを通じて、例えば北海道ブロックとか九州ブロックでつなげば、物すごくいい教育コンテンツがいながらにできていくという時代が恐らく来るだろうということ、その先駆けをとるために、我々、この東海国立大学機構ではこういったことを共同してぜひやりたい。

今、それをやると、二大でやるのと一大でやるのでは、それに必要なリソースだとかあるいは学生の数とか、これは当然拡大しますから、その効果も大きい節約もできるということになります。

○中野委員 ありがとうございます。大変に参考になりました。

もう一点、私、十八歳人口が減っていく中で、これから大学の中で大事になる役割として、リカレント教育というのがやはり大学の中で非常にこれからの大きな役割を果たしていかないとけない分野なのではないかというふうに思っております。ですので、できれば三人の参考人の皆様にお伺いをしたいんですけれども。

ただ、私も地元でこのリカレント教育を大学がやっている事例などもお伺いをしますと、まだまだ、やらないといけない、あるいはやっていたという思いはありますが、やや手探りなところもあり、また、国の方からの支援という形でも、なかなか、直接それに対して何か大きな支援があるかというところ、それもまだまだこれからだという状況でもあるというふうに思います。

ですので、各大学、これからまさに検討されているところなのだろうとは思っていますけれども、今後のリカレント教育の進め方ということで、どういった形の後押しというものが必要となってくるか、あるいは、どういう分野のどういうところにおいてやっていく、進めていくことがいいのであるかなどにつきまして、ぜひ御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。

十八歳人口の減少に伴いながらも国力を失いたくない、そのときに頼るもの、その中には、理系でいえば女性たちももちろんこれからふやしていくかなきゃいけませんし、外国人の優秀な方を借りることもある、その一つとして、社会人リカレント教育というものを捉えていかなければいけないであろうというふうに考えております。

このリカレント教育のニーズは大変高いと考えております。少なくとも、具体的な一事例として、本学が社会人だけの修士課程の大学院を持っておりますけれども、普通の大学院の競争率のずっと上、つまり八倍、十倍ぐらいの競争率があります。非常に熱心に学問に向かっているという現状があります。

その中で、大きな問題は、その修学支援として、それは社会人だから十八歳の学生さんとそんなに、それはほどの支援をしなくてもいいのではないかと、あるいはやり間違いで、学業を積んでいる間というのはそれなりに収入も減る可能性もある。

それから、主に産業界の方々にぜひともお願いをしたいのは、そういうリカレントの教育を受けている間にそれなりの措置をぜひともいただけないかということでありまして、まさか有給休暇とまでは申しませんが、無給であったとしても、それは単なる休職ではないという観点が必要かなと思っております。

そういったものが、これまでにない新たな分野にもう一度社会人が転身をしてこの国を支えるということにつながるのではないかと考えております。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

本場におっしゃる通りに、リカレント教育は私も非常に重要だと思っております。ただ、やはり、現状を調べてみますと、思うように進んでいないというふうに私は評価しています。

では、今後の進め方として何が必要かということについては、それぞれあると思います。

一つは、学ば社会人の側でして、やはり、今永田参考人もおっしゃったように、負担がそれなりに大きいので、社会人が学ばないと、ときには何らかの支援が得られる必要があるのではないかなと思っております。個人にメリットがあるだけではなく、企業ですとか社会にとってもメリットがあるということ、そういう議論をしていただきたいということ。

もう一つは、やはり企業側ということで、我々が以前行った調査ですと、そもそも自分のところの社員が学び直すことを原則認めていないというふうに回答した企業が非常に多くて、私も、実は学生さんの多くは社会人なんです、皆さんかなり苦労して、上司の許可がないので入学できないというケースも毎年発生したりするというふう

うに、送り出してくれる企業側の意識改革と行動改革が何らか必要ではないかなと思っております。

もう一つは大学側でして、大学側もさまざまなプログラムをつくっていただきますけれども、形だけつくって、中身、全然学生が集まっていけないプログラムも正直多いかと思えます。十八歳を対象にするものと社会人を対象にするものというのは、教える内容も教える人もスケジュールとかいろいろなものも違って、大学も手探りかと思うんですが、そこに対する努力はもう少しすべきだと思いますし、また、社会人が一年とか二年とか学ぶということはやはりそれなりに負担が高いので、より短期の学びを少しずつやることで、それが積み上がっていくと例えば修士になつていくとか、短いところから少しステップアップして学べるような機会というのを大学側はもっとつくった方がいいと思いますし、そういったことに対する制度的なサポートも進みつつあると思いますが、もう少し歩進んで行っていくべきだと思います。

ありがとうございます。

○松尾参考人 今お話しのとおりだと思います。学び直しのニーズと大学が提供するプログラム、これはまだ十分、筑波大学の例のようにうまくいっている例もありますけれども、うまくいっていないことが多いので、これをしっかりとマッチングさせるといって、人生百年時代で、これから非常に長い間働かないといけない時代が来ますので、こういった中でシステムマッチングにどういうふうな学び直しのシステムをつくるか、それを支援するの。この方たちも大変大事な、言い方は悪いですが、労働力になりますので、これを国全体で支援するということは極めて重要かというふうに思っております。

ですから、大学、国、それから企業、これが連携してやるのが重要だと思っております。

○中野委員 ありがとうございます。

もう一つ、地方創生という観点からの大学への支援のあり方というものを伺いたいというふう

うに思っております。

兵庫県、私の地元なんですけれども、ここ五年ぐらいで、もう大学が三つ閉鎖いたしました。そういう意味では、もともと大学の数が多かったのかもしれないんですけども、やはり、経営が非常に厳しくなってきた。しかも、規模の少し小さい私立大学というのか、そういうところもあって、経営が厳しいところというのはほとんど撤退をするという現実も少し目の当たりにいたしました。ただ、地方の自治体からすると、進学するときと就職するときに県外に人口が流出するということもありますので、やはり、大学というのは地方の創生という意味でも非常に残っていたべきというふうなこともありつつ、なかなか、効果的な支援のあり方というのが非常に難しいのかなというふうに感じております。

最後に、永田参考人と両角参考人に、地方創生という観点から、今後の大学への支援のあり方というものにつきまして、こういう方向性がいんじゃないかという、何か御意見をちよつと、ぜひ頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○永田参考人 ありがとうございます。
地方創生の中の基盤は、やはり文化を背負う大学、それから産業、この二つだと思います。

一例、おもしろい例としては、米国の大手の企業の本社というのをグループで探っていたんですが、ほぼ八割方、地域に今現在散らばっています。それによって、地域での大学が実はやはり活性化をしているということでございます。

日本は東京一極集中が非常に進んでしまっている、やはり、一つの考え方としては、産業のその場での育成ということが非常に重要で、その産業を高度化するために大学が何ができるかということも考えなきゃいけないだろうというふうに考えているところです。

地域の活性化、これからソサエティー五・〇、デジタルサイエンスが進む中では、地方と都市というのは差がもうなくなるはずでありますから、

そのときになってから考えては遅いわけでありまして、そういうデジタルサイエンスが進んだ未来の中で、本当にそれぞれの現業の場所が次の産業を生む場所になるという認識を持った中で、大学は、教育、それから地元の産業との共同、これを進めることによって、学生の定着を進めていったらどうかと思っております。

○両角参考人 地域創生ということで、大学については、地域創生を進めるために、東京一極集中が激しいということで、二十三区内の大学の定員増を禁止するという形で基本的には政策が行われているか、それがどこまで効果があるのかも私に疑問には思っているんですが、地方の大学自体に対する支援というののもやはり必要になっていくのではないかと思います。

先ほども申しましたが、規模の小さい私立大学というのが、小さいけれども一定のニーズがあるのであれば、その経営が成り立つような支援をしていく。あるいは、場合によっては規制を緩和していく。大学の設置基準などで必要な教職員数をそろえるのもやはりそれなりに大変だと思うんですが、そこは、例えば地域で連携して、教養教育のようなものは地元の国公立大学とうまく連携して、専門の分野でその大学の特徴を生かした学びができるか、そういう、少し、支援すると同時に規制を緩和して、連携することで補いつつて強くなっていくというののも一つのあり方ではないかなと思っています。

○中野委員 以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○亀岡委員長 次に、畑野君枝君。

○畑野委員 日本共産党の畑野君枝です。

永田恭介参考人、両角亜希子参考人、松尾清一参考人の皆様には、大変貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

二月十三日に文部科学省内で記者会見をされた「大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム」の皆さんの記事が載りました。ノーベル賞受賞者

の梶田隆章、白川英樹両氏を始め五十一人の大学の呼びかけだということで、私も読ませていただきました。

「いま、大学はさまざまな危機に直面しています」ということで、「第一の危機は、学術研究や高専教育の基盤を支える教育研究費が年々削減され、教育・研究をこれまでの水準で続けることさえ困難になっていることです。」「第二の危機は、不順に「改革」を求めるかけ声のもとで、「大学がバナナス」改革と称して大学にはふさわしくないトップダウン型大学運営が強化され、結果として大学全体が疲弊するに至っていることです。」「

それではどうしたらいいのかということが次に書かれておりまして、「第一に、以上のような改革」が押し進められている背景には、まがりなりにも中長期的な広い視野から大学政策を立案する役割を担ってきた文部科学省と中央教育審議会の地位が低下し、首相官邸に政策形成に中心が移っているという事情があります。そのため、「科学技術イノベーション」の拠点、あるいは「地方創生」の拠点として大学を位置づけるというように、経済政策的視点に傾斜した大学政策が次々に打ち出されてきました。その結果、大学間格差が広がり、広がった格差は国立大学でも私立大学でも大学の事実上の「類型化」として固定化されようとしています。それぞれの大学が自らの判断で特色を打ち出すことは必要です。しかし、政策によって類型にはめようとするのは、大学のもつべき多様な役割、それぞれの個性を軽視することにつながりかねません。」「こういう御意見なんですね。

私は、今回の学校教育法等改正案について、こういう視点でちよつと伺いたいと思っております。大学関係の皆様いろいろお話を伺わせていただきました。例えば、認証評価機関の問題です。文部科学省が介入しないという目的のために、この間、文科省とは別の機関として設立されてまいりました。そこには各大学が人を出して、自主

的な評価機関として出発しております。つまり、大学が自主的に、また大学総体として自主的に評価をするというものです。それに対して文科省が何かをするということとは、制度の根幹を百八十度変えることになるのではないかと意見を伺ってまいりました。

加えて、何を評価項目にすべきかという、認証評価機関でそのことを議論してきたわけですが、その際、その項目を決める議論は大学関係者が行ってきた。ですから、学問の自由や発展を阻害するようなものは入り込めない。認証を受ける過程で評価機関と大学との間でさまざまなやりとりがあつて、その過程でも大学も自主的に取組を行っている。また、認証で不適合になっても、その課題とされた点を翌年以降、自主的に是正するという取組がなされている。ですから、この評価というのは、やや厳しい、つまり、文科省の介入がないです。から、厳しいものになっている。もし文科省が介入することになると、こうした自主的な取組が崩れることになるのではないかと意見がございいます。

加えて、今の認証というのは、最低限守るべき点を見ることがなっている。建学の精神に基づいて私学は多様なあり方を持つております。その多様性を保障するのが大切なのでありまして、認証評価のあり方を変えて一つの基準で、つまり文部科学省が望む基準で、しかも改革を義務づけるように文科省がかかわるようになると、この多様性が失われてしまうのではないかと、そういう御意見を伺っておりますが、永田参考人、いかがでしょうか。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。

委員が今おっしゃっているのは、本当に認証評価の基本的なコンセプトそのままでございまして、私、実は、大学基準協会の会長でございまして、六百幾つかの大学の認証評価にあずかつております。

その中で我々が一番困っているのは、つまり、このそれぞれの大学の建学の精神やそれぞれを見

ながら、本当にこれができるかどうかの本当に最低基準については見ていて、できる限り、是正勧告ではなくて、よりよくなるための勧告を付して戻しております。大体はうまく戻ってくるんですが、中にはどうしても改善ができないというものもあります。その際、唯一問題は、我々が指摘をしている内容を御理解は多分いただいているんでしょうけれども、それが迅速に改善に結びつかないということであります。

その中で大きな問題は、やはり教育のための最低条件、例えば何人の学生に何人で教えるかみたいなところは早々に改善をいただかないと、その大学生だけが不利をこうむるということなので、そういう指摘事項。あるいは財政的にどう見ても続けられないというような問題も解消していただきたい。こういったものが、多くの場合、決定的な不適合事項として通達されます。

ここで、基準協会の中でこれをレビューしているのは全部大学ですから、大学人の中から、文部科学省の介入云々の問題はもうさておき、もともと出が、大学人がつくったものですから、これは守るとして、しかし、この不適合を何とか直してほしいんだけれども、これを戻す場所がありません。

そこで、これが文部科学大臣に戻った後のことについては、詳細の議論をまだされていないと思いますけれども、もう一度また大学人が検討する何かのシステムを通じて改善を促す、こういうものにつながるというふうなふうに思っています。

少なくとも、先ほど最初に申し上げましたが、不適合であるということを言いたいのではないで、不適合にならないようにしていただきたい、その歯どめとして考えているということでございます。

○畑野委員　ですから、法律としていいのかということが問われてくるというふうに思うんですね。

ですから、国による介入を招かない、つまり、

大学の自治、学問の自由を保障するというところで、第三者である認証評価機関として評価をしてきたということですから、それを、今度の改正案のように、第三者評価を文科省が利用して大学にペナルティーを与える、そういう制度に変えてしまえば、結局、国による介入の道を招くおそれがあるというふうには私は思っております。

次に、国立大学法人の長と学長の分離を可能にして、複数の外部理事を義務づけるという、国立大学法人法改正案についてです。

文科大臣が任命する法人の長が経営の最終決定を行い、学長は外部理事と同等の発言権しか持たないというふうになりますと、大学の意思決定が経営優先で行われる危険が出てくるのではないかと思います。

それから、私立学校法改正案ですが、この間、私立学校の不祥事の主な要因として、学校法人、理事会による学園支配、教学への介入、また、専断的な大学運営の問題が指摘されておりました。

これは、改正案で、学校法人、理事会の権限を強化するとともに、学校法人に中期計画の作成を義務づけている。すると、理事会が中期目標の作成を口実に教学事項の全般にわたって決定権限を行使するなどの、理事会による専断的な運営を助長しかねないのではないかとという危惧の声もございます。

両角参考人、このガバナンス問題について何か御意見ございますでしょうか。

○両角参考人　御質問ありがとうございます。御指摘のように、最近の私学の経営の不祥事というのはほとんどが経営サイドが起きているというの、もう御指摘のとおりだと思います。

改正案が理事会の権限強化案なのかというのは、私はそれは見えていなくて、むしろ、そこをもうちょっとチェックをしたいところをしようとしている案だというふうな理解をしています。

また、学校法人に対して中長期計画を義務づけるということで、学校法人が不当に大学の教育、

研究に介入しないかということにつきましては、そうならないようにしていく必要があるし、そうなることは大学の経営としてうまい方ではないかというふうには個人的には思っています。実際に学校法人が中長期計画をつくっている学校もたくさんありますけれども、学校法人が勝手につくったところで、大学の中長期計画というのは、中の教職員がきちんと参加してつくって理解して共感していなければ、誰も実行しないでそのままになってしまふものなので、そこを経営陣が理解していくということも必要なのではないかなというふうに思っています。

○畑野委員　両角参考人にあわせて伺いたいんですけども、以前、先生が、意思決定における学内構成員の参加の意義を見直すことが必要だというふうにおっしゃっていただいたことがありますが、一五年の学校教育法改正で教授会は学長の諮問機関の位置づけになったというふうに指摘をされていらっしゃるんですね。

やはり教職員の参加というのは本当に大事だと思うので、その担保という点ではどうなのでしょう。

○両角参考人　ありがとうございます。

日本の場合ですと、国立も私立もですけれども、教職員が直接理事になって経営に参画するとか、ほかの諸外国ではないような形で、教員の参加がすごく強い方々をしています。

私は、そのよしあしはともかくとして、それ自体がやはり、いろいろな不祥事とかを防いだり牽制するという機能は持っているんじゃないか、教職員の意思決定への参加ということ自体は非常に重要なことだと思っております。

教授会が学長の諮問機関になったということ、じゃ、何も学長に言わなければならない何もの言わなくてもいいのかという、それはそれで問題なのではないかなと思っております。

うまいって学校も多いですけども、一部では、学長が権限が強くなって、学長の責任なんでしょうからもう教授会は知りませんというよ

うな、そういう発言をする大学人がいるということも聞いて、とてもびっくりしたんですが、そういうことでは教育、研究がよくならないのではないかなと思っております。教職員が責任を持って、教育、研究に対して、また意思決定に参加していくという、そのあり方は、必ずしも、教授会の参加とか理事になるとか、それだけではなく、さまざまな形で教職員が参加していくということは重要だと思います。

そのために、教職員がいろいろな情報がきちんとわかるような状況にしておくということも大事で、情報公開についても、外部の方が見るというだけではなくて、学内者がきちんと自分の大学でどういうことが行われているのかということを知るといことも、とても大事なんじゃないかなと思っております。

○畑野委員　松尾参考人に伺いたいと思います。岐阜大学法人を解散して、東海国立大学機構に引き継ぐということですね。

新しい法人に引き継がれない岐阜大学の資産というのは、どのようになるのでしょうか。

○松尾参考人　名古屋大学を引き継いだ新しい法人に移管をされ、そして、東海国立大学機構という法人に移されるということですね。その時点で、新しい機構長、それからガバナンスのシステムは、今とは全く一新されます。名古屋大学の執行部がそのままというわけではございません。

○畑野委員　そうしますと、資産はどういうふうになるのですか。

○松尾参考人　話がややこしいんですが、名古屋大学という法人は、東海国立大学機構というのに引き継がれます。岐阜大学の資産は、その東海国立大学機構の方に移る、こういうわけですね。

その時期が同時に来るということでございます。

○畑野委員　私が何でそういうことを聞いたのかというと、附則の中に、「岐阜大学法人は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項

の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において東海国立大学機構が承継する。」というふうにあります。「名古屋大学法人は、この法律の施行の時に、東海国立大学機構となるものとする。」というふうに書いていたのです。その附則のところについてちょっと確認をさせていただいたということです。

それで、私は、ですから、岐阜大学法人が解散をする、それで、名古屋大学法人は別に解散すると書いていないので、これは対等の関係なのかどうなのかというのを伺いたいのですが。

○松尾参考人 これは、両大学でその点については随分議論をしまして、例えば、両大学法人が同時に解散をして新しいのをつくるのか、今のうちに、名古屋大学が継承されて岐阜大学は解散して贈るというふうな、いろいろな形がありましたけれども、両方解散をして新しいのをつくる場合には、名古屋大学の資産も全部移すということになって、これには相当の費用がかかります。

御懸念のように、今のようになつたときに、言い方は悪いんですけども、名古屋大学が全ての権限を持っていて、いわゆる吸収合併みたいな形ではないかということをお心配された方ももちろんいらつしやいましたけれども、これはそうはしない形で、例えば機構長の選考にしてもその後の理事の選考とか、これは法律でどう定められるかまだわかりませんが、少なくとも今のところ、両大学の間では今の形で問題はなし、岐阜大学の森脇学長もこういう形で学内にお話をさせていただいて、両大学の構成員納得の上で、こういうふうになります。

もう少し言いますと、恐らく、地元にもこの話は森脇学長からしていただきまして、今のところ、これについて地元から大きな反対はないというふうな現状のところでございます。

○畑野委員 いろいろな難しい問題があるということがわかりました。ありがとうございます。

○亀岡委員長 次に、杉本和巳君。
○杉本委員 委員長、ありがとうございます。維新の杉本和巳と申します。どうぞよろしくお願ひします。

まず、永田先生、両角先生、松尾先生、そして岐阜大学森脇学長先生、お運びいただき、私は、名古屋と岐阜のちょうど真ん中の一宮を選挙区にしておりまして、率直に申し上げて、やはり、お言葉で、大学生生き残りとかいう言葉もありましたけれども、前向きに取り組んでいただくことが、グローバル人材でありグローバルな世界に通じる大学ということになるのかなというふうに思っています。

大上段から、それこそオーソリティーというか、権威の先生方のお立場は十分わかっていんですけれども、あえて、答えにくいかもしれないですけども、大上段の質問をさせていただきたく存じます。

日本の大学は多過ぎないかということ率直に言っていただきたいなと思つていて、いや、逆に、いいんですよ、ちょうどいいんだということであればそういうお答えで結構なんですけれども、七百六十八大学あつて、このうち八割が私立であり、五百八十九大学、国立大学八十二校、公立大学九十校、これは若干データが古いかもしれませんが、こういった大学の数であります。

また、定員についても確認してみますと、定員のあり方もちょっと御答弁いただければと思ひますけれども、昨今いろいろ話題になりました日大が七万六千七百七十七、早稲田五万四千三百三十九、立命館三万五千五百二十九、これは二〇一六年五月時点の雑誌の数字なので、正確かどうかはわかりませんが、この定員数という大きな枠組みがあります。

一方で、きのう地方創生で片山大臣と質疑させていただいたんですけども、一つの例として私は挙げたんですけども、静岡県の川根本町というところでインドのIT企業がサテライトの会社をつくりまして、地元の高校生をインドのいわゆる

職業大学というのか、その企業が持つていてる大学に留学させて、そしてITのプログラマー的なところを勉強してもらつて静岡に帰つてきてもらつて地元で就職してもらう、こういう流れが一つ逆に起きてきていて、私はい意味のインバウンドというのか、そういうことで、ただ、全体で見ると、日本における大学のあり方と対峙するような立ち位置のお話かとも思っています。

そんな意味で、ちょっと大上段のところなんです、逆にオーソリティーの先生方だからこそ伺いたいんですが、大学の数、定員、この点について、それぞれの先生から御答弁をいただければありがたいんですが。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。まさに大上段なんです、私見も交えてお答えをさせていただきます。

我が国の高等教育を受ける学生の現在数、これが、五〇％超は大学が面倒を見、二〇％超を専門学校が見ている、こういう状況の中で、今、これを収容するだけの数はあります。これがこのままの形でいくのか、あるいはこれ以上にニーズがふえるのかという問題はありますけれども、今現在の、全部、七百超の大学の総収容定員数を考えれば、それはそれなりに目的を達しているではないかというふうには思ひます。

ところが、個々の大学の定員というのは、多くの場合、諸外国の大手の大学に比べると少ないというのが現状です。これがタイムズ・ハイアー・エデュケーション等で出てくるときに一つの問題になりますけれども、本邦における大学の規模が非常に小さいというのは一つの問題です。小さいとやれる幅が逆に小さくなって、大くりの方がいろいろなことにチャレンジできるというメリットは会社なんかでもありとあります。

一方、特徴を持った大学で小さな大学ももちろん生存をしているわけでありまして、ICUもそうですし、秋田の教養大学もそうです。これは、小さくても特徴を持った大学として生き残っているというふうに考えております。

したがって、今の大学の数というよりは、我々が議論しなきゃいけないのは、この国の総高等教育での収容数、これをとにかく議論しない前に個々の大学の数とかそういう議論をするのは、私自身は乱暴だと思つております。

それから、入学定員については、歴史的経緯がたふさんあります。やもすると国の批判になつて聞こえては困りますけれども、ベビーブームのころには当然ながら入学定員の増加がありました。これは受皿として当然のことだと思ひますし、教育関係、特にそのころふえました。昭和の右肩上がりの景気のときには、基本的には教育行政は理工系重視になりました。これは、そのときの産業界を支えるための人材を供給するため。高専も、そういうときに多く立ち上がってきたということがございます。

そういう経緯の中で、現在、我々のこの国の将来を考えたときに、どこまで、数じゃなくて、総収容定員を維持するかという議論をやはりしなきゃいけないだろうと思つていて、例えば物すごく具体的な例を述べますと、これは経産省調べだと思ひますけれども、デジタルサイエンスにコミットできる人材、天才は五人か十人なんですよ、それを支えるための高いレベルの研究レベルの方は百人、二百人。それを支えるための本当にITの汎用性を追求する方はやはりそのまた十倍、百倍、つまり一万人。これは万人という単位で必要だ。

こういう試算を、これからの未来について、それぞれの分野でやっていかないと、大学数の問題であるのではなくて、我々が育てなきゃいけない高等教育を受ける総人数というものを議論をやはり先にして、その後で、設置形態別に、どのようにそれをしていくかという問題になるんだというふうに認識をしています。

それで、お答えを、大上段で言えば、少し大学がみんな小型過ぎるかなという気はします。その分、それぞれ経営が苦しくなっていくであろうというところで、どんな小さい組織でも大きい組織で

も、基本的に、それをガバナンスする人数というのは、切片は決まっていますから、その切片に近ければ近いほどダイバースはするけれども経営上は苦しくなるということもあるので、それは私見としてはそうは思っております。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

大学の数が多過ぎないかということで、大学の数ではなく収容数だというのは、まさに同じことを思うんですが、個人的には多過ぎないというふうには考えています。大学の数というか、例えば、大学の進学率といったものを考えたときも、日本は必ずしも高い水準ではなく、大学があまり余っている状況ではないというふうに、高等教育の研究者としては思っています。

ただ、なぜ、大学の数が多過ぎるというふうな、皆さん口には出さないけれども、そう思っている方はいっぱいいるというのはいさぐく感触でわかるんですが、やはり、よくわからない、この学校は聞いたこともないけれども本当にちゃんとした教育をしているんだろとか、そこに対する社会からの不信のあらわれなんじゃないかなという気がしています。そこをきちんとして、卒業生を出して、これだけの成果を身につけて出していますということとを大学は言っていく必要があると思います。

では、大手の名の知れた学校がすごい教育をしているかという、必ずしもそうではなくて、意外に、一般の方は聞いたこともない大学名かもしれないけれどもすごい教育をしている地方の小さい学校というのがありますので、そのあたりを、自分たちがちゃんとやっているんだということを示していくことで、大学というのが多過ぎるんじゃないかという批判を打破っていくべききっかけになるのかなと思っています。

定員のあり方についてはなかなか難しく、今は、大学定員といったものを基本的に大学の制度というものが全部決められています。

御承知のように、大学設置基準で、大学、これだけの学生を教育するのであればこれだけの教員

が必要であろうし、これだけの面積が要るだろうという、全ての基準になっっているところ、なかなかそこをいじるといのは難しいんですが、定員というものの枠組みがかなりかた過ぎるところが、この先の将来を考えていくと問題になるのではないかなというふうに、私は個人的には思っています。

定員を減らすことに対して教員が反対するのは、学生定員を減らせば教員数を減らされるという、それに直結する制度になっているから、先生たちは学生定員は絶対に減らしたくない、そういうところにつながっているのではないかと思います。

また、学生定員といったときに、やはり、十八歳で四年間学ぶ、そういう伝統的なタイプの学生だけを念頭に置いて、いろいろな大学の仕組みがつくられていますけれども、社会人は必ずしも四年間来てずっと学ぶわけではなく、短いスパンで学ぶとか、留学生もそうだと思うんですが、そういうふうな、学生の定員の方の考え方も、その頭数ではなく、少し、フルタイム換算というか、実質どれぐらいなのかというところの考え方をしないと、これからについてはちよつとも議論がでさなくなってくるんじゃないかな。大きな、大きな改正になりますけれども、近い将来、議論をする必要があるというふうに感じています。

○松尾参考人 大学の数は多いか少ないか、これはなかなか難しいところなんですけれども、一つ考えたいことは、今、日本で起こっていることは、労働生産年齢人口が減って、極端な人不足ですね。きのうかおとといの新聞を見ても、大学生の就職内定率は今九二%とかすごい数で、国立大学の学生に来てもらいたいと思っても来てもらえない中小企業が、今、たくさんあるんですね。

そういう状況を考えて、一方で、世界では毎年五%ずつ大学生の数がふえています。日本だけですね。ただし、学生は非常に多様で、今もお話がありましたように、十八歳で入る人だけではなくて、リカレントで入ってくる人もたくさんいます

し、留学生もどんどんふえている。こういう中で、全体でどういう人材、どういうレアの人材をどれぐらい日本が育てれば、あるいはどういう領域の人材をどれぐらい育てれば、我が国が発展して世界に貢献できる国になれるのか、こういうグランドデザインがまずあって、定員、それから大学の数を考えないといけないというふうに私は思っています。

結論的に言いますと、質の高い教育を行いしつかりとやっている大学の定員は削るべきではないというふうに思っています。そういう大学は、海外からの留学生の競争率というか、学生獲得の競争率も非常に高い状況でございます。

○杉本委員 大変面白い御意見をどうもありがとうございます。

次に、海外からの学生を受け入れるということですが、またこれも大上段で恐縮かもしれないんですが、語学の壁というのがあって、将来は自動翻訳機みたいなのできて、先生の言葉が翻訳機を耳につければそのまま聞けるようなことになれば、日本の大学にも学生がまた来てくださるという形にはなると思いますが、現実には、英語をしゃべる先生と聞ける生徒というふうなことがないと進んでいかなないというふうに感じていますので、ちよつとそこは意見だけ言わせていただきます。

次に、名古屋大学と岐阜大学が一緒になられる関係で、あえて伺っておきたいのは、今も、規模が小さいという先生の御指摘がありましたけれども、むしろマネジメント全体として大きくしていくために、具体的な例として、北海道で今言われている北見工業大学、小樽商大、帯広畜産大というところは、物理的には離れていると思うんですが、私も、私は、経営的に言うと、地方銀行の合併みたいな話と頭がダブってしまうんですけれども、ほくほくフィナンシャルグループというのがあって、北陸の銀行と北海道の銀行が一つの持ち株会社という形をとったりしております。

遠隔地のところで、なかなか顔と顔は合わないんですけれども、SNSの発達したIT社会で

は、先生同士がテレビ電話で話もできるし、生徒も遠隔地で授業が受けられるし、チュートリアルも、授業も受けられるかもしれないんですけども、そういった遠隔地の学校の連携の可能性みたいなところを、ちよつと時間がなくなつてまいりましたので短目に、それぞれ先生方から一言ずつか二言ずつぐらいお願いします。

○永田参考人 事例だけお話をしますが、今、距離はもう問題ではないと思います。我々、フランス、オーストラリア、同時でレクチャーがもう可能な状態になっていますので、距離ではなくて、教育、研究のコンセプトが共有できるかどうかという問題だと思っております。

○両角参考人 私も、技術的には可能となつていきますので、遠隔地の大学連携の可能性は非常に大きいのではないかなと思います。世界では、例えば今ミネソタ大学とかもすごく注目を集めているかと思うんですが、学生も教員もどこにいても教育することはできる。重要なのはコンテンツの方ではないかなと思います。

○松尾参考人 私も、将来は大学の教育のあり方は一変すると思うふうに思っております。単に地理的に近いから連携とか統合とかという形はすぐ変わるのではないかな。ただ、現時点においては、そういった近くの大学をコアにして、そして教育連携機能を強くしていく、日本じゅう、世界じゅうとつながっていく、現時点ではそういう路線が一番現実的ではないかというふうに考えています。

○杉本委員 ちよつと時間がなくなりましたので、最後、大学の経営ということで、監査、あるいは監査を具体的にやるかどうかみたいなところで、内部統制みたいなところが非常に大事だと思つて、総論のところは両角先生の書面を拝見したんですが、逆に、具体的にどこで、筑波大学と名古屋大学では効果のあることができていたのかどうか。その例を一言ずつまた賜ればありがたいんですが。

○永田参考人 当然ながら、内部統制も含めて、

コンプライアンスも含めて機能は持たせておりますが、一番重要なのは監事の存在です。

監事というのは、国立大学においては、学長と監事だけが文部科学大臣任命になっております。したがって、監事がこうしろ、ここがよくないと言っているのは非常に重い文言というふうに捉えていて、そういう意味合いでは、監事と学長は常にいろいろと意見交換をすべきというふうに思っております。

○松尾参考人 まず、監事に学内の重要な会議、特に幹部会も含めて全て出ていただいて、中をしつかり見ていただくということ、二つ目に大事なこと、監事の機能をしっかりと支える監査室、これをしつかり大学で充実させる。この二つがないと監事は活躍できないと思いますので、そのことを留意してやっております。

○杉本委員 もう終わりますけれども、国立大学は大丈夫なのかという認識をいたしましたけれども、私立の方がやはりちょっと心配かなという気も持ったので、その辺はまたお役所と質疑したいと思います。

どうもありがとうございます。

○亀岡委員長 次に、吉川元君。

○吉川三三委員 社会民主党の吉川元です。

三人の参考人の皆様には、大変貴重な御意見をいただいたこと、まず感謝を申し上げますというふうに思います。

私からも何点かお聞きをしたいというふうに思っています。

本日の参考人の皆様のお名前をいただいたときに、たまたまなのか、期せずしてなのか、国立大学法人の方。今回、私立学校法もやりますので、私大の方もいらつしやるかなというふうに思ったんですが、たまたま今回は国立大学法人の方なので、あえて質問させていただきたいというふうに思います。

二〇〇四年に国立大学が法人化をされて、はや十五年余り経過しようとしております。法人化に伴って、国立大学がみずからの責任において自律

的な運営を行う、これは、建前というところかと思いますが、他方でも、いい側面なんだろうと思いますが、他方で、実際には、六年間の中期目標期間が設定をされて法人評価を受ける。

さらに、この間ではいいますと、法人化前に比べると、運営費交付金が一千四百億円減らされて、なお、更に運営費交付金の、これは財政審の建議ですけれども、一〇〇程度、約一千億ですけれども、評価に基づいて配分すべしと。これは先ほど、経営の予見性を含めて大変意義があるというようなお話もございましたが。

まず、率直に三人の皆さんにお聞きしたいんですけれども、国立大学の法人化、これはメリット、デメリット、やはり両方あったのではないかとこのように思います。法人化についてどのような評価をされているのか、簡単に聞かせいただければと思います。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。法人化の成功、不成功かという前に、法人化はある一定の意味での必然性があつたというふうに考えています。

その上で、国立大学法人法ができたときの附帯決議の部分が守られていないかなというのが一番大きな要点であります。これが一点。

もう一個は、この法人法自体が、もともととは独立行政法人をもとにつくられておりまして、本来に大学に全てフィットしている形かどうかというのは若干問題が残っているのではないかとこのように思います。もし、法人法の精神そのものが一〇〇%生かされる形でいけば、これは一つの成功に近い形になるだろう。まだその途上だと思えます。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

私も、法人化という、大学として独立の法人格を持つというその変化というのは、もう必然的なことだったと思いますし、二〇〇四年の法人化のときの議論自体というのは一定の論理性があつたものではないかなというふうに評価しています。ただ、やはりその後、運営費交付金が減少され

ていくというのも一つ典型的にわかりやすいことですけれども、当時の議論された法人化の制度設計といったものと随分実態が変わってきているんじゃないかなという印象を受けています。例えば、六年間の活動は保障してそこで評価をして、それを次期中期計画に、財政配分に結びつけるというの。第一期でそれが意外にうまく機能しなかったためか、違う形で文部科学省が重点的にお金を出すというので、むしろ、そちらで、あれこれこれやれというふうに飛びついてしまっているような、運営費交付金が減らされるので仕方なく飛びついてるんだと思うんですけれども。

そういう意味で、自立性の向上を目指して行われたはずの改革で、にもかかわらず、自立性が本当に高まったかというところ、疑問を感じているというところはあります。

ただ、メリットとしては、法人として一つの形態としてやらなければならぬんだという意識ですとか、あるいは学長の意識とか、学長がいろいろな影響力を与えていくということについては、この十年間かですごく大きな変化が起きてきていて、途上だとは思いますが、いい変化が起きていて、面もあるのではないかと評価しています。

○松尾参考人 私は法人化のときに附属病院にありまして、このとき、医療の経営の問題で随分大きな問題があつたわけですが、私の印象では、経営に関しては随分自由化されたと思っております。

それで、いろいろと危機があつたんですけれども、やはり切れたと思っているんですが、その反面、全学の方に来てみますと、まだ法人化以前の古い、これは大学が悪いところもあるし国の責任もあるんですが、そういう残骸がまだ残っていて引き継がれているので、今後一層のやはり改革が必要で、まだその途上にあるのではないかなというふうに考えています。

○吉川三三委員 大学の法人化、そこで描かれた理想の形と、またなかなか現実がそうならない、特に永田参考人の、附帯決議がきちんと守ら

れていないというのは、これは我々の責任でもありますし、非常に重く受けとめなければいけないというふうに思います。

そこで、ちょっとまた、法案とは直接関係ないんですが、少し資料を見せていただきますと、永田参考人が、これは日経のインタビュー記事ですけれども、博士課程進学者の減少が非常に深刻だと。これは別の、ノーベル賞を受賞された方も同じようなことを以前お聞きしたことがあるんですけれども、時間もお金もない若手が安心してじっくり研究できるように国も支えてほしい、こういうふうに述べておられるんですが、この博士課程の問題、もう少し具体的に、どういうところが課題になっているのか、教えていただければと思います。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。

これは、ネガティブに考えて、我が国固有に博士の進学率が伸びていないという問題があります。

いろいろな理由がありますけれども、まず学生側から考えれば、修士、博士合わせて五年間、学費を払いつつ、同級生は社会で給料を得ている、こういう状況の中で学問を続けているというこの苦しさはあると思います。翻って欧米諸国では、基本的に博士課程の学生は給与が出ます。この差はかなり大きいであろうと。

第二に、修士課程、博士課程を出た学生の能力に対する正しい評価が十分行われていない可能性がある。これは二つありまして、大学側が、修士、博士を出た学生にそれだけのコンピテンシーをちゃんと持たせているかどうかを明確に述べていないというのが一つ。他方、社会は本当に修士や博士の学生の能力を評価できているかというのがもう一つの問題点です。給与だけ見てみますと、去年あたりからようやく博士課程で就職した方の給与が、平均値ですが、やや高目に設定されてきたという状況にはあります。

したがって、学生側の問題と、それからそこを出た者を雇用する側の両方にまだ問題が残つ

ていて、これから知識集約型社会になるときに、どうしても必要な人材はやはり大学院からも出てくると思いますので、ぜひともそのあたりの御議論を続けてお願いしたいと思います。

○吉川(三)委員 ありがとうございます。

次に、両角参考人にお聞きしたいと思います。

二〇一四年の学教法改正で、学長の権限が強化される一方、教授会からは決定権制衡という言い方がいかどうかわかりませんが、諮問機関という形に位置づけられるようになりました。例えば学生の入学に際しても、教授会は学長から意見を聞かれる立場になってしまい、この間の不正入試も含めまして、仮にそうした決定事項に教授会がかかわれる、あるいは関与できる立場であれば防げた案件ではないか、あるいは内部からそうした不正が排除できる、そういう構図を持つことはできたのではないかと、いふうにも思います。

私自身は、この教授会の諮問機関化というのは、大学のガバナンスに余りいい影響を与えていないのではないかと思いますけれども、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

いろいろな不正入試の実際の事件で、教授会がどこまで内部からできたかということについては、それについての情報を知らないで何ともお答えできなくて申しわけなのですが、教授会の諮問機関化というものがいい影響が出ていないんじゃないかということについては、結構大学によりけりの面もあるような気がしています。そこについての、例えば学長がどう考えるかとか、あるいは教授会側も、学長から諮問されているのかという、本当に何も意見を言わないとかでいいのかという、そういう問題ではやはりなくて、教育、研究の責任を負っている主体として、学長が全部決めて、教授会は諮問されたことだけというところ、そこまで極端なものではないものを一部に拡大解釈しておかしくなっているところがあるのではないかなという気はしています。

なので、いかどうかなというところかな一言では難しいんですけども、そのことだけが原因でいろいろな問題が起きているわけではないのではないかと、いふうに私個人は考えています。

○吉川(三)委員 実は、当委員会でも、私、以前、学校教育法の改正、二〇一四年の問題に關して一度聞いたことがあるんですが、この後に、翌年だったと思うんですが、文部科学省が施行通知を出してございまして、これは法改正とは全然関係のないものがこの施行通知の中に盛り込まれていたのではないかと、とりわけ、理事会がいろいろなこと、最終決定権者である、教務も含めてというような、そういうような感じの施行通知だったというふうに私自身は記憶しているんですが、ちよつと正確な記憶はないんですけれども。

そういう中で、先ほどどなたかが尋ねておられましたけれども、この間の不正というのはやはり非常にトップダウンであるがゆえに起こってしまった、例えば、日大のアメフトの問題でありますとかあるいは東京医科大の不正入試問題、そういう意味でいうと、私立大学のあり方を考えさせられるような不祥事が相次いで起こっております。

やはり、先ほどは教授会という話だったんですが、けれども、今度は理事会あるいは理事長に非常に強い権限、これは学長もそうだけれども、権限強化が行われた結果として、逆にガバナンスがきかなくなっているという側面があらわれているのではないかと、いふうに思います。その点については、両角参考人の御意見を伺いたいと思います。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

理事長については、二〇一四年の改正を理事長とか理事会の権限強化だといふうにおっしゃる方もいるんですが、法律を正しく読むと必ずしも権限強化ではないんですが、それを理事長が都合よく解釈されて、自分の権限が強化されたといふうにおっしゃっている方が結構多いので、何とか、法律の問題だけじゃなくて、その理解が足

りていないというところの問題も一つ大きいのではないかなと思っております。

ただ、そういったやはり誤解が生じて、いろいろな問題が特にここの二年たくさん出てきたというところで、今回の私学法の改正で、監事の牽制機能を強化するとか、そういったことが今回の法律に盛り込まれたといふうに思っております。

もちろん、もつと理事長とかの権限を制約していこうといふうに、やろうと思えばできるかもしれないんですが、私立大学は多様なガバナンス形態を認めておりますので、そこを認めている以上は、なかなかこれ以上法律的に何かをいじるといふのが難しい面があるのかなというように個人的には感じており、法律だけではなく、理事長ですとか理事の人たちに対する教育ですとか訓練といったものを、当たり前なんですけれどもあわせて行っていくかないと、こういう不祥事はなくなっていくかないのではないかなといふうに考えています。

○吉川(三)委員 おっしゃるとおりで、二〇一四年の改正というのは、別に理事長の権限あるいは理事会の権限を強めたものではないんですけれども、理事長、理事会が勘違いをしてしまったという部分は一部あるかもわかりませんが、実はその裏で文科省がそれを後押しするような施行通知を出しているというところがありまして、そうではないといふうに文科省は質疑の際には言うんですが、ちよつとやはり、私は、これはもちろん参考人どうこうという話ではなくて、これは対政府質疑、文科省に対する質疑の中でも一回、今まさに両角参考人が言われたことも踏まえて質問していかねばいけないと思います。

今、監事のお話が少し出ました。先ほど、最初のところで、十分か不十分かというの、まだまだどうかと。私自身も全く同感でありまして、監事の権限が強化されるということはいいんですけれども、その方は評議会の同意を得て理事長が選任する。チェックする側をチェックされる側が選ぶということで、果たして

どこまでそれが実効性が担保できるのか。まさに両角参考人が言われていたことを私自身も危惧をしているんですが。

これは、先ほど言ったとおり、私学ということでは、建学の精神もありますし独立をしているという中であって、この強化される監事制度により機能していくためにどういったことが必要だといふうに考えておられるか、両角参考人に伺います。

○両角参考人 そうですね、やはり、理事長側、理事、監事といったものがその職務をきちんと理解していくということ。あとは、研修という意味と、それは、自分たちが何をすべきかとか監事の仕事はどういうことを正確に理解するということが同時に、横のつながりをつくっていくということも大事じゃないかなと思います。

やはり、それぞれの大学に置かれている監事の数はかなり少数ですので、何かあったときに誰かに、学外の方にそうべらと話せるようなものでもないんですが、監事としてこう対応すべきだとか、例えば過去のことであれば、大学でこういうことがあったといふようなこと、そのときにどう監事に対応すべきだったかといふことをみんな議論をしておくとか、そういう場が必要なのではないかなと思っております。

なかなか、非常勤の監事の方も多くて、監事の牽制機能だけでどこまでというの、本当に疑問があるところはあつたけれども、それを一歩ずつやっていくしかないかなと、現実的には思っております。

○吉川(三)委員 時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○亀岡委員長 次に、笠浩史君。

○笠委員 未来日本の筈でございます。きょうは本当に、三人の参考人の方、ありがとうございます。最後でございますので、よろしくお願いたします。

まず、松尾参考人にお伺いをしたいんですけれども。

今回、本当初めて、二つの大学が国立大学の機構をつくってやるという取組になつておるわけでございますけれども、先ほど来話がありましたように、さまざまないろいろな資金を呼び込むこともできるし、また、これを機会に多くの役割というものが期待をされているわけです。

改めてちょっと伺いをしたいんですけれども、これから第一段階、第二段階、そして第三段階ということで、機構のいろいろな評価というもの、あるいはさまざまな成果というものを、これからまたその段階、段階で、恐らくは発信もされていく、あるいはその都度の評価というものもあるのかと思いますけれども。

今回の大きなこの改革、二つの大学が一緒になつていくという中で、特にこういったことを目指していくんだ、あるいはこういう大学の姿が変わっていくんだというふうな思いがある点を、ぜひ最初にお述べいただきたいと思います。

○松尾参考人 御存じのように、岐阜大学は大学の類型でいうと一類型ということで、これは地方に貢献する大学ということ、名古屋大学は第三類型、これは国際的に競争力のある大学を目指すということなんですが、実際は、名古屋大学も地方創生には相当貢献していますし、岐阜大学も、この資料でいいますと八ページですか、相当国際的にやっています。

これは、台形であらわしますと、名古屋大学は国際が強く地域貢献はこう、岐阜大学はその逆の台形ということで、二つ合わせますと地域創生とそれから国際競争力、両方すごく強い大学になるわけでございます、我々が目指しているのは、そういうかなり広い範囲で機能強化できた大学は、地方創生の社会の発展や変革に非常に大きな貢献ができる、こういう大学を目指す。これこそが未来の新しい大学像ではないか。その典型を示すということは、一つの大きな目的であります。

○笠委員 法律を改正してまでということ、単なる今までの過去の連携あるいは協力のあり方では

はなく、そしてまた、これから後に続く動きもあるわけで、やはりこの統合が足す一が二じゃ困るわけで、それが二・五なのか三かわかりませんけれども、いろいろな付加価値も生んでいくような形で、その成果というものを私もしつかりと期待をしたいというふうにしておりまして、この先駆けてやる取組が、後に続く動きについて、いろいろとやはりうまくいく点と、やや予定どおりにいかない部分も出てくるかもしれませんけれども、そういった評価というものもしつかりと次に残していきたいというふうに思いますので、きょうは両学長おられますけれども、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

さて、きょう三人の方に、先ほど来さまざまな大学のガバナンスということについてもいろいろなお話を伺つてきておるわけですが、やはり今、きょう午前中、高等教育の無償化へ向けた議論という中で、私なんかはもろもろこの無償化を本心に、本当の意味での無償化を進めていくべきだと。恐らくこの委員の中でも大多数だと思えます。

ただ、そういった中で、財源の問題を考えると、どうしても大学の、高等教育の無償化へ向けて、それが税金なのか、税なのか、いろいろな資金を投入する中で、国民の皆さんのやはり理解をまだまだ得られていないんじゃないかというふうな議論もちょっとございました。そういった中で、やはり今大学に求められている機能というものの、あるいはその役割というものが、今まで以上に非常に多様になつておりますし、その期待も高いものがあるというふうに思っております。

そういう中で、やはり大学の経営というもの、非常にこれは難しいんじゃないか。単に学生たちを指導する、もちろん大学は研究もあればそういったやはり教育の場でもあるということですが、けれども、一方で、求められる役割が大きくなればなるほど、私は、やはり理事長なりあるいは学長なりのリーダーシップやあるいはそこに求められる資質というものが非常に今までよりもかなり高

いレベルのもの、あるいは役割分担も含めてどういふふうにあるべきかということをしつかり考えていかなければならないんじゃないかと思ひますけれども、そういった意味での、学長なりあるいは理事長なりに、ちょっと私学の場合、これが一緒になつていたりばらばらであつたりということがありまされども、そういった、大学を運営していくという感覚でのリーダーシップというものが、何が求められるのかということを、それぞれお伺いをしたいと思います。

○永田参考人 御質問ありがとうございます。理事長、学長、今の現在の国立大学長というふうには考え、これが理事長と総括理事というふうになつたとしても、変わらないのは、やはりトップに立つ者は、少なくとも、あらゆるサイエンスの、少なくとも自分の大学が抱えている上、明らかにそういうものを基礎、応用、開発研究にわたつて見渡せる能力が必要で。

基礎研究は投資対象にはなりません。基礎研究にお金を使つたら何日後にどう戻ってくるかという議論ではなくて、その先のそれだけの応用や開発研究につながるかという議論をしないといけない。基礎や応用の研究を理解した上で、それが今度は、出口の見えた開発研究にいかにつなげていくのか。

大学の長たる者、それを、世界や日本や、あるいは社会のニーズを的確につかまえて、その部分で経営的に進めていくというのが大変重要なことだと思っております。

産学連携、喧伝されておりますけれども、一番重要なものは、やはり、新しいものを大学が生み出していく、それが社会にとつての財産、そういう感覚で進めていくべきだと思っております。それが、一人であれ二人であれ、両者ともに、あるいは、一人であれば一人はその両方を確実に認識できる、それが学長だと思ひます。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

私学の場合だと、理事長と学長と別人の場合もある、なかなか複雑なのですが、学長のリーダーシップに何が求められるのかということについて、まずお話ししたいと思ひます。

私が、この先生、優秀だなと思う学長先生は何人もいらつしやるんですけども、そのうちの何人かにインタビューしてきつたところ、やはり、学長のリーダーシップで幾つか共通要素があるなというところがわかつてきました。

一つは、やはり、ビジョンを描く力というのか、自分の大学の状況、日本とか国際的な状況といったものを理解した上で、自分の大学は五年後、十年後どういふふうにあるべきかというふうな、そこをちゃんと語れる方、そのビジョンを持った方というのが、やはり一番大事な資質なのではないかと思ひます。

それを実現するために、もう一つの資質としては、調整能力というのか、自分に足りない部分については誰かほかの人を置くとか、役割分担をしたりとか、また、大学の教育、研究というのは学長一人で行けるわけではなくて、教育、研究の最前線に立っているのは教員で、その人たちが同じ価値観と方向性を向かないと誰も動かないという組織でありますので、そういったところで、そういうビジョンについての理解を得て協力を引き出していく、そういう調整能力という、その二つが必要なのではないかというふうに思ひます。

ただ、最近、それこそ、補助金をとるときに、あれやこれやという条件が詳細についてくることもあつて、意外にビジョンを描かない学長が出てきてしまつていくというのか、どう調整してできるかということのみに関心を寄せる方もいないことはなく、大学がもっと個性を強めていくためには、やはりビジョンをどう描くか、そのためには、自分の大学のいろいろなことを分析できる能力とかが必要になつてくるのではないかなというふうに思ひます。

そのためには、学校に、先生によりけりなんです

すけれども、ある日突然、選挙で選ばれたというのではやはりだめで、少しずつ大学の管理者としての教育訓練といったものを、学内役職を経験するだけではなく、必要な知識を得たり訓練を得ていくということが今後必要になってくると思っています。

理事長と学長が別人の場合、私学の場合多いんですけれども、なかなか、理事長は経営担当で学長は教学担当だというふうにきれいに分かれることというのは、やはり大学というのはなくて、例えば、どういう先生を何人採るか、どういう学生を何人採るかとか、全部、教育にも経営にもかかわる事項になっています。

そういう意味では、理事長と学長のリーダーシップって、それぞれあることはあるんですが、理事長と学長が協力をして一つの目的に向かってやっていくということが必要なのかなと思っています。

○松尾参考人 大学の経営と教学、これを分離するのかもしれないのか、一緒にやるのかという議論はあるんですけれども、これは、経営をやるにしろ教学をやるにしろ、学問の価値とか、そういった大学の仕組みとか、これをしっかりわかってやらないと、本当の意味で経営にはならないので、先ほどもちょっと両角委員おっしゃったように、経営する方と、もし分離をしていたとしても、ビジョンをまず共有をして、その上で役割をしっかりと分ける、こういうことができる方がやはり大学のトップに立つべきであるというふうに思っています。

それから、ビジョンをしっかり持って、みんなを引っ張っている人ですね。

この二つが大事だと思います。

○笠委員 加えて、そのガバナンスの強化について、先ほど両角参考人の方は、監事の牽制機能の強化、これは理事長が選ぶわけですから、なかなか、制度を変えても本当にどこまで機能するのかわからない点の疑問も呈しておられましたし、あと、今度、理事についても、外部の理事も登用してい

くということになるわけですが、果たして、こういう理事とか監事の、先ほどおっしゃっていた担い手というのをどうやって見つけていくのか、あるいはどういうふうにしてその人材を育成していくのかというのは、本当にこれは大きな課題だと思えますね。

制度をつくっても、そこにきちっと担い得る人材がいなければ、これは何の意味もないわけで、そういった点についての問題点あるいは対策というものはどういうふうな我々は考えていくべきかという点を、またそれぞれちょっと伺いできればと思います。

○永田参考人 ありがとうございます。

全く御指摘のとおりで、会社のトップの経営者がいきなり大学に行って経営できるものでもありませんし、大学の研究室に閉じこもっていた方がいきなりガバナンスができるわけでもありません。

実際に、国立大学協会なんかで、私学の話はちょっと飛ばさせていただきますが、その点大変苦慮してまして、松尾副会長を中心に、そういうガバナンスやマネジメントができるための予備軍団を教育するというのを始めています。その蓄積からいろいろな方々が生まれてきて、それを大学間でシェアできるようなふうにもしていきたいと、絶対数も足りませんし、プロフェッショナルティーを持った方も少ないというこの現状を打破できません。

やはり、大学もそういう努力をしますし、そこに参画していただく大学外のいろいろな業界の方々に期待をしたいと思っております。

○両角参考人 御質問ありがとうございます。

まさに、そういった経営人材の担い手をどう見つけて育成するかというのは非常に大きな課題だと思っています。

教員出身でこういうところに入っている方については、それこそ何の訓練もなかったということ、今、永田参考人がおっしゃったように、大学団体等でもそういった取組も始まっていますし、

そういう議論自体は起こりつつあります。何らかの訓練をした上で、教員出身の管理職になっていく。

私は、それに加えて、さらに、アメリカ型というか、ある時点で少し、キャリアとして大学の管理職としてやっていくんだというふうなルートがもうちょっと出ていってもいいのかなというふうには思っております。

もう一つは、やはり、大学の職員というのが、大学のいろいろな事務ですとかいろいろな仕事を支えている人たちなんです、その人たちの能力を上げて、その人たちが経営の担い手になっていくという、実際にあるんですが、そのルートをよく強化するというのは非常に可能性の高いことだと思っております。

学外の方については、それこそ企業で経営した方が突然大学の理事長になったり、あるいは理事になって何か的を得たことをおっしゃるかという、意外にそうではなかったりとか、例えば理事会の場でも、日本の理事会の場合だと学外者の理事と学内の理事というのが両方まざっていますので、やはり、学内者の方は、情報がすごくたくさんある中でここが課題だとわかってるんですけど、学外の方がばつと見て大学の課題を理解するとかというのとはなかなか難しく、せっかく優秀な方を、外部理事であつたり、あるいは経営協議会とかに入ってもらっていても、十分に活用し切れていない例も多いんじゃないかなというふうに思っています。

そこについては、外部の理事なら外部の理事の方から、自分たちが説明をして意見を求めるんだとか、学内理事と同じような立場に並べて、さあ意見を言えというそのやり方ではなく、もう少し丁寧なやり方をして理解を深めていただく、あるいは、外部理事の方から言われたことについて学内の理事の人も考えるというふうな、少し工夫をしていくことで、随分、今携わっていらっしゃる方ももっとも能力を発揮できる機会につながるのではないかなというふうに思っています。

○松尾参考人 日本では、学長、特に国立大学の学長をやりますと大体それで終わり、時々、私学の方の学長になって移っていくことはあるんですが、ずっと同じ大学で育って同じ大学で学長をやつて、上がり、こういうことなんですか、アメリカあたりでは、結構若いときに学長になって、非常に業績を上げるとまた次のところに移って、どんどんステップアップするというふうなのがあつて、かなり膨大な人材のプールがあるんですね。

ですから、例えば、今すぐ経営が悪いというときに経営の得意な学長を持ってくるとか、研究を伸ばしたいときには研究の得意な学長を持ってくるとか、そういうかなり広い選択肢があるということ、日本では残念ながらそういうシステムはまだありませんけれども、先ほど出ましたように、徐々にそういう人材をつくっていく。

それから、今、経済界から学長を持ってきたらどうだ、経営ができるじゃないかということなんです、この方たちについても、大学のやはり教員と学問や研究や学問や研究や学問を深く理解している人じゃないと結局うまくいかないとはいいますので、そういう方も含めて、これは将来の話になりますけれども、大きなプールをつくって、そういう中から理事や学長を選んでいくというふうにするというのではないかなと思います。

○笠委員 時間が参りましたので、終わります。どうもありがとうございます。

○亀岡委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

(拍手)

次回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は

は、これにて散会いたします。
午後三時四十六分散会

大学等における修学の支援に関する法律案
大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	1
第二章 大学等における修学の支援	2
第一節 通則(第三条)	2
第二節 学資支給(第四条・第五条)	3
第三節 授業料等減免(第六条・第十六条)	4
第四章 罰則(第十九条)	5
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができ環境を整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学等」とは、大学(学校教育法昭和二十二年法律第二十六号第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。)、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校(第七條第一項及び第十條において「専門学校」という。)をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科(大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)、並びに高等専門学校の学科(第四学年及び第五学年に限る。)、及び専攻科(大学の学部

に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)、の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七條第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。)の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

(授業料等減免)

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等(授業料及び入学金をいう。同項において同じ。))の減免とする。

(大学等の確認)

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行うとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者(以下「文部科学大臣等」という。)に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校(いずれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十條第一号において同じ。)、並びに国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十條第一号において同じ。))が設置する専門学校 文部

科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十條第一号において同じ。))が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣(同法第六十八條に規定する主務大臣をいう。)

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十條第三号において同じ。))が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。、公立大学法人を除く。以下この号及び第十條第四号において同じ。))が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校(前各号に掲げるものを除く。)

当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認(以下単に「確認」という。)を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件(第九条第一項第一号及び第十五條第一項第一号において「確認要件」という。)を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができ豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合す

るものであること。

三 当該大学等の設置者が、第十五條第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうち、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)
第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に関し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなった場合等の届出)
第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。 三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があったとき。 2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があったときについて準用する。 (減免費用の支弁) 第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用(以下「減免費用」という。)は、それぞれ当該各号に定める者(第十二条第三項において「国等」という。)が支弁する。 一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体 五 専門学校(前各号に掲げるものを除く。) 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県 (国の負担) 第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条(第五号に係る部分に限る。)の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。 (認定の取消し等) 第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定(以下この条において単に「認定」という。)を取り消すことができる。	一 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。 二 学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。 2 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。 3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があった場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。 4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (報告等) 第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。 2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者(国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。)若しくはその役員若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (勧告、命令等) 第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行っていないと認めるときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。 (確認の取消し) 第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。	三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。 (授業料等減免対象者が在学している場合の特例) 第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を「確認大学等」とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。 第三章 雑則 (日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁)
---	---	---	--

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校(いずれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。)に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金(以下この項において「減免資金」という。)を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「支弁している」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁する」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

(文部科学省令への委任)
第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の間に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)
第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律(平成三十一年法律第 号)第二条第三項に規定する確認大学等(以下この項において「確認大学等」という。)に在学する」を、「認定された者」の下に「(同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。)」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(補助金)」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。
第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第二十三条の三を削る。
第三十条第三号を削る。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法(以下この項において「新機構法」という。)の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法(以下この条において「旧機構法」という。)第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金(以下この条において「旧学資支給金」という。)については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金(以下この条において単に「学資支給基金」という。)は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条第三号に係る部分に限る。)の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで(残余がない場合にあっては、前項の支給が終了する日まで)の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正)
第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

(地方財政法の一部改正)
第九条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条 次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校(地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。)に係る授業料等減免に要する経費

(地方税法の一部改正)
第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 前条の規定による改正後の地方税法第
三百四十八條第二項(第十三号に係る部分に限
る。)の規定は、この法律の施行の日の属する年
の翌年の一月一日(当該施行の日が一月一日で
ある場合には、同日)を賦課期日とする年度以
後の年度分の固定資産税について適用し、当該
年度の前年度分までの固定資産税については、
なお従前の例による。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)
第十二條 日本私立学校振興・共済事業団法の
一部を次のように改正する。

第十八條第二項中「同じ」の下に「。又は交付
業務(同条第四項の業務をいう。第二十五條第
一項において同じ)を加える。

第二十三條中第四項を第五項とし、第三項の
次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務の
ほか、大学等における修学の支援に関する法
律(平成三十一年法律第 号)第十条に規
定する減免費用(私立学校である大学及び高
等専門学校に係るものに限り)に充てるため
の資金(以下この項及び第二十七條において
「減免資金」という。)を交付するために必要
な国の資金の交付を受け、これを財源として、
学校法人に対し、減免資金を交付する業務を
行う。

第二十五條第一項中「同じ」の下に「。(交付業
務を含む。第三十七條第一項及び第四項を除
き、以下同じ)」を加える。

第二十七條中「第二十三條第一項第一号」の下
に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に
「及び減免資金」を加える。

第四十八條第一項第七号中「第三項」を「第四
項」に改める。

附則第十三條中「第二十三條第一項第一号」の
下に「及び第四項」を加える。

(内閣府設置法の一部改正)
第十三條 内閣府設置法(平成十一年法律第八
十号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第二十七号の五の次に次の一号
を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援(大
学等における修学の支援に関する法律(平
成三十一年法律第 号)第三條に規定
するものをいう。)に関する関係行政機関の
経費の配分計画に関すること。

第十一條の三及び第四十一條の二第一項中
「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改め
る。

(政令への委任)
第十四條 この附則に定めるもののほか、この法
律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

理 由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等
における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対
策を推進する一環として、真に支援が必要な低所
得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍す
ることができる豊かな人間性を備えた創造的な人
材を育成するために必要な質の高い教育を実施す
る大学等における修学に係る経済的負担の軽減を
図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置
を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律案
学校教育法等の一部を改正する法律
(学校教育法の一部改正)

第一條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六
号)の一部を次のように改正する。

第八十八條の二中「この条及び第九條第三
項において」を削る。

第九條第一項中「次項」の下に「及び第五項」
を加え、同条第四項中「いう」の下に「以下この
条及び」を加え、同条に次の三項を加える。

第二項及び第三項の認証評価においては、
それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状

況(第二項に規定する大学の教育研究等の総
合的な状況及び第三項に規定する専門職大学
等又は専門職大学院の教育課程、教員組織そ
の他教育研究活動の状況をいう。次項及び第
七項において同じ)が大学評価基準に適合し
ているか否かの認定を行うものとする。

大学は、教育研究等状況について大学評価
基準に適合している旨の認証評価機関の認定
(次項において「適合認定」という。)を受ける
よう、その教育研究水準の向上に努めなけれ
ばならない。

文部科学大臣は、大学が教育研究等状況に
ついて適合認定を受けられなかつたときは、
当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況
について、報告又は資料の提出を求めるもの
とする。

(国立大学法人法の一部改正)
第二條 国立大学法人法(平成十五年法律第百十
二号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定国立大学法人」を「指定国立大学
法人等」に、「第三十四條の八」を「第三十四條の
九」に、「第三十四條の九」を「第三十四條の十」
に改める。

第十條第一項中「学長」の下に「(当該国立大学
法人が設置する国立大学の全部について第三項
に規定する大学総括理事を置く場合にあつて
は、理事長。次条第一項並びに第二十一條第二
項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同
じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 国立大学法人が二以上の国立大学を設置す
る場合その他その管理運営体制の強化を図る
特別の事情がある場合には、第十二條第二項
に規定する学長選考会議の定めるところによ
り、当該国立大学法人に、その設置する国立
大学の全部又は一部に係る学校教育法(昭和
二十二年法律第二十六号)第九十二條第三項
に規定する職務(以下「大学の長としての職
務」という。)を行う理事(以下「大学総括理事」
という。)を置くことができる。

4 国立大学法人は、前項の規定により大学総
括理事を置くこととするときは、文部科学大
臣の承認を受けなければならない。

第十一條第一項中「学校教育法(昭和二十二年
法律第二十六号)第九十二條第三項に規定する
職務」を「大学の長としての職務(大学総括理事
を置く場合にあつては、当該大学総括理事の職
務に係るものを除く。)」に改め、同条中第九項
を第十一項とし、第四項から第八項までを二項
ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次
に次の一項を加える。

5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほ
か、大学の長としての職務(第十二條第二項
に規定する学長選考会議の定めるところによ
り、当該大学総括理事が当該大学の長として
の職務を行うものとされた国立大学に係るも
のに限る。)を行うとともに、学長の定めると
ころにより、国立大学法人を代表する。

第十一條第二項第二号中「承認」の下に「(第十
三條の二第一項及び第十七條第六項の承認を除
く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第
一項の次に次の一項を加える。

2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業
務を総理する。

第十三條第一項中「理事」の下に「(大学総括理
事を除く。次項、第十五條第二項及び第十七條
第五項において同じ。)」を加える。

第十三條の次に次の一項を加える。

第十三條の二 大学総括理事は、第十二條第七
項に規定する者のうちから、学長選考会議の
意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得
て、学長が任命する。

2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づ
いて行うものとする。

3 学長は、第一項の規定により大学総括理事
を任命したときは、遅滞なく、これを公表し
なければならない。

第十四條中「でない者」の下に「(以下「学外者」
という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人(学外者が学長に任命されているものを除く。)の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。

第十五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

第十七条に次の二項を加える。

6 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

7 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条第六項」と読み替えるものとする。

第二十條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる者のほか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。

第二十一条第一項中「国立大学法人に」の下に「当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該」を加え、同条第二項第二号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、学長又は当該大学総括理事)を加え、同項第四号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の

長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。」を加え、同条第三項中「ほか」の下に「、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては当該大学総括理事を」を加え、「置く場合には、」を「置く場合にあつては」に改め、同条第四項第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同項第二号中「前条第四項第二号」を「前条第五項第二号」に改める。

第二十六条中「から第十九条まで」を「第十三条、第十四条、第十五条(第三項を除く。)、第十六条、第十七条(第六項及び第七項を除く。)、第十八条及び第十九条」に改め、「大学共同利用機関」との下に「第十三条第一項中「理事(大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項において同じ。)」とあるのは「理事」と、第十四条第二項中「別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項」とあるのは「別表第二」とを加える。

第三十一条の三第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

第五章 指定国立大学法人等

第三十四条の九を第三十四条の十とし、第五章中第三十四条の八の次に次の一条を加える。
(二)以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例)

第三十四条の九 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。

2 第三十四条の四第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の五から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の

第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の五第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第三十五条の表第十四条第一項の項中「学長」の下に「当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては理事長とし」を加え、「機構長」を「機構長とする」に改め、同表第十五条第二項、第十六条、第二十四条、第二十五条及び第二十六条の項中「第二十五条及び第二十六条」を「及び第二十五条」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十六条	法人の長が任命する	学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員(教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。)並びに国立大学法人法第二十三条の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員(教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。)を任命し、免職し、又は降任するときは、当該大学総括理事の申出に基づき行うものとする。
-------	-----------	--

第三十五条の表第三十九条第三項の項中「第三十一条第七項」を「第三十一条第九項」に改める。

第四十条第一項第四号中「第三十一条第五項若しくは第六項」を「第三十一条第七項若しくは第八項」に改め、同項第五号中「同項を」を「同項」に改め、「第三十四条の五第一項の下に」、指定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二十二條第一項及び第三十四条の九第二項において準用する第三十四条の五第一項を加え、同項第十号中「第三十四条の九第二項」を「第三十四条の十第二項」に改め、同条第二項中「第十

一条第七項」を「第三十一条第九項」に改める。

附則第二条を次のように改める。

附則第三条第一項中「整備法」を「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第十七号。以下「整備法」という。)」に改める。

附則第四条並びに第六条第一項及び第四項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第七条及び第八条を次のように改める。
第七条及び第八条 削除

附則第九條第一項中「附則第十一條第一項において「旧特別会計」という。」を削る。

附則第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

附則第十四條第一項中「社会資本整備特別措置法を「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）」に改める。

附則第十五條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旧設置法に規定する大学等に関する経過措置）」を付し、同条第一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改め、同条第二項中「旧設置法の下に」（整備法第二條の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五百十号）をいう。附則別表において同じ。）を加える。

附則第十六條及び第十七條を次のように改める。

第十六條及び第十七條 削除

附則第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

附則第二十二條中「附則第二條及び第四條から前条まで」を「附則第四條から第六條まで、第九條、第十條、第十二條から第十五條まで及び第十八條から第二十條まで」に改める。

附則に次の一條を加える。

（国立大学法人の納付金等）

第二十三條 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算

（第一号）により政府から当該国立大学法人に對し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二條第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定により同項に規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。

附則別表第一中「附則第二條」を削り、同表を附則別表とする。

附則別表第二及び附則別表第三を削る。

別表第一国立大学法人岐阜大学の項を削り、同表国立大学法人名古屋大学の項を次のように改める。

国立大学法人東海国立大学機構		
岐阜大学	愛知県	八
名古屋大学		

別表第一備考に次の一号を加える。

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とする。

別表第二に次のように加える。

備考 この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」とする。

（私立学校法の一部改正）

第三條 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四條」を「第二十三條」に、「第二十五條」を「第二十四條」に、「第三節 管理（第三十

「第三節 管理

第一款 役員及び理事会（第三十五條 第四十條の五）

第二款 評議員及び評議員会（第四十一條 第四十四條）

第三款 役員の損害賠償責任（第四十四條の二 第四十四條の四）

第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五條）

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五

に、「第六十三條」を「第六十三條の二」に改める。

條の二（第四十九條）

第十八條から第二十四條までを削り、第二章中第十七條の次に次のように加える。

第十八條から第二十三條まで 削除

第三章第一節中第二十五條の前に次の一條を加える。

（学校法人の責務）

第二十四條 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

第二十六條の次に次の一條を加える。

（特別の利益供与の禁止）

第二十六條の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第二十九條の見出しを「（一般社団・財団法人法の規定の準用）」に改め、同条中「平成十八年法律第四十八号の下に」。以下「一般社団・財団法人法」という。を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

第三十三條の二中「備え置かなければ」を「備えて置かなければ」に改め、同条を第三十三條の三とする。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（寄附行為の備置き及び閲覧）

第三十三條の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第三十四條の見出しを「（一般社団・財団法人法の規定の準用）」に改め、同条中「一般社団法

人及び一般財団法人に関する法律」を「一般社団・財団法人法」に改める。
第三章第三節第三十五条の前に次の款名を付する。

第一款 役員及び理事会

第三十五条の次に次の一条を加える。

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第三十六条に次の一項を加える。

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第三十七条の見出しを「(役員の職務等)」に改め、同条第三項第六号中「又は財産」を「若しくは財産の状況又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「対して」の下に「理事会及び」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二号」を「から第三号までに」、「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は財産」を「若しくは財産の状況又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 理事の業務執行の状況を監査すること。

第三十七条に次の一項を加える。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする。理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

第三十八条第五項中「(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)」を削る。

第四十条の五を次のように改める。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一

号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第八十三条及び第六十六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第八十三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第四十条の五の次に次の款名を付する。

第二款 評議員及び評議員会

第四十一条に次の二項を加える。

9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第八十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができ評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条第一項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

第四十二条第一項第二号を削り、同項第一号中「予算、」を削り、同号を同項第三号とし、同

号の前に次の二号を加える。

一 第四十五条の二第二項の予算及び事業計画

二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

第四十四条の次に次の一款及び款名を加える。

第三款 役員の損害賠償責任

(役員)の学校法人に対する損害賠償責任
第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つた

ものと推定する。

一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団・財団法人法第八十二条から第十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条第一項第二号	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四条第一項	理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四条第二項	、同項	及び同項
第百十四条第三項	限る。についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	限る。
第百十四条第四項	同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四条第四項	社員	評議員
第百十五条第一項	議決権を有する社員	評議員
第百十五条第一項	理事会の決議によつて一般社団	寄附行為の定めるところにより理事長

	法人の業務を執行する 限る。）、又は	を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十五條第四項	第百十一條第一項	私立学校法第四十四條の二第一項
第百十六條第一項	第八十四條第一項第二号	私立学校法第四十條の五において準用する第八十四條第一項第二号

(役員)の第三者に対する損害賠償責任
第四十四條の三 役員がその職務を行うにつ

て悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七條第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載
ロ 虚偽の登記
ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七條第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員)の連帯責任

第四十四條の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四款 寄附行為変更の認可等

第四十五條の見出しを削る。

第四十五條の次に次の款名及び一条を加える。

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)
第四十五條の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たつては、学校教育法第九十九條第二項(同法第二百三十三條において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

第四十七條第一項中「以内」の下に、「文部科学省令で定めるところにより、」を加え、「及び事業報告書」を、「事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)」に改め、同条第二項中「及び第三十七條第三項第三号」を、「第三十七條第三項第四号」に、「(第六十六條第四号において)」及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下)に改め、「(いう。を」の下に、「作成の日から五年間、」を加え、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から」を削り、「あつた場合」の下に、「(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。))にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

第三項第三号を、「第三十七條第三項第四号」に、「(第六十六條第四号において)」及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下)に改め、「(いう。を」の下に、「作成の日から五年間、」を加え、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から」を削り、「あつた場合」の下に、「(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。))にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

第四款 寄附行為変更の認可等
第四十五條の見出しを削る。
第四十五條の次に次の款名及び一条を加える。

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

加える。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第四十九條を削り、第三章第三節中第四十八條を第四十九條とし、第四十七條の次に次の一条を加える。

(報酬等)

第四十八條 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

第五十條の四中「決定」の下に「及び第六十二條第一項の規定による解散命令」を加え、同条に次の一項を加える。

2 学校法人が第六十二條第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

第三章第五節中第六十三條の次に次の一条を加える。

(情報の公表)

第六十三條の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十條第一項若しくは第四十五條第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容

二 第三十七條第三項第四号の監査報告書を

作成したとき 当該監査報告書の内容

三 第四十七條第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八條第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第六十五條の三中「第一号から第三号まで、」を削り、「及び第六号を除き」を「に係る部分に限り」に改め、「、第四十條の五(第六十四條第五項において準用する場合を含む。)」を削り、「第四項」の下に「(第六十四條第五項において準用する場合を含む。)、第五十條の四第二項」を加える。

第六十六條中第九号を第十二号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第四十七條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

第六十六條第三号を同条第五号とし、同条第二号中「第三十三條の二」を「第三十三條の三」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第三十三條の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三條の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正)
第四款 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「同項第三号」を「第十六條第一項第三号及び第六号」に改める。

第十六條第一項第六号を次のように改める。

六 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並

びにその結果の提供を行うこと。

第十六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 次に掲げる情報の収集、整理及び提供を行うこと。

イ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報

ロ 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報

ハ 大学における各種の学習の機会に関する情報

第十六条第二項中「この項の下に」及び次項を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、国立大学法人法第三十一条の第三項の規定による評価委員会からの要請があつた場合には、当該国立大学に係る学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて前項の規定による評価を行うものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第二条 第二条の規定による改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人岐阜大学及び国立大学法人名古屋大学(以下それぞれ「岐阜大学法人」及び「名古屋大学法人」という。)が協議して定める規程(以下「合同学長選考会議規程」という。)により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた学長選考会議(国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議を

いう。以下この項において同じ。)の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議(以下「合同学長選考会議」という。)を設けることができる。

2 文部科学大臣は、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから選考された者について、合同学長選考会議の申出があつた場合には、その者を当該申出に基づき、第二条の規定による改正後の同法(以下「国立大学法人法」という。)別表第一に規定する国立大学法人東海国立大学機構(以下「東海国立大学機構」という。)の学長(東海国立大学機構が設置する国立大学の全部について新国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあっては、理事長。以下この条において同じ。)となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合においては、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、東海国立大学機構の学長となるべき者として指名するものとする。

3 前項の規定により指名された学長となるべき者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、新国立大学法人法の規定により、東海国立大学機構の学長に任命されたものとする。

4 名古屋大学法人の学長の任期は、第二項の規定により東海国立大学機構の学長となるべき者が指名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

5 合同学長選考会議は、施行日前においても、新国立大学法人法第十条第三項の規定の例により、東海国立大学機構に大学総括理事を置くことを定め、同条第四項の規定の例により、文部科学大臣の承認を受けることができる。

6 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

(岐阜大学法人の解散等)

第三条 岐阜大学法人は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において東海国立大学機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に岐阜大学法人が有する権利のうち、東海国立大学機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 岐阜大学法人の平成三十一年四月一日に始まる事業年度(以下この条において「最終事業年度」という。)における業務の実績については、東海国立大学機構が国立大学法人法第三十一条の二第二号に規定する評価を受けるものとする。この場合において、新国立大学法人法第三十一条の三第三項の規定による通知及び勧告は、東海国立大学機構に対してされるものとする。

5 岐阜大学法人の最終事業年度に係る準用通則法(新国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百

三号)をいう。第十項において同じ。)第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書、決算報告書(同項において「財務諸表等」という。)の作成等については、東海国立大学機構が行うものとする。

6 岐阜大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、東海国立大学機構が行うものとする。

7 東海国立大学機構の施行日を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標(以下この条において単に「中期目標」という。)の期間に係る同法第三十一条の二第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8 東海国立大学機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法第三十一条の二第二項に規定する評価同項第二号及び第三号に掲げる事業年度に係るものに限り、については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

9 岐阜大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において岐阜大学法人の中期目標の期間が終了したものととして、東海国立大学機構が行うものとする。

10 第五項、第六項及び前項の規定により東海国立大学機構が行うものとされる岐阜大学法人の行った事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務については東海国立大学機構の行った事業に係るこれらの業務とみなして、新国立大学法人法第三十一条、第二十条第五項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条(第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。)の規定を適用する。この場合において、新国立大学法人法第三十二条

第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるの

は「国立大学法人東海国立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日を含む」と、「当該次」であるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「岐阜大学法人(学校教育法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)附則第二条第一項に規定する岐阜大学法人をいう。以下同じ。の最終事業年度(同法附則第三条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。の」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年度」とあるのは「岐阜大学法人の最終事業年度の」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「岐阜大学法人の最終事業年度の」と、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において岐阜大学法人が積み立てた積立金」とする。	入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。 3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。 (岐阜大学法人が設置する大学に関する経過措置) 第五条 岐阜大学法人が設置する岐阜大学は、この法律の施行の時にあって、東海国立大学機構が設置する岐阜大学となるものとする。 (名古屋大学法人に関する経過措置) 第六条 名古屋大学法人は、この法律の施行の時にあって、東海国立大学機構となるものとする。	日の前日に岐阜大学法人の役員であった者(その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかった者を除く)又は職員であった者に限る。が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事である場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者みなす。この場合において、新国立大学法人法第十五条第五項後段の規定は、適用しない。 (私立学校法の一部改正に伴う準備行為) 第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法(以下「新私立学校法」という。第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。 (私立学校法の一部改正に伴う経過措置) 第十条 新私立学校法第三十七条第三項(第四号に係る部分に限る。の)の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用し、同日前に始まる会計年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。	同日前に始まる会計年度に係る第三条の規定による改正前の私立学校法第四十七条第二項に規定する財産目録等については、なお従前の例による。 6 新私立学校法第五十条の四の規定にかかわらず、施行日前に私立学校法第六十二条第一項の規定により解散が命じられた場合の清算人の選任については、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置) 第十一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任) 第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討) 第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (地方自治法の一部改正) 第十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 別表第一私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の項中「第 号から第三号まで」を削り、「及び第六号を除くを」に係る部分に限り」に改め、「、第四十条の五(第六十四条第五項において準用する場合を含む。を」を削り、「第四項の下に「第六十四条第五項において準用する場合を含む。」、第五十条の四第二項」を加える。 (社会教育法の一部改正) 第十五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。 第四十四条第二項中「学長」の下に「若しくは理事長」を加える。 (私立学校振興助成法の一部改正)
11 第一項の規定により岐阜大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 (東海国立大学機構への出資) 第四条 前条第一項の規定により東海国立大学機構が岐阜大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、東海国立大学機構が承継する資産の価額(同条第十項の規定により読み替えて適用される新国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から岐阜大学法人に入金された金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く)から負債の金額を差し引いた額は、政府から東海国立大学機構に対し出資されたものとする。この場合において、東海国立大学機構は、その額により資本金を増加するものとする。 2 前項に規定する資産のうち、土地については、東海国立大学機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収	第七條 施行日の前日において名古屋大学法人が国立大学法人法第三十四条の四に規定する指定国立大学法人として指定されているときは、東海国立大学機構が設置する名古屋大学は、施行日において新国立大学法人法第三十四条の九第一項に規定する指定国立大学として指定されたものとみなす。 (東海国立大学機構の理事又は監事の任命に関する経過措置) 第八条 岐阜大学法人の役員であった者(理事又は監事であった者にあつては、その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかった者を除く)が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事に任命される場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者みなす。 2 名古屋大学法人の理事又は監事であった者(その最初の任命の際現に名古屋大学法人の役員又は職員でなかった者であつて、かつ、施行	2 新私立学校法第四十二条第一項(第二号に係る部分に限る。の)の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業に関する中期的な計画について適用する。 3 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。 4 新私立学校法第四十五条の二第三項の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画及び事業に関する中期的な計画について適用する。 5 新私立学校法第四十七条の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用し、	四七

第十六条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項及び第二条の二第三項中「第四十八条」を「第四十九条」に改める。

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正)

第十七条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「適格認定等」を「認証評価等」に改め、同条第一項中「(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「ついで」の下に「学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による」を加え、「学校教育法」を「同法」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第二十條 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「第九十三条の規定による改正後の」を削り、「(以下この条において「新大学法人法」という。第十一條第四項、第五項、第七項及び第八項)を「第十一條第六項、第七項、第九項及び第十項」に、「並びに新大学法人法」を「並びに同法」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

理 由

大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十八条 次に掲げる法律の規定中「学長」の下に「又は理事長」を加える。

一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第二条第三項

二 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十九条第一項

三 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第三十三条第一項

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第十九条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十七条第三項第四号」を「第三十七条第三項第五号」に、「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改める。

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)